

官報

平成九年四月二十四日

○第一百四十回 衆議院会議録 第三十号

平成九年四月二十四日(木曜日)

議事日程 第十六号

平成九年四月二十四日

午後一時開議

第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)
第二 外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブーピートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日に改正された議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件

第四 過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件
第五 空港整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
橋本内閣総理大臣の在ペルー日本大使公邸占拠事件人質解放に関する報告

平成九年四月二十四日 衆議院会議録第二十号 橋本内閣総理大臣の在ペルー日本大使公邸占拠事件人質解放に関する報告

在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件解決に対する感謝決議案(平沼赳氏君外十二名提出)
去る二十二日に厚生委員長から中間報告があつた職器の移植に関する法律案(金田誠一君外五名提出)及び職器の移植に関する法律案(第百三十九回国会、中山太郎君外十三名提出)

出の両案は委員会から直ちにこれを本会議に移し議事日程に追加して一括議題としその審議を進めるべしとの動議(荒井広幸君提出)

職器の移植に関する法律案(金田誠一君外五名提出)
職器の移植に関する法律案(第百三十九回国会、中山太郎君外十三名提出)

日程第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第一 外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一 外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブーピートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日に改正された議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件

日程第三 過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件
日程第四 過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の

使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件
書の締結について承認を求めるの件
日程第五 空港整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

金融監督官設置法案(内閣提出)及び金融監督厅設置法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第五 空港整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

内閣總理大臣(橋本龍太郎君) 在ペルー日本大使公邸占拠事件人質解放に関する報告
○議長(伊藤宗一郎君) 内閣總理大臣から、在ペルー日本大使公邸占拠事件人質解放に関する報告のため、発言を求められます。これを許します。内閣總理大臣橋本龍太郎君。

(内閣總理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣總理大臣(橋本龍太郎君) 昨年末以来、我が国にとっての大きな懸案でありました在ペルー大使公邸占拠事件については、日本時間二十三日午前五時二十三分、ペルー軍特殊部隊がMRTAの占拠する大使公邸への救出作戦を行なった。この結果、七十一名の人質が無事救出されました。その中には、日本人人質二十四名全員が含まれております。

私は、人質の方々が無事救出されるに当たり、人質の中から一名、救出作戦に当たられた軍関係者の中から二名、合計三名の方々のとうとい生命が犠牲になつたことに對し、まず、心から哀悼の意を表したいと思います。

今回、フジモリ大統領が、この事件を、テロに屈することなく人質を安全に救出するとの觀点から、周到に準備を図つて救出作戦を行なわれ、大部分の人質を無事解放して解決されたことに、心から感謝の意を表したいと思います。(拍手)

また、この間の関係国との協力に謝意を表しますとともに、本件事件の解決に向けて示された国際社会の連帯と支持に感謝したいと思います。

事件終結直後、私はフジモリ大統領と電話で会談いたしましたが、私より、フジモリ大統領の努力に謝意を表したのに対し、同大統領よりは、事前に日本政府への連絡をとらなかつたにもかかわらず、ペルー政府を信じていただき感謝する旨の

日本国民へのメッセージが伝えられたところあります。(拍手)

また、ペルー政府への謝意表明、「亡くなられた方への弔意表明や、事後に発生するさまざまな問題への対応のため、池田外務大臣を昨晩ペルーに派遣いたしました。

テロ撲滅については、昨年六月のリヨン・サミットで「テロリズムに関する宣言」が採択されておりますが、今後とも、我が国としては、今回の事件をも教訓とし、国際社会とともにテロリズムに屈すことなくこれと戦っていく考え方であります。

最後に、本事件の解決に向け、各党より党派を超えて温かい御支援、御協力をいただきましたことに、心から感謝の意を表します。ありがとうございました。(拍手)

○荒井広幸君 謙事日程追加の緊急動議を提出いたします。

平沼赳夫君外十三名提出、在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件解決に対する感謝決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこられを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 荒井広幸君の動議に御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件解決に

お出で、
○議長(伊藤宗一郎君) 在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件解決に対する感謝決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。平沼赳夫君。

在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件解決に対する感謝決議案

[本号末尾に掲載]

[平沼赳夫君登壇]

○平沼赳夫君 ただいま議題となりました在ペ

ルー日本大使公邸占拠・人質事件解決に対する感謝決議案につきまして、自由民主党・新進党・民主党、日本共産党・社会民主党・市民連合・太陽党・21世紀・新党さきがけを代表いたしまして、御説明申し上げます。

まず、今回の事件で犠牲となられた方々に心から哀悼の意を表明するとともに、人質として日本大使公邸内に監禁、負傷された方々及びその御家族、関係者に対しまして、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

案文を朗読いたします。

在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件解

決に対する感謝決議案

が、テロリストに対しては譲歩を行わないとの原則のもと解決を見たことに対し感謝の意を表すと共に、人質救出に際し死亡された方々及びそのご遺族に対し衷心より哀悼の意を表し、負傷された方々の一日も早いご回復をお祈りする。

テロリズムは、いかなる政治的あるいは理念的な目的によつても正当化されるものではない。今回の事件は、改めて国際的協力と連帯が必要であることを内外に示した。

本院は、ここに本事件解決に向けあらゆる努

力を傾注してきたペルー政府をはじめ関係各

方々の努力に対し、深甚なる感謝の意を表明す

る。

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手) 本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) よって、本案は可決いたしました。(拍手)

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣橋本龍太郎君。

[内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇] 本件を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) よって、本案は可決いたしました。(拍手)

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣橋本龍太郎君。

腸器の移植に関する法律案(金田誠一君外五名提出)、腸器の移植に関する法律案(中山太郎君外十三名提出)

腸器の移植に関する法律案(金田誠一君外五名提出)、右両案を一括して議題といたします。

てあげたり顔をふいたりして、生きている息子に對するのと全く変わらない方法で看病を続けています。

このよな脳死状態の人を法律をもって死者と決定すべきか否かが、今私たち一人一人の議員に問われているわけでございます。神ならぬ我々人間に、人の死を過たず決定するなどということは到底なし得ないことではないでしょうか。私たち立法作業に携わる者としては、人の命についてはただ謙虚に、死の判定についてはあくまでも国民の社会的合意の成立を最も重要な判定基準とすべきであると考えます。

脳死臨調は、脳死を人の死とするためには国民の間に社会的な合意が必要であると指摘し、中山案はその合意ができるいると主張しております。しかし、私は、次のとおり社会的合意はできていないと考えます。

民法、刑法でも、人の死の定義は法律関係を処理する上で重要な問題であります。しかし、民法も刑法も、特に人の死を法文上定義しておらず、三徴候死をもつて人の死としております。これは、三徴候死をもつて人の死とするに社会的合意ができているからであります。もし中山案が脳死を人の死とするに社会的合意ができると言つておれば、あえてその旨の法律をつくる必要は全くないのであります。脳死は人の死であると法律の力をもつて国民に押しつけなければならないこと自体、社会的合意ができるない証左ではないでしょうか。

次に、私は、いかなる生命も、生命それ自体が尊権の対象であり、人間が生命の価値を判断してはならないものと考えます。しかし、中山案は、次とのおり、大の生命を守るために小の生命を犠牲にしてもよいという生命の差別觀がその前提にあります。

すなわち、移植行為の違法性の根拠を臓器の摘出行為の有益性に求めているからであります。例えれば、仮に脳死を死と定義しても、死体からの臓

器摘出行為は刑法第百九十九条の死体損壊罪に該当します。それでは、なぜ犯罪が成立しないのか。それは、臓器の摘出行為によつて失われる利益よりも、移植によって得られる利益の方が大きいと判断するからであります。

中山案は、本来ならば、臓器の摘出行為によって失われる生命と移植によつて得られる生命との価値判断をするべきところを、脳死状態の人を死者とするという法的テクニックを使って生命対生命の価値判断を免れてはいるにすぎません。しかし、その大前提として、脳死状態の人には法的に保護すべき生命が存在しないというまことに重大な価値判断をしているのであります。

これに対して、当方の金田案は、移植行為の適法性を、将来脳死状態になつた場合には自分の臓器を提供して社会のお役に立ちたいという提供者自身の真摯にしてかつ崇高な提供行為に求めており、移植行為は提供者の意思を実現するための補助的行為と評価され、違法性が認められることになります。したがつて、ここには生命と生命的比較を問題にする余地は全くないわけでござります。

最後に、金田案は、脳死を人の死とすることなく臓器移植を認める法案でございます。

この法案に対しても、生きている人の臓器を摘出して生命を絶つような行為は殺人罪になるのではないかという批判がなされます。しかし、刑法第三十五条には「法令又ハ正当ノ業務ニ因リシタル行為ハ之ヲ罰セズ」と明確に規定されております。臓器移植法案に従つてなされた移植行為は、この刑法の規定により、殺人罪等の犯罪成立の余地は全くないのでござります。臓器移植法的に可能にするための法律構成としては、当方の金田案の法律構成で必要にして十分であり、あえて腦死をもつて人の死とする旨の法律をつくる必要はないのであります。

脳死を人の死とする中山案は、臓器移植を容易

にするために、死の持つ社会的、慣習的、宗教的な側面を一切捨棄し、人の死を單に医学的、生物学的觀点からのみとらえ、法律の強制力をもつて死の時期を早め、医師に法律上、倫理上の免罪符を与えるとするものであり、私は到底これを容認することができないでございます。

以上、私が中山案に反対し金田案に賛成する理由を述べさせていただきました。

御清聴を心より感謝申し上げ、私の討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 田村憲久君。

(田村憲久君登壇)

○田村憲久君 自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

自由民主党の田村であります。

は、ただいま議題となりました二法案について、中山議員外十三名提出の臓器の移植に関する法律案、いわゆる中山法案に対して賛成の立場から、討論を行つものであります。

○田村憲久君

脳死を死でないとした上で、脳死状態から心臓等の摘出を認めた場合、脳死状態から心臓等を摘出するという行為は患者の命を絶つことになるわけですが、本人の承諾があるといつても、移植が必要な患者を助けるために別の患者の命を奪つていいというような立法が果たして許されるものでありますか。

また、家族の方の気持ちを考えましたときに、患者がまだ生きているうちから臓器を摘出するという立法は、本人の承諾があるといつても、御家族の気持ちとしては耐えられないものではないでしょうか。

なお、つけ加えますと、諸外国では、金田法案のようによく脳死を人の死でないと法律で規定して臓器移植を行っている例は、私の知る限り世界じゅう一つもない、そのように承知をしております。

最後に、中山法案は、脳死臨調の答申を受け、なかなか臓器移植法案を提出しない政府にかかり、国会としての意思表示をするために、議員立法により提出された法案であると聞いております。今や、我々が決断を下すべきときが来ています。

どうか、移植を待っている患者の方々のためには、皆様におかれましても中山法案に賛成いたしましたとともに、だきますよう心からお願ひいたしましたとともに、国民の信頼と期待を確保するためにも、さらなる移植における医の倫理を確立されんことを祈りまます。今や、我が決断を下すべきときが来ています。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 田中甲君。

○田中甲君 私は、金田誠一君外五名提出の臓器の移植に関する法律案に賛成をし、中山太郎君外十三名提出の同名の法律案に反対の立場から、討論いたします。

一九九二年の脳死臨調最終答申には、その「おわりに」に次のように述べられた一項があります。「本調査会の結論としては、「人の死」につい

てはいろいろな考え方が世の中に存在していること

は、この脳死臨調のまとめの言葉こそが今日我が国における国民の総意を反映したものであり、これを素直に法律にしたもののが脳死を人の死と規定しない法案、すなわち金田案であると思います。

金田案は、まさに人の死にはいろいろな考え方世の中に存在していることに十分に配慮をして、脳死を人の死とする規定を設けず、脳死状態にある者の身体から臓器を摘出できるとしています。そのため、本人が適切な判断を下せるときに、脳死状態となつたならば臓器を提供することによってみずから生命を全うすべく、日付と署名のある書面をもってその意図を表明すれば自己決定を受容し実現するための法律をつくることは、憲法の精神に合致しているとの立場をとっています。

具体的には、違法性阻却事由を法定化することによって、医師の行為は刑法第三十五条规定による正当業務行為となり、罰せられることはできません。

また、金田案にあっては、あくまでも本人の自己決定が基本であり、医師は専門家としてその知識と技術を提供するのであって、生命に軽重をつけるとの批判は全く根拠がない、ためにする議論であります。すなわち、中山案が臓器摘出法案であるのに対し、金田案は臓器提供法案であって、その正当性が、この法案を提出してからはずか二

十四日間という短期間でありながら、今日広く社会の受け入れるところとなっているゆえんであります。

これまででも、脳死臨調の最終答申において、脳死を人の死とすることに賛同しない立場の哲学者梅原猛先生や弁護士原秀男先生の意見が開陳されましたことに始まり、日本弁護士連合会や、宗教団体においては立正佼成会や神社本庁、天台宗など三十二団体が反対を表明し、医学界でも、厚生委員会に参考人として出席された医師からは反対を含

め慎重な意見が相次ぎました。

そして、何よりも議員各位が、法案の国会審議を通じて、脳死を人の死とする社会的合意が存在するのを痛感されていると思います。もしも

そのような合意があるとするならば、これほどまでに深く考え悩むことはなく、今日のような探求の姿にはならなかつたのではないかでしょう。

中山案の立論は、死の概念を新たに規定したものではなく、既に存在している脳死を人の死とする社会的合意を条文に示したものであると説明されきました。しかし、以上に申し上げたおり、その根拠はことごとく崩されており、もはや審議にたえるものではありません。

さらに、危険なことは、社会的合意のないままに脳死を人の死とする立法を行うことは、救急救命医療の現場において患者の家族の意思に反した脳死判定後の治療の打ち切りの圧力が高まるなどに、医療資源や医療実験対象としての利用などをさまざまに人権侵害を生じさせることであります。また、人の死が権利義務の取得と喪失の関係要因となっていることから、法的・社会的な混乱を生じさせるおそれが強いことが審議を通じて明らかになっています。

厚生省は、脳死判定を家族は拒否できないと言ふ。加えて、すべての国民が脳死を人の死と判断するためには脳死を法律で規定する必要性を強調したいのです。このような脳死法とも言える死の押しつけを立法府に預かる私たちは認めてはならないのです。

移植医療の進展は、善意に基づく臓器提供がすべての出発点であり、これは移植医療に対する信頼によってのみ成立します。臓器を提供し摘出される自分自身の姿や家族のことを想像していただきたいと思います。死体として、物として扱われる中山案と、基本的人権の主体である人間としての尊厳を持って対処される金田案の、いずれが信頼できるでしょうか。

私は、このような金田案の考え方方に立って、脳死状態に至ったときにはみずからの意思でドナーとして臓器の提供をし、お役に立ちたいと思っております。脳死状態のドナーを死体として臓器を摘出する中山案はいわば北風の法案であり、本人の意思を出発点として臓器提供に道を開く金田案は太陽の法案にはなりません。いずれが移植医療の発展のために資するか、いずれが旅人のコートを脱がせるかは、もはや申し上げるまでもあります。

議員各位の個人としての賢明な御判断をお願い申し上げ、私の討論といたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 遠藤和良君。

〔遠藤和良君登壇〕
○遠藤和良君 私は、中山案に賛成をいたしまして、金田案に反対の討論を行います。

我が國で臓器移植を受けられる日の来ることを一日千秋の思いで待ちわびている患者の方々の気持ちを思いますと、脳死者から臓器移植を行うことができる法律の整備がぜひとも必要であると考えます。

以下、中山案に賛成する理由を順次申し述べます。
第一は、これまで大変大きな論点として議論されてきたところであります。私は、脳死は人の死であると考えます。

近年の医学、生物学では、人を意識、感覚を備えた一つの生体システムあるいは有機的統合体としての個体ととらえており、人間の各臓器、器官を統合、調節している脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に失われた状態をもつて人の死と定義する考え方が主流となつてきております。つまり、人間の生命の座はまさに脳にあると考えられるのであります。

こうした脳死をもつて人の死とする考え方方は、欧米諸国のみならず、台湾、フィリピン、タイ、インド、サウジアラビア等、アジアの国々の多く

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

金田誠一君外五名提出、臓器の移植に関する法律案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。

氏名点呼を命じます。議場閉鎖。

〔参考氏名を点呼〕

〔各自投票〕

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

○議長(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

○議長(伊藤宗一郎君) 右の結果、金田誠一君外五名提出、臓器の移植に関する法律案は否決されました。

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

○議長(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

○議長(伊藤宗一郎君) 右の結果、金田誠一君外五名提出、臓器の移植に関する法律案は否決されました。

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参考投票を計算〕

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

〔参考投票を計算〕

官 報 (号 外)

平成九年四月二十四日 衆議院会議録第二十号

提出) 機器の移情に関する法律案(全議院) 表外正名投票 聰議の種類に對する

中山太郎君外十三名

穗積 堀内 牧岡 松澤 松永 松本 三塚 牧岡 隆守君 光雄君
利勝君 光君 純君 博君 光君
喜一君 宮下 宮下 喜一君 良行君
創平君 喜隆君 利勝君
村上誠一郎君 喜隆君 光君
村田 森山 茂木 伊藤 伊藤
谷津 柳沢 敏充君 信君
山口 山下 伯夫君 喜明君
眞弓君 義男君 德夫君 泰明君
渡辺 与謝野 謙君 君
安倍 伊藤 伊藤 貴盛君
青木 伊藤 伊藤 具能君
赤羽 伊藤 伊藤 喜美君
東 伊藤 伊藤 基雄君
池坊 伊藤 伊藤 宏之君
石田 伊藤 伊藤 一嘉君
幸四郎君 伊藤 伊藤
市川 伊藤 伊藤 三三君
雄二君 伊藤 伊藤 英成君
岩瀬 伊藤 伊藤 保子君
江崎 伊藤 伊藤 宏之君
小沢 伊藤 伊藤 錦麿君
太田 伊藤 伊藤 辰男君
岡田 伊藤 伊藤 克也君
加藤 伊藤 伊藤 昭宏君
六月君

鹿野 鍵田 川端 神崎 武法君
木村 太郎君 北村 直人君 墓道
草川 昭三君 小池 百合子君 訂正君
佐々木洋平君 古賀 正浩君 道彦君
坂口 恒夫君 権藤 達夫君
塙田 敬夫君 佐藤 敬夫君
城島 力君 晋君
田端 正光君 鈴木 淑夫君
中野 武山百合子君 谷口 隆義君
仲村 伸二君 武田 正治君
二階 宽成君 武夫君 俊博君
西岡 阳君 萩野 幸之君
中川 富田 武山百合子君
柳床 伸二君 武田 正治君
冬柴 前田 武夫君 俊博君
藤村 松浪健四郎君 榎木 淑夫君
福島 正介君 敬悟君
前田 正君 鐵三君
樹屋 敬悟君
宮地 仁君

海部 河上 鴨下 神田 北脇 久保 神田 北橋 久保
 真雄君 厚君 健治君 俊樹君 一郎君
 菅原君 弘道君 哲司君 茅薦君 保典君
 恵君 保之君 喬治君 茂樹君 鉄夫君
 台一君 聰君 利三君 茂樹君 鉄夫君
 慶秋君 篤姫君 義明君 茂樹君 鉄夫君
 拓也君 一弥君 正芳君 茂樹君 鉄夫君
 启介君 篤姫君 正芳君 茂樹君 鉄夫君
 篤姫君 治君 篤姫君 正芳君 茂樹君
 瑞君 篤姫君 正芳君 茂樹君 鉄夫君
 章一博君 瑞君 正芳君 茂樹君 鉄夫君
 章泰威君 瑞君 正芳君 茂樹君 鉄夫君
 章敏君 瑞君 正芳君 茂樹君 鉄夫君
 成文君 瑞君 正芳君 茂樹君 鉄夫君
 淳君 瑞君 正芳君 茂樹君 鉄夫君
 三君 瑞君 正芳君 茂樹君 鉄夫君

吉田	山本	若松	幸弘君	幸三君
安住	井上	一成君	淳君	謙維君
池端	岩田	清一君	順介君	
五島	中桐	正規君	章宏君	
仙谷	伸五君	由人君		
鳩山	邦夫君			
細川	律夫君			
山花	貞夫君			
佐々木	石井	都子君		
志位	金子	滿広君		
辻	児玉	健次君		
中路	佐々木	寅昭君		
春名	石井	和夫君		
平賀	金子	第一君		
藤木	邦夫君	雅弘君		
古堅	満広君	第一君		
松本	金子	善明君		
山原健	洋子君	高成君		
伊藤	実吉君	真章君		
小坂	伊藤	高成君		
煙	前田	高成君		
粟屋	新井	英次郎君		
土井	英次郎君	たか子君		
前田	武志君	敏信君		
望月	将敬君	憲次君		
平野	義夫君	茂君		
渡部	博文君	英次郎君		
恒三君				

米津 鰯淵 赤松 伊藤 石橋 小沢 桑原 佐藤謙
等史君 清君 俊之君 幸隆君 忠治君 大吉君
辻 鉢呂 日野 松本 山元 大森 木島
一彦君 吉雄君 市朝君 豊君
穣田 恵一君 醍醐君 猛君
佐々木陸海君 瀬古由起子君
寺前 中島 東中 不破 藤田 武敏君
矢島 吉井 上原 横光 熊谷 羽田
正森 堀込 吉田 土屋 國田 米田
成二君 恒太君 三ノ君 英勝君
康助君 征羅君 克彥君 弘君
公一君 子喜君 博之君
品子喜君 改君 征羅君
建三君

臓器の移植に関する法律案を可とする議員の氏名

投票總數	四百六十八
可とする者(白票)	三百一十
否とする者(青票)	一百四十八

○議長(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長か
と認めます。投票箱開鎖。開票。——議場開鎖。
投票を計算させます。

○議長(伊藤宗一郎君) 次に、中山太郎君外十三名提出、職器の移植に関する法律案につき採決いたします。
この採決は記名投票をもって行います。
本案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。
氏名点呼を命じます。

平成九年四月二十四日

衆議院会議録第二十号

提出) 提出器の移植に関する法律案(金田誠一君外五名提出)、臓器の移植に関する法律案(第百三十九回国会)

11

官報(号外)

否とする議員の氏名

石破茂君	木村義雄君	河野太郎君	佐藤剛男君	鈴井静香君	今村雅弘君	越智通雄君	亀井通雄君	木村義雄君	河野太郎君	佐藤剛男君	鈴井静香君
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

稻葉大和君	小澤潔君	奥田幹君	龜井久興君	栗本慎一郎君	河野洋平君	斎藤斗志二君	田中眞紀子君	玉沢徳一郎君	中山利生君	萩山教麿君	中馬弘毅君	谷垣禎一君	新君弘毅君	井上博史君	川内桑原豊君	小平忠正君	近藤昭一君	石毛謙子君	海上田万里君
-------	------	------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	--------

山本孝史君	吉田吉治君	石井家西	枝野誠基君	金田悟君	北村哲男君	玄葉光一郎君	佐々木秀典君	坂上富男君	田中甲君	葉山峻君	肥田美代子君	古川元久君	前原誠司君	保坂辰人君	遠藤武彦君	土肥隆二君	米田建三君	平野博文君	前島秀行君
-------	-------	------	-------	------	-------	--------	--------	-------	------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

山本孝史君	吉田吉治君	石井家西	枝野誠基君	金田悟君	北村哲男君	玄葉光一郎君	佐々木秀典君	坂上富男君	田中甲君	葉山峻君	肥田美代子君	古川元久君	前原誠司君	保坂辰人君	遠藤武彦君	土肥隆二君	米田建三君	平野博文君	前島秀行君
-------	-------	------	-------	------	-------	--------	--------	-------	------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

山本孝史君	吉田吉治君	石井家西	枝野誠基君	金田悟君	北村哲男君	玄葉光一郎君	佐々木秀典君	坂上富男君	田中甲君	葉山峻君	肥田美代子君	古川元久君	前原誠司君	保坂辰人君	遠藤武彦君	土肥隆二君	米田建三君	平野博文君	前島秀行君
-------	-------	------	-------	------	-------	--------	--------	-------	------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

山本孝史君	吉田吉治君	石井家西	枝野誠基君	金田悟君	北村哲男君	玄葉光一郎君	佐々木秀典君	坂上富男君	田中甲君	葉山峻君	肥田美代子君	古川元久君	前原誠司君	保坂辰人君	遠藤武彦君	土肥隆二君	米田建三君	平野博文君	前島秀行君
-------	-------	------	-------	------	-------	--------	--------	-------	------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

山本孝史君	吉田吉治君	石井家西	枝野誠基君	金田悟君	北村哲男君	玄葉光一郎君	佐々木秀典君	坂上富男君	田中甲君	葉山峻君	肥田美代子君	古川元久君	前原誠司君	保坂辰人君	遠藤武彦君	土肥隆二君	米田建三君	平野博文君	前島秀行君
-------	-------	------	-------	------	-------	--------	--------	-------	------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

山本孝史君	吉田吉治君	石井家西	枝野誠基君	金田悟君	北村哲男君	玄葉光一郎君	佐々木秀典君	坂上富男君	田中甲君	葉山峻君	肥田美代子君	古川元久君	前原誠司君	保坂辰人君	遠藤武彦君	土肥隆二君	米田建三君	平野博文君	前島秀行君
-------	-------	------	-------	------	-------	--------	--------	-------	------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

山本孝史君	吉田吉治君	石井家西	枝野誠基君	金田悟君	北村哲男君	玄葉光一郎君	佐々木秀典君	坂上富男君	田中甲君	葉山峻君	肥田美代子君	古川元久君	前原誠司君	保坂辰人君	遠藤武彦君	土肥隆二君	米田建三君	平野博文君	前島秀行君
-------	-------	------	-------	------	-------	--------	--------	-------	------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

山本孝史君	吉田吉治君	石井家西	枝野誠基君	金田悟君	北村哲男君	玄葉光一郎君	佐々木秀典君	坂上富男君	田中甲君	葉山峻君	肥田美代子君	古川元久君	前原誠司君	保坂辰人君	遠藤武彦君	土肥隆二君	米田建三君	平野博文君	前島秀行君
-------	-------	------	-------	------	-------	--------	--------	-------	------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

山本孝史君	吉田吉治君	石井家西	枝野誠基君	金田悟君	北村哲男君	玄葉光一郎君	佐々木秀典君	坂上富男君	田中甲君	葉山峻君	肥田美代子君	古川元久君	前原誠司君	保坂辰人君	遠藤武彦君	土肥隆二君	米田建三君	平野博文君	前島秀行君
-------	-------	------	-------	------	-------	--------	--------	-------	------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

日程第一 道路交通法の一部を改正する法律

案(内閣提出、參議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長穂積良行君。

○穂積良行君登壇
道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

書

○穂積良行君登壇
道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢に對応して、交通事故の防止その他交通安全と円滑を図るために、運転免許に関する規定の整備等所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、比較的軽微な違反を犯した者に対して講習の受講を義務づけ、受講した者については免許の効力の停止等を行わないこととするとともに、運転者を慶して重大な違反行為をさせた者等について免許を取り消すことができる」としております。

第二に、都道府県公安委員会は、民間の自主的な組織活動等を促進するため、情報の提供等の措置を講じることとともに、国家公安委員会は、交通安全教育に関する指針を作成し、公表す

るものとしております。

第三に、高齢の運転者等の保護を図るため、普通免許等を受けた者で七十五歳以上のものは、老齢に伴う身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、標識をつけて運転するよう努めなければならないこととし、その場合、他の運転者は幅寄せ等をしてはならないこととしております。

第四に、過労運転車両等の使用者に対する指示及び自動車の使用制限措置、高速自動車国道等における自動車の交通方法の特例等を設けることとしております。

本案は、參議院先議に係るもので、去る四月十五日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、二十二日白川國務大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、交通事故防止のための具体策、輕微違反者への講習を新設することの効果、道路使用適正化センターを交通安全活動推進センターに改組する規定期旨、公安委員会による過労運転車両等の使用者に対する指示に際し関係行政庁と協議する規定の新設の理由等について質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)
月三日に改正された議定書IIの締結について承認を求める件外
件

日程第一 外國為替及び外國貿易管理法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長額賀福志郎君。

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[額賀福志郎君登壇]

○額賀福志郎君 ただいま議題となりました外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における我が国の国際金融取引を取り巻く環境の変化に対応して、我が国金融・資本市場を一層活性化させるため、内外の資本取引等を自由に行えるようにするとともに、外國為替公認銀行に限られている外國為替業務を完全に自由化する等、より自由な対外取引のための環境整備等を行うものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、法律の題名から「管理」を削除し、外國為替及び外國貿易法とすることにしております。

第二に、海外預金、対外貸借等の資本取引及び对外支払い等に係る許可・届け出制度を原則として廃止することにしております。

第三に、外國為替公認銀行及び両替商の認可制度を廃止し、同時に、指定証券会社制度も廃止することにしております。

第四に、資本取引等に関する効率的かつ実効性のある事後報告制度を整備することにしておりま

す。

第五に、国際情勢に対応して経済制裁等を機動

的かつ効果的に実施できるよう所要の規定の整備を行つことにしております。

本案は、去る四月八日三塚大蔵大臣から提案理由の説明を聽取した後、質疑を行い、参考人の意見聴取を行ふ等慎重な審査を進め、同月二十一日質疑を終局いたしましたところ、池田元久君(外二名から、民主党の提案に係る修正案が提出されました。次いで、採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は多數をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[賛成者起立]

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告とのとおり可決いたしました。

[本号末尾に掲載]

日程第三 過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止

器の使用の禁止又は制限に関する条約に附

属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の

装置の使用の禁止又は制限に関する議定書

(千九百九十六年五月三日に改正された議定書II)の締結について承認を求めるの件

日程第四 過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止

器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件

日程第五 過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止

器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められ

る議定書について申し上げます。

非人道的と認められる特定通常兵器の使用の禁

止または制限については、昭和五十五年十月に、

用の禁止又は制限に関する議定書(議定書II)等三

約に附屬する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日に改正された議定書II)の締結について承認を求めるの件

件 右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長蓬井一郎君。

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止

又は制限に関する条約に附屬する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日に改正された議定書II)の締結について承認を求めるの件及び同報告書

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止

又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止

又は制限に関する条約の追加議定書(議定書II)の締結について承認を求めるの件及び同報告書

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止

又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[蓬井一郎君登壇]

○蓬井一郎君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特定通常兵器禁止条約議定書IIを改正す

る議定書について申し上げます。

非人道的と認められる特定通常兵器の使用の禁

止または制限については、昭和五十五年十月に、

用の禁止又は制限に関する議定書(議定書II)等三

つの議定書を含む特定通常兵器禁止条約が国際連合会議において採択され、昭和五十八年十一月一日に効力を生じております。

対人地雷により文民に対する被害が多発し、人道上の問題となるとともに、紛争終結後の復興にとつて大きな障害となつております。また、地雷等に

関する国際的な規制の一層の強化を求める国際世論の高まりを受け、平成七年九月から翌年五月にかけて特定通常兵器禁止条約の検討会議が三回にわたり開催されました。この結果、平成八年五月三日に本議定書がジュネーブにおいて採択され

ました。

改正議定書IIは、従来の国際紛争に加え、内乱についてもその対象とすること、探知不可能な対人地雷の使用は禁止すること、自己破壊装置等を有しない対人地雷の使用は原則禁止すること、議定書によって使用が禁止されるいかなる地雷も認めても行わないこと等を定めております。

次に、特定通常兵器禁止条約に議定書IVを追加する議定書について申し上げます。

失明をもたらすレーザー兵器については、一部の国によってその実用化に向けた動きが見られるようになり、人道的見地からその規制の必要性が議論されるに至りました。このような状況を踏まえ、平成七年九月から特定通常兵器禁止条約の検討会議が開催され、この結果、同年十月十三日に本議定書がウイーンにおいて採択されました。

議定書IVは、失明をもたらすレーザー兵器の使用及び移譲を禁止すること等を定めております。

以上両件は、去る四月十七日外務委員会に付託され、十八日池田外務大臣から提案理由の説明を

聽取し、二十二日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両件を一括して採決いたします。

七日本委員会に付託されました。

機構改革の一環として、銀行業その他の金融業者を
管む民間事業者等に対する検査その他の監督等を

な連絡をとるものとしております。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、両件とも委員長報告のとおり承認する
ことに決まりました。

日程第五 空港整備法の一部を改正する法律

案(內閣提出)

第五章 民主黨派

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五、空港整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長杉山憲夫君。

報 (号外)

○杉山憲夫君　ただいま議題となりました空港整備構法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域における空港整備に対する要請に的確に対応するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、公用飛行場において、運輸大臣が滑走路等の新設または改良の工事を施行する場合に、その工事に要する費用の一部を当該公用飛行場の存する都道府県が負担することとすることととします。

第二に、地方公共団体は、みずからが管理する空港において、地域のニーズに対応して滑走路等の工事を施工することができますこととすることととします。

金融監督官設置法案(内閣提出)及び金融監督
官設置法の施行に伴つ関係法律の整備に関する
する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君)「」の際、内閣提出、金融
監督官設置法案及び金融監督官設置法の施行に伴
う関係法律の整備に関する法律案について、趣旨
の説明を求めます。国務大臣梶山静六君。

(国務大臣梶山静六君登壇)

○国務大臣(梶山静六君)　ただいま議題となりま
した金融監督官設置法案及び金融監督官設置法の
施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につき
まして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、金融監督官設置法案について申し上げ
ます。

この法律案は、市場原理を基軸とした透明かつ
公正な金融環境の確立を目的としており、監督官の
権限と責任を明確化し、監督官による監督の効率化
と透明化を図ることで、金融市場の健全な運営を
確保するものとされています。

金融監督庁の長は、金融監督庁長官とする」としてあります。また、金融監督庁長官は、所掌事務に関し、係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることが可能のこととしています。

さらに、金融監督庁長官と金融関連業者に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、その実施の求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができます。

以上のはか、金融監督庁長官は、その任務を成すため、大臣に対して、金融制度等の立案案についての意見を述べることができるほか、金融監督庁長官及び大蔵大臣は、相互に緊密な協力を図ることとしておりま

券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する監査その他の監督に関する大蔵省の事務等を金融監督庁の事務等とすることとし、国家行政組織法、総理府設置法、大蔵省設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を図ることとしております。

第二は、銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律についての所要の規定の整備についてあります。

金融監督庁の設置に伴い、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する監査その他の監督に係る大蔵大臣の権限を、改善命令、業務停止命令、免許の取り消し、合併の認可等の破綻処理に関する権限を含め、内閣総理大臣の権限とするほか、預金保険法等に基づく適

本案は、一月十八日本院に提出され、四月十

公正な金融行政への転換に資するための金融行政

金融監督局長官及各司員員額

格性の認定等に係る大蔵大臣の権限を内閣総理大臣の権限とすることとしております。

また、内閣総理大臣は、銀行等に対し業務停止命令等の処分をすることが信用秩序の維持等に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持等を図るために必要な措置に関する大蔵大臣に協議するほか、改善命令等の処分をしたときは、その旨を大蔵大臣に通知することといたします。

さらに、内閣総理大臣は、免許等を除き、その権限を金融監督官長官に委任することとしております。なお、この法律は、金融監督官設置法の施行の日から施行することとしております。

以上が、金融監督官設置法案及び金融監督官設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の趣旨でござります。(拍手)

官報(号外)

官

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

(柳本卓治君登壇)

○柳本卓治君 私は、自由民主党を代表して、ただいま趣旨説明のありました金融監督官設置法案に対する法律案につきまして、総理大臣及び大蔵大臣に質問をいたします。

まず初めに、ベルル大使公邸人質事件につきまして、昨日、ペルー当局の電撃的な作戦により人質七十一人が救出され事件が解決されたことを、我が党としてフジモリ大統領の決断を支持しております。また、特殊部隊突入の際生じた犠牲者に對して、心から弔意を表します。

金融監督官設置法案(内閣提出)及び金融監督官設置法の施行に伴う関係法律の整備に対する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑に對して質疑の通告があります。順次これを許します。柳本卓治君。

(柳本卓治君登壇)

○柳本卓治君 私は、自由民主党を代表して、た

だいま趣旨説明のありました金融監督官設置法案

及ぼす法律案につきまして、総理大臣及び大

蔵大臣に質問をいたします。

まず初めに、ベルル大使公邸人質事件につきま

して、昨日、ペルー当局の電撃的な作戦により人

質七十一人が救出され事件が解決されたことを、

我が党としてフジモリ大統領の決断を支持してお

ります。また、特殊部隊突入の際生じた犠牲者に

対して、心から弔意を表します。

百二十六日間の長期にわたり辛抱強く努力されたい申し上げたいと思います。

さて、金融とは、我が国経済の動脈そのもので

す。同時に、現代においては、この動脈そのもの

には国籍はありません。近年、経済のグローバル

化が進展するに伴い、金融そのものは国境を越え

てあくまで市場の論理に従って動いております。

このような金融の近年のプラスチックな進展の

中で、我が国の金融は国内的にも国際的にも責任

ある貢献を力強く果たしていかなければなりません。

単なる小手先だけの組織の見直しだけに終わっては、余りに志が低いと言わざるを得ません。

今回の金融行政機構の見直しの直接の原因是、

御承知のように日本経済のいわゆるバブルの崩壊

にあります。その後、住専問題に象徴される金融

機関の不良債権問題が顕在化し、その際の検査監

督等のいわゆる金融行政の不透明さや護送船団行

政による規制や指導のあり方、さらに海外邦銀支

店での巨額損失事件にまつわる国際的な信頼の喪

失などの問題が起り、その反省に立って今回の

金融監督官設置法案へと至っております。

しかし、私はこの場であえて一人の政治家とし

て申し上げたい。私はきつついの党人政治家であ

りますが、いわゆるバブル経済崩壊に伴う問題に

ついて官僚を批判するのは簡単なことであります。

しかし、それ以上に大きいのは政治家の責任

であり、政治の責任を的確に果たさず、日本経済

が発展していく中で問題の解決を図らず、いたず

らに経済の動脈である金融を徹底的に冷やしてしまった、この点をまず政治家そのものが率直に反省することが大事であると思うのであります。

さて、以上の点から、金融監督官設置法案は、

單なるこれまでの問題の修正的な措置にとどまる

ものであつてはならない。あくまで金融の自由化、国際化、金融の市場の論理の上に立って、日本の金融の新しい世纪を創造するものでなければならぬと思います。そのためには、これまで頑張つていただいだけれども、心機一軒、二〇〇一年の金融システム改革、いわゆるビッグバンに向

けて、市場的にも透明度の高い公正な金融行政、

そして世界が日本に期待する役割と責任を果たせ

るよう、そのような金融行政の実現に資するも

のでなければならないと考えるのであります。

以上のようないかねぎらいを申し上げたいと思

います。

たペルー政府及び同国国民の皆様、また御協力いたいたいた関係国、橋本総理を初め日本政府の方々

並びに関係者各位の御労苦に対し、心からねぎら

い申し上げたいと思います。

さて、金融とは、我が国経済の動脈そのもので

す。同時に、現代においては、この動脈そのもの

には国籍はありません。近年、経済のグローバル

化が進展するに伴い、金融そのものは国境を越え

てあくまで市場の論理に従って動いております。

このような金融の近年のプラスチックな進展の

中で、我が国の金融は国内的にも国際的にも責任

ある貢献を力強く果たしていかなければなりません。

単なる小手先だけの組織の見直しだけに終わっては、余りに志が低いと言わざるを得ません。

今回の金融行政機構の見直しの直接の原因是、

御承知のように日本経済のいわゆるバブルの崩壊

にあります。その後、住専問題に象徴される金融

機関の不良債権問題が顕在化し、その際の検査監

督等のいわゆる金融行政の不透明さや護送船団行

政による規制や指導のあり方、さらに海外邦銀支

店での巨額損失事件にまつわる国際的な信頼の喪

失などの問題が起り、その反省に立って今回の

金融監督官設置法案へと至っております。

これまでの金融行政につきましては、先ほど申

し上げましたように、さまざまなもの批判がありま

す。総理大臣に三点お尋ねをいたしました。

第一に、今回の金融行政機構改革の趣旨につい

てお伺いをいたします。

これまでの金融行政につきましては、先ほど申

し上げましたように、さまざまなもの批判がありま

す。政府及び与党として金融監督官の設置を決めた後においても、単なる組織的じりではないかとの批判がありました。この際、民間金融機関等に対する検査監督を所掌する金融監督官を設置する第一に、今回の改革により、制度の企画立案は

大蔵省、民間金融機関等の検査監督は金融監督官に分かれることとなります。現在の金融状況は、既に述べたとおり不透明などころが見られます。

金融システムの安定はきちんと守られるのか、金融危機管理は適切に行われるのかという点は、今後もこの点につきまして、総理大臣の御見解をお伺いいたしたいと思います。

第三に、我が国は今や世界経済において重要な地位を占めるに至っております。特に総理も大蔵大臣に御在任当時、債務問題の解決に向けて重要な役割を果たされたところであります。今回の改

革により、G-7等国際社会での我が国のが低下

する事があつてはならないと考えますが、この

点につきまして総理の率直な御見解をお伺いいた

したいと思います。

次に、大蔵大臣に一点お尋ねをいたします。

第一に、これまでの金融行政について反省すべ

きは真剣に反省し、さまざまなもの批判

にこたえて、行政そのものを抜本的に見直してい

くことが必要と考えますが、護送船団行政とか不

透明性が指摘された金融行政を今後どのように変

えていくのか、大蔵大臣のお考えをお伺いいたし

ます。

そして第二に、金融をめぐっては、デリバティ

ブを始めとするさまざまなもの技術革新が進行してお

り、また市場のグローバル化も急速に進展してお

ります。金融分野におけるこの動きにどの

ように対応していくおつもりなのか、大蔵大臣の

お考えをお伺いいたしたいと思います。

金融は、経済の血液にも動脈にも例えられるも

のであります。金融の機能が効率的かつ円滑に発

揮されることなしに、健全な経済の発展を達成す

ることはできないわけであります。橋本総理のイ

ニシアチブのもの、フリー、フェア、グローバル

の三原則のもとに、ビッグバンとも言われる金融

システム改革を今進められようとしています。私は、こうした改革は極めて時宜を得たものと高く

評価するものであります。国民もまた、中曾根行

革に匹敵する橋本行革に大いに期待をしているも

のであります。同時に、金融を一日も早く健全化

して、バブル崩壊後の国民的不安感を払拭しても

いいないと切に願っております。

今般の金融監督官の設置により、金融行政に対

する国民の信頼が回復され、適切な行政が行われることに貢献し、いわゆるビッグバンが日本の金

融の一層の発展につながるものと考えております。

私の所見を申し上げまして、質問を終わりま

す。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 柳本議員にお答えを申し上げます。まず、今般の金融行政機構改革の趣旨についてお尋ねがありました。

この改革は、金融行政に対する御批判といふものを重く受けとめ、与党内における御議論を踏まえて、民間金融機関などに対する検査監督という執行面の機能を総理府設置の金融監督庁が担い、企画立案という政策面の機能を大蔵省が分担することが、市場規律を基軸とした透明かつ公正な金融行政への転換に資するという趣旨からのものであります。

破綻処理については、金融監督庁により的確に遂行されることになります。仮に、破綻処理に関しまして、現行法令のもとでの既存の方策により対応するのみでは信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがある場合、金融監督庁と企画立案を担う大蔵省が協議などを通じ適切な連携を図ることによって、信用秩序の維持を図り、金融危機管理に万全を期することとしております。

また、G-7などの国際会議におきましては、財政金融政策、国際通貨、金融システムの安定など、こうした各分野の議論が行われますことから、引き続き大蔵大臣が責任を持って対応することになります。

国際的な金融危機の発生などに対しましては、大蔵大臣と金融監督庁長官が緊密に連携をすることにより、適切に対応してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔國務大臣三塚博君登壇〕

○國務大臣(三塚博君) 柳本議員から、二問について御指摘、御質疑がございました。

まず、金融行政の見直しについてのお尋ねでございますが、これまでの金融行政に対する種々の御批判は真剣に受けとめ、そのあり方を抜本的に見直していかなければならぬと思っております。

自己責任原則の徹底と市場規律の十分な發揮を基軸とする透明性の高い行政を行っていくことが重要と考えておるところであります。このような観点に立ちまして、情報開示の促進や早期是正措置等のルールの明確化などの必要な措置を講じ、自由かつ透明で信頼のできる市場を構築してまいりたいと考えておるところであります。

次に、金融分野における技術革新の進行や市場のグローバル化の急速な進展への対応についてのお尋ねでございますが、現在、二〇〇一年までに我が国の金融市场をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市场としていることを目指し、金融システム改革を進めていくこととしているところでござります。御指摘の点につきましては、こうした金融システム改革の中で適切、積極的に対応していく所存であります。

議員におかれましては、よろしく御指導、御鞭撻のほどお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 倉田栄喜君。

〔倉田栄喜君登壇〕

○倉田栄喜君 総理は、昨年十一月、二〇〇一年までに東京市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市场に復権することを目指とした「二〇〇一年東京市場の再生に向けて」との構想を打ち出しておられます。この構想が、ただいま議題になりました金融監督庁設置法案にどのようにあらわれているのか、あるいは大蔵省改革が問題になつたのは、一つには、我が国行政における護送船団方式業者行政が、大蔵省と金融機関がもたれ合つて不透明な裁量行政を蔓延させたこと、二つには、金融機関は一歩たりともつかないという保護行政の結果が、非効率性の温存と国際競争力の低下、国際性の欠如を招いたこと等が指摘されています。大蔵大臣はこの点をどのように認識されているのか、お尋ねしたい。

本法案の質問に先立ち、先ほど総理より御報告がありました。ペリーの人質であつた方々が救出されたことに、御本人、御家族の方々にお喜びを申し上げますとともに、不幸にして犠牲になられた方に心から弔意を申し上げます。

さて、総理は、東京市場の国際的地位の低下は何か原因と認識しておられるのか、まずお尋ねされたい。

特に、我が国金融市场の空洞化をどう認識され、どう対応されるのか。

一つは、国際的空洞化です。国際的大競争時代の中では、現状の対処療法のみで抜本的な改革を怠った場合、東京金融市场のさらなる陥没と衰退が目に見えできます。

二つは、国内的空洞化です。改革の過程で生じる金融システムの不安定と金融インフラの弱体化、市場ルールの未整備をどう考えますか。

これらの点について、総理の御見解をお尋ねいたします。

次に、行政改革の視点からお尋ねしたい。

総理は、昨年九月、日本記者クラブで、みずから示された行革プランを「震が関改革」と呼ばれております。「震が関改革」という言葉を使われるのであれば、現行行政の中心に位置するとされる大蔵省改革を避けて通れないと考えます。金融監督庁の設置は、大蔵省改革の当面の完成なのか、あるいは当面のスタートなのか、行政改革会議において議論してもらいたいとのお答えではなく、総理自身の御見解をお聞きしたいと思います。

大蔵省改革が問題になつたのは、一つには、我が国行政における護送船団方式業者行政が、大蔵省と金融機関がもたれ合つて不透明な裁量行政を蔓延させたこと、二つには、金融機関は一歩たりともつかないという保護行政の結果が、非効率性の温存と国際競争力の低下、国際性の欠如を招いたこと等が指摘されています。大蔵大臣はこの点をどのように認識されているのか、お尋ねしたい。

さらに言えども、経済を行政がコントロールできることを考えていた大蔵省の過信だと批判があります。この点、大蔵大臣はどうお考えですか。

これらの視点から、本法案は大蔵省改革にどの程度効果をもたらすと考えているのか、護送船団方式、裁量的業者行政はこの法案によって転換されるのかどうか、大蔵大臣の御見解をお尋ねします。

総理、金融監督庁は、大蔵省との関係において

特に、我が国金融市场の空洞化をどう認識され、どう対応されるのか。

総理が言われるフリー、フェア、グローバルの改革三原則からすれば、財政と金融の分離、金融行政の一元化がなくてはならないのではないかと考えます。本法案はこのようない考へ方に基づくものであるのかどうか、総理のお考へをお聞きしたいと思います。

大蔵省が財政、金融双方を所管してきたこれまでの行政が、財政優先で行われ、金融政策がめがめられたのではないですか。バブル経済、証券市場の空洞化は、財政優先の結果そのものではないかとの指摘であります。

我が国の金融制度や金融市场が国際競争力を持つためには、郵便貯金、簡易保険、さらに住専問題で論議された農協系統金融機関なども一元的な検査監督の体制下に置き、透明で公正な監督を実施すべきであるとの指摘があります。そこで、金融行政の一元化という視点から、郵政大臣と農水大臣にもその御見解をお聞きしておきたい。

集めるだけでは通用しない時代に、郵政省管轄の金融機関や農協系統金融機関は、今後どのような対応しようとしているのか。また、金融行政の一元化という問題にどのような基本姿勢をお持ちなのか、お聞きいたします。

そして、総理、一千二百兆とも言われる我が国の貯蓄総額が、国家にも国民にも有利で実のある結果を生む運用ができるのか、喫緊の課題であります。同時に、庶民が、生活設計の一部として、老後の蓄えとして、汗にまみれて積み上げた預貯金、この貯蓄に対する現在の金利の低さ、この超低金利政策に対する国民の怨嗟の声は、今後ますますちまたに満ちることになるでしょう。総理は、国民のこのような声をどうお聞きになりますか。

次に、金融監督庁と大蔵省の関係についてお聞かせいたします。

独立しているのでしょうか。その独立性はどのように担保されているのですか。

独立性に対する疑問の第一は、当初、与党三党協議で検討された公正取引委員会型の独立した機関となっていない点であります。せつかくつくる機関であるとすれば、公正取引委員会型の独立した機関とすべきではないでしょうか。

疑問の第二は、信用秩序の維持という名のもとに、大蔵大臣との定期協議、破綻処理に当たっての事前協議を認めています。これでは、肝心の頭脳部分で、大蔵省主導の従来の手法を実質、温存することになります。専門の不良債権処理や銀行の巨額損失不正事件などの密室業者行政に見られた不透明な行政を認める結果になってしまふのはないでしょうか。

疑問の第三は、地方の金融機関の検査監督について、金融監督庁の委任を受けて大蔵省地方財務局等が代行することになっています。これらを考え合わせると、金融監督庁は、独自の頭脳はなく、しかも手足さえ張り子のだるまと言わざるを得ませんが、総理はどうお考えになりますか。

また、政府系金融機関に対する検査監督機能が、金融監督庁に移管されず、大蔵省所管となっています。これはどうしてでしょうか。さらに、監督に関する省令は、総理府、大蔵省の共同省令で規定することになっていますが、これでよいのですか。結局、今回の法案は、組織を一部分離しただけで、やることは従来と同じという結果になりました。

以上の点だけから見ても、今回の金融監督庁の設置は、金融行政の透明化を図ることよりも、大蔵省に権限を温存した見かけだけの大蔵改革であるばかりか、見方によれば、大蔵省の権限を拡大する大蔵省の焼け太り改革なのではありませんか。

総理、これらの批判にこたえる一つとして、金

融監督庁と大蔵省の人事交流を絶つノーリターンルールを採用するお考えはありませんか。

「和をもつて」と「」とする我が国の文化は、

責任の所在においても、最終責任者の不明確な連

帶責任です。改革の手法も、できるだけ痛みを和らげる漸進主義的手法、対処療法であり、ソフトランディング的手法であります。本法案にも見られるような既得権益の微調整と対処療法で、我が国金融市場とシステムの空洞化を解決し、ニューヨーク、ロンドンと並ぶ東京市場の再生ができるとお考えでしようか。中途半端、あいまい、先送りの批判がそのまま当てはまるのではないか。

総理は、最終責任者として、改革の手法を明確にした上で、国民に対し自己責任原則と改革の痛みを説得することが必要です。そして、市場の透明性、公正性、開放性等、総理が言われる金融システム改革の具体的なスケジュールを、二〇〇一年までに間に合うのかどうかも含めて、国民に日本に見える形で示すべきであります。

最後にこの点をお聞きして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 倉田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、我が国の金融市场についての御意見をいたしました。

歐米の金融市场がこの十年間それぞれに大きく変化をいたしました一方、我が国の金融市场は、

につなるさまざまな施策やルールの明確化等を実施するとともに、金融システムの安定に万全を期してまいりたいと考えております。

大蔵省改革との関係につきましては、今回の金融行政機関改革は、民間金融機関などに対する検査監督という執行面を担う組織と企画立案という政策面を担う組織で金融行政を分担することが、市場規律を基軸とした透明かつ公正な金融行政への転換に資するという趣旨によって実施するものであります。これによりまして、これまでの金融行政に対する御批判に十分こたえていると考えております。

次に、財政と金融の分離についてお尋ねがございました。

これは、我が国の行政機構のあり方の根幹にかかるものでありますし、まさに議員も述べられましたが、行政改革会議で真剣な議論を、中央省庁再編のあり方の一つとして検討していく課題だと考えております。

また、金融行政一元化についてのお尋ねがありましたが、各省それぞれの行政目的を踏まえ検査監督が実施されるとともに、金融監督庁が金融行政の観点から検査監督を行つことが必要だと考えています。

また、金融行政一元化についてのお尋ねがありました。金融行政が、各省政府の行政目的を踏まえ検査監督が実施されるとともに、金融監督庁が金融行政の観点から検査監督を行つことが必要だと考えています。

次に、財政を優先し、金融政策がゆがめられたのではないかというお尋ねであります。

公定歩合の操作等金融政策につきましては、日本銀行において、従来から政府の経済政策との整合性にも留意しながら適切な対応がなされてきたものと考えており、私は、財政を優先したために金融政策がゆがめられたということはないと思っております。

私は、民間の金融機関などに対する検査監督という執行面の機能、これは合議制の機関ではなく、長官の指揮監督に服する金融監督庁の方がより十分發揮できるものと思います。

今般の金融行政機関改革は、金融行政に対する御批判にこたえて、透明かつ公正な金融行政への転換に資するものでございます。政府系金融機関に対する監督は、当該機関が政策目的に沿った業務運営を行つているかどうかの監視が主要な目的であります。民間金融機関に対する監督と趣旨、目的を異にしております。さらに、民間金融機関の監督に関する省令は、金融制度面の企画立案の一環としての側面とともに、監督の実施上の要領を規定するものとしての側面、その双方の側面を持つておりますことから、総理府、大蔵省の共同省令といたしました。

次に、大蔵省の権限についてのお尋ねであります。ですが、今般の改革は、大蔵省との明確な機能分担のものと、金融監督庁が独立して検査監督を行つこととしているものであります。大蔵省の権限を拡大するという問題ではありません。

また、人事についてのお尋ねがございました。

金融監督庁の人事につきましては、任命権者である長官が、その独立した人事権を適切に行使し業務を的確に遂行できるよう、望ましい人材を確保していくべきものだと考えております。次に、今般の改革の手法、効果について御意図をいただきました。

今回のこの改革というものは、金融行政に対する御批判などに対する検査監督という業務を金融機関などに対する検査監督と、その執行面の機能を総理府設置の金融監督庁が担当し、企画立案という政策面の機能を大蔵省が分担することによって、市場規律を基軸とした透明かつ公正な金融行政への転換に資する、こうした趣旨により実施するものであります。これまでいただきました御批判にこたえて改革を行つております。

次に、既得権益の微調整と対処療法という徹底的摘をいただきましたが、私が金融システム改革でとらえていた問題点は、二〇〇一年までに我が国の金融市场をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際市場とすることを目指した大幅の広い根本的な構造改革であります。これが微調整、対処療法といふものには私はならないと思いますし、システム改革のスケジュールにつきましては、この改革は遅くも二〇〇一年までに完了するという明確な期限を示しておりますし、本年六月には、改革を完了するプランの全貌を明らかにできるものと見ております。

なお、この改革の推進に当たりましては、自ら責任原則の確立が重要でありますし、十分な情報提供、ルールの明確化などの環境整備を進めているわけであります。

○国務大臣(三塚博君) 私に対しましては、三問

まず、金融行政に関するお尋ねでござりますが、これまでの金融行政に対します種々の御批判につきましては、これを真摯に受けとめ、そのあり方を抜本的に見直し、金融自由化にふさわしい新しい金融システムを構築していく必要があると考えておるところでございます。

また、経済に対する行政のコントロールについてのお尋ねでございましたが、金融機関に対する監督は、従来より預金者保護、信用秩序維持の観点から行われているものであります。政府が民間部門の経済活動に不必要的干渉をすることは、従来より適当でないと考えてきたところであります。

（拍手）
△ 般の金融行政機関に置く上級監査官を置くこととする。上級監査官は、監査官の職務を執行する検査監督を總理府設置の金融監督局が担い、企画立案を大蔵省が分担することとしておりまして、市場規律を基軸とした透明かつ公正な金融行政への転換に資するものと考えております。

○國務大臣堀之内久男君登壇
〔國務大臣堀之内久男君登壇〕
お答えいたします。

に対応するかとの御質問でござりますが、郵貯や簡保は、国民生活に密着した基礎的金融サービスをあまねく公平に提供することを基本に、預金の面においても、また運用の面においても、国民の利益にかなうような事業運営に努めてきておりまます。今後、金融改革が進展する中で、郵貯や簡保とともに、事業の効率化や適正な運用に努めることにより健全経営を確保して、利用者に対する責任を果たすとともに、二十一世紀にふさわしい社会資本の形成等にも貢献してまいりたいと考えております。

次に、金融行政の一元化についての御質問であります。法案にもございましたように、金融監

第三章 金融機関等の財政監査

警庁は、民間の金融機関等の文書として検査の他の監督を行うものとして設置されるものであります。郵貯と簡保は全国津々浦々にサービスを提供する等、その本来の役割を果たしているところであります。が、その事業については、国会のほか、会計検査院による検査、総務庁による行政監察などにより適切に御指導、御監督を受ける体制と

なっております。今後とも、金融市場との整合性を確保しつつ、事業の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。(拍手)

○國務大臣(藤本孝雄君) まず、農協系統金融機関の資金の運用についてのお尋ねであります。農協系統の資金運用につきましては、貸し出しによる運用、有価証券による運用、上部機関への預け金など、系統全体として調和のとれた形で行わ

れる必要があると考えます。このため、さきの臨時国会におきまして成立をした農協改革二法に基づき、農協系統の組織整備、業務執行体制の強化を推進しながら、系統資金を健全に運用していくことが重要であると考えます。

次に、金融行政の一元化についてのお尋ねですか。

りますが、農協系統の信用事業につきましては、
金融監督庁が金融秩序の維持の観点から検査監督

を行つ一方、農林水産省としては、農業生産の発展と、農業生産の安定を図るため、農政上の観点から、引き続き監査監督を行つ必要があり、金融監督庁と連携を図りつつ、効率的で的確な検査監督を実施していく考え方であります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 生方幸夫君。

○生方幸夫君　私は、民主党を代表して、金融監督
督署設置法案及び金融監督署設置法の施行に伴う規
則法律の整備に関する法律案について、總理大臣及び
臣及び大臣に質問いたします。

まず、ペルー人質事件が、ペルー政府初め関係各位の甚大な御努力により解決したことへの感謝をいたしますとともに、犠牲になられた三名の方たちに衷心より哀悼の意を表します。

また、橋本総理におかれましては本日から訪米をされるとのこと、大変御苦労さまでございま

す。

さて、日本には約一千二百兆円にも及ぶ個人融資産があります。この膨大な資金がうまく運用されていれば、日本経済はもっと活性化されてしまうべきです。しかしながら、現実には、この資金は十分に活用されているとは到底言えません。どうしてこれだけの量の資金がうまく利用されないのか。原因は、日本の金融制度そのものが制度疲労を起こし、機能不全に陥っているからにほかなりません。

つまり、金融業界にさまざまな規制が残されていることもさることながら、金融機関そのものが縮んだ発想しか持てなくなっています。そうした体质になつていてからです。「護送船団方式」という言葉に代表されるように、日本の金融機関は大蔵省の強い管理下に置かれてまいりました。金融機関は大蔵省の指導に従つて、限り絶対につぶれないというもたれ合いの構造ができ上がつてしまつた。それが一連の金融スキャンダルの発生につながり、バブル崩壊以降の信用不安につながってきたことは言をまちません。

金融機関は、M.O.F.担という名の人材を大蔵省に張りつけ、大蔵省の意向に沿つた經營を長い間続けてまいりました。その結果、世界の金融自由化の流れから取り残され、せっかく一千二百兆円もの個人金融資産があるのを有効に活用できない体制になつてしまつたわけです。

政府は、こうした状況を打破するために金融ビッグバン構想を打ち出し、その第一弾として、大蔵省から検査監督機能を分離独立させるというこの金融監督署設置法案を提出したわけです。法

案提出の過程から明らかなるように、大蔵省の強過ぎた監督権限を緩め、金融機関の情報公開を促し、自己裁量の拡大によって金融行政を透明化させることができることが、この法案の目指すところであったはずです。

しかるに、この法案を見ますと、大蔵省の監督

検査権限を弱めるどころか、かえって大蔵省が新しい外局を持つ、いわば焼け太りをしたと言わざるを得ません。金融監督庁を大蔵省から独立させることは、二〇〇一年に橋本總理が実現を目指す省庁再編構想の試金石ともなることです。それが実際は大蔵省の焼け太りというのでは、とても大蔵省を初め各省庁を大胆に再編することなど不可能と断せざるを得ません。まず、この点について総理の御所見をお伺いしたい。

さて、以下、具体的に質問いたします。
さきの衆議院総選挙の前に自社三党で合意を見た大蔵省改革の内容を振り返りますと、大蔵省から検査監督機関を分離させ、国家行政組織法第三条に基づく三条委員会として独立させるというものでありました。しかし、本法案は、金融監督庁を総理の外局としておりません。総理、なぜ選挙前の公約をほこにしてまで外局にしようとしているのでしょうか。

また、依然として企画立案部門が大蔵省に残されているのはなぜでしょうか。大蔵省の不透明な行政指導という裁量行政が一連の金融不祥事を生んだ原因です。企画立案部門を残せば、こうした裁量行政の余地を残すこととは明らかです。したがってこの際、企画立案部門も監督庁に移すべきではないでしょうか。大蔵大臣のお考えをお聞かせください。

また、このことに関連しますが、検査監督部門も今回の法案では完全に大蔵省から切り離されてしまうとは言えません。すなわち、信用秩序に重大な影響を与える場合とか預金保険機構の資金が枯渇するおそれがある場合とかいうただ書きつき

で、大型の破綻処理やその事前協議に大蔵省が依然として強い影響力を残すことになつております。これは、日本の金融業界全体にとって大きなマイナスです。この点について、大蔵大臣の御所見をお伺いしたい。

次に、金融・証券関係の所掌事務、権限について質問いたします。

この法案の施行が予定されている一九九八年には、金融検査における早期是正措置の導入が決まっていました。すなわち、自己資本比率が一定基準を下回った場合に、金融機関の自己責任において経営内容を是正していくという原則が打ち出されました。しかし、こうした基準は、財務諸表が徹底してディスクローズされて初めて可能となるものです。ところが、日本の金融機関が公表している不良債権額は実際の額との乖離が甚だしいとの批判が出されているよう、日本の会計基準が国際標準に合っていないことは問題があります。一日も早い改善が望まれますが、この点について大蔵大臣の見解をお尋ねいたします。

次いで、検査の一元化に関連して、財務局、都道府県への委任について質問をいたします。

地方銀行、第一地銀、信用金庫の検査監督については、この法案においても従来どおり大蔵省の地方財務局が行うことになつておられます。一方、信用組合、農協、漁協については都道府県が、また労働金庫は労働省などと、縦割り行政のままの共管となつております。

そもそも、こうした分野の金融機関こそが、不

良債権等経営に重大な問題を抱えております。に

容についても、簿外資産や不良債権を正確に把握できていないのが実情であります。公認会計士による外部監査制度の導入も含めて、検査の改善について大蔵大臣にお伺いしたい。

最後に、大蔵省改革における今後の残された課題について質問いたします。

大蔵省に権限が集中し過ぎていることが、官僚

制度をゆがめ、民間の自由な活動への阻害要因になつてゐることはだれの目にも明らかです。そこで、早急に徵税権を大蔵省から分離独立させ、予算編成権の内閣への移しかえを実施するとともに、金融と財政を完全に分離しなければならないと考えます。

今後、どのようなスケジュールで大蔵改革を考

えているのか、総理と大蔵大臣にお伺いして、私

の質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 生方議員にお答

えを申し上げます。

私は、金融監督庁の設置については、どうも議

員と意見を異にするようであります。なぜなら、

市場規律を基軸とした透明そして公正な金融行政への転換に資するという視点から、大蔵省との明確な機能分担のもとに、金融監督庁が独立し検査監督を行ふこととするものでありますし、人事権も独立したものであります。中央省庁の再編の問題とは、私は、この問題は一点別にし先行させて行いましたが、中央省庁の再編については、国民本位で的確かつ効率的な組織をつくりたいと、行政会議において鋭意検討を進めているさなかであります。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答

えを申し上げます。(拍手)

〔國務大臣三塚博君登壇〕

○國務大臣(三塚博君) 生方議員にお答えを申し上げます。

金融監督庁の組織のあり方についてのお尋ねでございますが、金融行政機構改革に関する与党内での議論の過程におきましては、御指摘の公正取引委員会型も含めまして、検査監督を担当する組織のあり方についてさまざま論議がなされたと承知をいたしております。最終的には、昨年十二月二十四日の与党合意におきまし

て、民間金融機関等に対する検査監督という執行面の機能については、総理府に国家行政組織法第三条に基づく総理府の外局としての庁を設置いたしました。そこに担当させることがされたところ

であります。

政府としても、この与党の合意を踏

んで、金融監督庁設置法案等の法律案を本国会に

官 報 (号)

提出いたし、本日質疑が行われておるところあります。

大蔵省から金融行政の企画立案機能を分離すべきとの御指摘につきましては、我が国の行政機構の方の根幹にかかわるものであり、まず、経済の円滑かつ効率的運営に支障を生じないか、また総理もただいま言われましたが、G7等の国際会議において我が国の国益確保の観点からマイナスにならないか、そして、中央省庁の再編について、総合的に政策を展開できるよう分野を大きくに考えるなど、検討すべき問題がありまして、行政改革会議において、中央省庁再編のあり方の検討の一環として、大所高所から十分議論していなければ必要があるものと考えております。

次に、大蔵省は金融監督庁に強い影響を残すのではないかとの御指摘、お尋ねであります。今回では、民間金融機関等に対する監督権限については、すべて大蔵省から金融監督庁の権限に移すことといたしておること、御承知のとおり最善の方策を見出すために行われるものでござります。また、御指摘の協議については、個別破綻処理の際に、現行法令のもとでの既存の方策による対応では信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがある場合に限り、長官の判断により最善の方策を見出すために行われるものでございまして、御懸念のような問題は生じないと考えておりますので、御理解ください。

第四問であります。

会計処理基準等につきましては、国際的な動向も踏まえながら、一層の整備が必要であると考えております。こうした観点から、現在、企業会計審議会において重要な諸課題の検討を進め、まとまります。第五点は、金融検査についてのお尋ねであります。従来より、限られた検査要員の中で、検査の効

率化を図りつつ、重点的、機動的な検査を実施することによりまして、検査の強化充実を図ってきています。

大蔵省から金融行政の企画立案機能を分離すべきとの御指摘につきましては、我が国の行政機構

のあり方の根幹にかかわるものであり、まず、経

済の円滑かつ効率的運営に支障を生じないか、また総理もただいま言われましたが、G7等の国際

会議において我が国の国益確保の観点からマイナ

スにならないか、そして、中央省庁の再編につい

て、総合的に政策を展開できるよう分野を大きく

に考えるなど、検討すべき問題がありまして、行政改革会議において、中央省庁再編のあり方の

検討の一環として、大所高所から十分議論してい

ただく必要があるものと考えております。

次に、大蔵省は金融監督庁に強い影響を残すの

ではないかとの御指摘、お尋ねであります。今

回の改革では、民間金融機関等に対する監督権限

について、すべて大蔵省から金融監督庁の権限に移すことといたしておること、御承知のとおり最善の方策を見出すために行われるものでござります。また、御指摘の協議については、個別破綻処理の際に、現行法令のもとでの既存の方

策による対応では信用秩序の維持に重大な影響を

与えるおそれがある場合に限り、長官の判断によ

り最善の方策を見出すために行われるものでござ

いまして、御懸念のような問題は生じないと考

えておりますので、御理解ください。

会計処理基準等につきましては、国際的な動向

も踏まえながら、一層の整備が必要であると考え

ております。こうした観点から、現在、企業会計

審議会において重要な諸課題の検討を進め、まと

まつたものから順次意見を公表していくことといたしております。

第五点は、金融検査についてのお尋ねであります。

従来より、限られた検査要員の中で、検査の効

率化を図りつつ、重点的、機動的な検査を実施す

ることによりまして、検査の強化充実を図ってき

たところでございます。今後も、資産内容の自己

査定について公認会計士による外部監査を活用す

るなど、検査の強化充実を図つてまいりたいと考

えております。

最後に、大蔵省改革のスケジュールについてで

あります。大蔵省改革のスケジュールについてで

省を含む中央省庁の再編のあり方につきまして

は、複雑多岐にわたる行政課題に、縦割り行政の

弊害を超えて国民本位での確かに効率的に対応で

あります。大蔵省改革のスケジュールについてで

省を含む中央省庁の再編のあり方につきまして

は、複雑多岐にわたる行政課題に、縦割り行政の

弊害を超えて国民本位での確かに効率的に対応で

あります。大蔵省改革のスケジュールについてで

省を含む中央省庁の再編のあり方につきまして

は、複雑多岐にわたる行政課題に、縦割り行政の

弊害を超えて国民本位での確かに効率的に対応で

あります。大蔵省改革のスケジュールについてで

省を含む中央省庁の再編のあり方につきまして

は、複雑多岐にわたる行政課題に、縦割り行政の

弊害を超えて国民本位での確かに効率的に対応で

あります。大蔵省の護送船団行政は、国民の大好きな怒りを呼び起したのであります。

今求められているのは、この声に正面からこたえたところでございます。今後も、資産内容の自己

査定について公認会計士による外部監査を活用す

るなど、検査の強化充実を図つてまいりたいと考

えております。

最後に、大蔵省改革のスケジュールについてで

あります。大蔵省改革のスケジュールについてで

省を含む中央省庁の再編のあり方につきまして

は、複雑多岐にわたる行政課題に、縦割り行政の

弊害を超えて国民本位での確かに効率的に対応で

あります。大蔵省改革のスケジュールについてで

省を含む中央省庁の再編のあり方につきまして

は、複雑多岐にわたる行政課題に、縦割り行政の

弊害を超えて国民本位での確かに効率的に対応で

あります。大蔵省改革のスケジュールについてで

省を含む中央省庁の再編のあり方につきまして

は、複雑多岐にわたる行政課題に、縦割り行政の

弊害を超えて国民本位での確かに効率的に対応で

あります。大蔵省改革のスケジュールについてで

省を含む中央省庁の再編のあり方につきまして

は、複雑多岐にわたる行政課題に、縦割り行政の

弊害を超えて国民本位での確かに効率的に対応で

あります。大蔵省改革のスケジュールについてで

が主導権を握ることになるのは明らかではありませんか。答弁を求めます。

また、大蔵省設置法の改正案では、当面の破綻処理の柱となる預金保険機構を引き続き大蔵省の

監督のもとに置いています。これでは、大蔵省の

金融部門を企画立案に限定するとした大前提に反

するではありませんか。明確な答弁を求めるもの

であります。

第三は、大蔵省との人事交流が明確に遮断され

ていないことであります。

監督庁の職員の人事は、昨年十二月の与党三党

の合意で、長官が持つ人事権はその独立を厳正に

確保すると明記した上で大蔵省との交流を認め

ています。監督庁には大蔵省から多くの職員が移

転していますが、一たん移れば大蔵省に戻れ

られない課題から見るとならば、その内容は極め

て不十分なものと言わなければなりません。

第一に、金融監督庁が公取型三条委員会から大

きく後退したことであります。

昨年九月の連立与党的合意文書では、独立して

職権を行うことができる公取型三条委員会方式を

基本とするとされていたではありませんか。公取

型は、独立性が強く合議制であります。そのため、相互にチェック機能が働く利点があり、これ

までの裁量性を排除できる可能性を持つていま

す。ところが、本法案では、同じ総理府の外局と

はいつても、公取型の委員会とは違う、より独立

性の弱い監督庁に変えられてしまつたのであります。なぜこのような後退が生じたのか、総理、そ

の理由を明らかにしていただきたい。

第二は、監督庁の監督業務への大蔵省の関与の

問題です。

法案によれば、金融機関の業務停止命令、免

止命令、の取り消しなどの際、信用秩序の維持等に重大な

影響を与えるおそれがあると認めたときは、必要な措置について事前に金融監督庁が大蔵省と協議

を行つてから実行されるべきであるとされています。

なぜこのように大蔵省が大蔵省と協議を行つて

から実行されるべきであるとされています。

政府は、証券と金融の垣根を取り払い、金融市

場全体の自由化を進める日本版ビッグバンを推進

しようとしていますが、これは、日本の金融市場

を激しい弱肉強食の荒波に全面的に巻き込むもの

であります。金融監督庁の設置はその前提づくり

の一つとされていますが、政府は一方で金融機

関の自己責任原則の確立を掲げながら、他方で二

十の銀行はつぶさないという極めて矛盾した態度

をとっています。これでは、大手銀行と中小金融

機関の間に大きな差別を持ち込み、大手銀行を不当に優遇することになるではありませんか。

現に政府は、大手の日債銀に破格の支援を行ひ

ながら、地方の中小銀行である阪和銀行に対しても

は突然の業務停止命令を発し、地域経済と雇用に

大きな不安を与えております。このよつなり方がビッグバンへの対応だとすれば、極めて重大であります。

政府は、今後、中小企業、地域経済への打撃を

どのように救済し、金融の公益性をどのように確保されるのか。また、リストラや金融機関の倒産による雇用不安に対する具体的な対策をどのように考えているのか。大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

最後に、金融機関との疎着を断ち切る根本的な措置についてお尋ねをいたします。

日本の金融行政システムは、典型的な官政財産の構造となっております。大蔵省高級官僚による特定金融機関の頭取や役員への天下りが恒常化し、一度占めたポストは、その人がやめた後も後輩に受け継がれるのが通例になっております。このような天下りが金融行政をゆがめるだけでなく、腐敗の温床にもなっており、国民的な非難を招いているのは周知のとおりであります。

昨年九月の連立与党大蔵改革プロジェクトチームの合意文書では、大蔵省を初めとする中央省庁の天下りの問題について、「抜本的な改革を検討する」とされていました。ところが、いまだに何の措置もとろうとしていません。天下り禁止の合意はなぜばこにされたのか、明確な答弁を求めます。

また、日本の金融業界は、巨額の政治献金を通じて政治家や政党とつながっていることも極めて重大であります。我が党は既に、天下り禁止法

案、企業・団体献金禁止法案を提出しております。

総理は、金融システム改革を初め六次改革の推進をうたっていますが、こうした政官財疎着の構造を根本的に改めることこそ真っ先に取り組むべき課題ではありませんか。

総理の明快な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 佐々木議員にお答えを申し上げます。

まず、大蔵改革の基本認識についてというお問い合わせ

いります。

今般の改革は、民間金融機関などに対する検査監督を総理府設置の金融監督庁が担いながら、企画立案を大蔵省が分担すること、これが市場規律を基礎とした透明かつ公正な金融行政への転換に資する、こうした趣旨により実施するものでござります。

なぜ公取型の三条委員会方式にしなかったのか

とにより、透明かつ公正な金融行政が実現できると考えております。

なぜ公取型の三条委員会方式にしなかったのか

と、そういうお尋ねがございましたが、与党内におきまして、公正取引委員会型も含めてさまざまな組織

のあり方についての御議論がなされ、最終的に三

条委員会を設置するとされたところであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

〔國務大臣梶山静六君登壇〕

○國務大臣(梶山静六君) まず、預金保険機構の監督についてのお尋ねであります。機構の業務運営に対する行政の関与は、機構が決定する保

料率の設定の認可等預金保険制度の基本的な枠組みに係るものであり、預金保険制度がどうあるべきかという制度の企画立案に同じるものであります。

したがいまして、金融制度の企画立案を担う

大蔵大臣の所管としたところであります。

次に、金融監督庁と大蔵省の人事交流について

お尋ねでござりますが、金融監督庁の人事については、任命権者たる長官の人事権が厳正に確保

されることを当然の前提として、長官がその判断

により業務を的確に遂行できるよう適切な人事権

行使し、望ましい人材を確保していくべきもの

と考えております。

次に、地方における検査監督体制についてのお

尋ねであります。新たに金融監督庁の地方支分

部局を設けることは行政改革の理念に照らして適

切ではないとの考え方のものに、既存の財務局の組

織を活用することとしたものであります。また、

地方における検査監督については、金融監督庁長官は財務局長を直接指揮監督することとしてお

り、長官の指揮監督のもとに的確に実施されるも

のと考へております。

国家公務員の再就職を禁止するということにつ

いては、職業選択の自由との関係あるいは知識経験の有効活用という面から問題があり、適切では

ないと考へておりますが、再就職の問題は行政へ

天より問題については、総理からお答えをしたとおりであります。(拍手)

○國務大臣(三塚博君) 佐々木議員にお答えを申しあげます。

まず、大蔵改革の基本認識についてというお問

いります。

三党政策合意におきまして、政治資金規正法の平成六年改正法附則九条及び十条の規定を踏まえ

て、政治資金のあり方について今後さらには協議を進めると明記されているところであります。各党各

会派において十分御論議をいただきたいと考えて

おります。

企業献金の禁止につきましては、昨年十月末の

三党政策合意において、政治資金規正法の平成六年改正法附則九条及び十条の規定を踏まえ

て、政治資金のあり方について今後さらには協議を

進めると明記されているところであります。各党各

官 報 (号 外)

も、調達運用面で大口取引に比べ小口取引を軽視したことなど、我が国特有の金融自由化は、金融・資本市場、金融機関に対する市場原理と大口責任原則の全面的導入を遲滞させてしまいました。しかも、企業活動の国際化のもとで、市場原理と自由競争に基づく金融市場と金融サービスを求める内外の圧力はますます高まっているにもかかわらず、いわゆる護送船団行政を温存したことばかりか、経営者のモラルハザードさえ生んだのあります。

国家行政組織法第三条に基づき、總理府の外局として金融監督は設置されることになつておりますが、金融の検査監督という特定行政の執行を目的に設置されるものであれば、同じく三条に基づく行政委員会の選択肢もあると指摘されていましたが、と考えるが、これを挙げた積極的な理由を御説明いただきたいと存じます。

また、設置法に盛られた長官の権限はかなり強

せん。さらに、大蔵省の財務局長を指揮監督する所とあり、この点についても若干の不透明さがつまらないといいます。これら関係規定にかかる金融監督の独立性について、その独立性はどのように担保されているのか、御説明いただきたいと存じます。

いう、そうします。なあ、昨年
を國務大臣とす
たしております
たしてから、証

は、金融システムの効率化や国際化をおくらせばかりか、経営者のモラルハザードさえ生んだのであります。

その意味で、内外の変化に対応した日本型ビジネ
グバンは一刻の猶予もならない課題であり、その
中心が金融システムの効率化と国際性の重要性に
あることは当然でありますが、その際、市場経済
における公平性の確保こそ日本型ビジネスバンにお
ける国民的信頼を得る道であることを強く指摘す
るべき二二〇回目です。

いものがあります、「オカシの相談室」二一八号を
國務大臣を充てることなく総理府の外局とした補
極的な理由について、あわせて説明いただきたい
と存じます。

損失補てん問題を契機に設けられた証券取引等
監視委員会について、本法案はこれを金融監督官
に移管するとしておりますが、三条組織として設
けられる府の内部に、八条委員会としての証券取引
等監視委員会をそのまま移管するのはどうのようか。
なお考えによるものであります。司法的機
能を有していることに着目したものと考えます
が、あわせて見解を示していただきたいと存じます。

本法案の策定に当たって、国民が注視した問題
の一につき、大蔵省との独立性の問題があります。
金融監督庁は、金融機関の業務の適切な運営、信
用の健全性が確保されるよう検査その他の監督

ただいま提案されている金融監督庁等の法律案のも、そつした市場における公平性を確保するための経済警察的行政機構を整備するためのものと認識しております。そうした認識から、總理並びに閣僚大臣に質問いたしますが、法案の内容に入る前に、最近の不良債権問題について質問いたします。
ついこの間、日債銀について各行からの支援措置がなされ、また大蔵省における特別検査を実施するとしておりますが、依然これら一連の措置には不透明さがつきまといます。金融に対する人民の不信感も、結局は行政の透明性に対する不信であることを直視すれば、よりオープンな行政活動が求められるのではないかと考えますが、大蔵大臣見解をお伺いいたしたいと存じます。
次に、法案の内容について幾つか質問をいたたいと思います。

能を有していることに着目したものと考えます。が、あわせて見解を示していただきたいと存じます。

本法案の策定に当たって、国民が注視した問題の一つに、大蔵省との独立性の問題があります。金融監督庁は、金融機関の業務の適切な運営、經營の健全性が確保されるよう検査その他の監督があり、大蔵省に留保される権限は、金融制度、券取引制度の企画立案と分離されております。しかし、他方では、金融監督庁長官及び大蔵大臣相互に密接な連絡をとるとされ、免許取り消しを行うことが信用秩序の維持等に影響を与える。それがあるときはあらかじめ大蔵大臣と協議すると定められているなど、独立性の保障に疑念を投げかける面もないではありません。

また、新設される庁の内部機構も定かでないめ、人事の独立性の保障も必ずしも明確であります。

最後に、信用組合に対する検査監督についてお伺いいたします。
都道府県に対する「これら事務は依然、機関委託事務とされておりますが、これら事務に関する会員の中央、地方の役割についてはどのように考へておられるのか。地方分権推進委員会において、機関委託事務制度の廃止が明確にされているときだけに、これについての方向性は明確にする必要がある」と考えますが、その見解をお伺いし、質問を終ります。(拍手)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 皇后議員にお答えします。

は、この委員会は、中立公正な市場監視機能を充実強化するために、国会の十分な御審議を経、平成四年に合議制機関として設置をされて以来、着実に成果を上げてまいりました。このような合議制機関による中立公正な市場監視機能というものは引き続き重要である、そう判断いたしましたところから、八条機関の体制のまま移管することとしたところであります。

次に、金融監督庁の独立性につきましては、國民に信頼される金融行政を確立するためには、金融監督庁と大蔵省との間で明確な機能分担を行ない、金融監督庁が独立して検査監督を行うとともに、大蔵省との間で適切な連携を図ることが必要

まず最初に、新しいこの機関を三条委員会としてお尋ねがございました。
与党内におきまして、公正取引委員会型を含めましてさまざまな組織のあり方についての論議の末、最終的に三条庁を設置することとなりましたことは御承知のとおりであります。政府としても、民間金融機関等に対する検査監督という執行面の機能、これは合議制の機関ではなく、長官指揮監督に服する金融監督庁により十分に發揮される、そのように考えた次第であります。
また、金融監督庁長官をなぜ国務大臣にしないのかというお尋ねがございました。
金融監督庁の業務の的確な遂行を確保する、うした観点から、望ましい人材を得ることが何より大切であると思います。しかし同時に、その官を国務大臣をもつて充てるとする場合、行政権を改革しようとしております今日、逆に行政

だと思ひます。地方における検査監督事務などはつきましては、長官は財務局長を直接指揮するところになっており、また金融監督庁の人事につきましては、任命権者たる長官が厳正に独立の人事権を行使して適切な人事を行っていくと考えておもっておりまして、むしろ行政機構の肥大化を防ぐ措置として適切なものと考へております。

それから、信用組合に対する検査監督事務についてお尋ねがございました。

信用組合に対する指導監督権限は、中小企業等協同組合法等の規定により、信用組合の事業地盤が都道府県の区域を越えないものは都道府県知事が機関委任されております。機関委任事務制度が廃止されました後、信用組合の検査監督についてどのような体制が望ましいかについては、地方の権推進委員会での御議論も踏まえた上で適切に検討したいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣(三塚博君登壇)〕

○国務大臣(三塚博君登壇) 島山議員にお答えを申し上げます。

行政の透明性についてのお尋ねでございますが、政府としては、市場原理や自己責任原則に立脚した透明性の高い行政をとり行う所存でございます。早期是正措置等により、その適切な遂行に努めてまいりておるところでございます。

なお、日債銀につきましては、今般、抜本的な経営再建策を発表されました。評価のできるものでございました。政府としては、内外金融システムの安定性を維持するため、こうした自助努力を支援しているところでございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 前田武志君。

(前田武志君登壇)

○前田武志君 前田武志君登壇) 法律案について、太陽党を代表して、総理及び大臣に質問をいたします。

その前に、ペル・人質事件が、フジモリ大統領の指導力と、ベル、日本両国政府を初め関係各国、各位の努力と協力により解決を見たことに、敬意と感謝を表する次第であります。青木大使をり抜かれた勇気ある皆様と御家族に、お喜びと称賛の意を表します。また、不幸にして犠牲となられた方々に心より哀悼の意を表します。

今回のように、在外公館の安全や在留邦人の生命が危険にさらされるという特異な事件のたびに明らかになる危機管理の問題については、五五年体制に安住して具体的対応の積み重ねを怠ってきた政治の責任にあると痛感いたします。

さて、今回の金融改革は、住宅金融専門会社、住専処理に見られたような不透明な行政を廃する

ために、財政と金融を分離し、金融の検査監督機能を一元化するのが目的であります。同時に、グローバルで魅力のある市場を目指す日本版・ピッグバンの具体策の一つとして、金融の規制緩和・撤廃と表裏一体である検査監督機能の強化要請にもこたえるものでなければなりません。そのためには、透明な行政監視ルールの提示、金融機関情報の開示と市場によるチェック、自己責任原則などを基盤とした金融システムの改革が不可欠であります。

総理は、金融システム改革の今後の具体的なスケジュールを国民の目に見える形で明示する必要があると考えます。これらの改革は、国民に対しても自己責任を問うものであり、国民の理解を得ようとされるますが、いかなる方法で国民の理解を得ようとしているのか、御見解をお伺いいたします。

○前田武志君登壇) 次に、財政と金融の分離についてお尋ねいたします。住専や大和銀行ニューヨーク支店事件に見られるとおり、金融行政の裁量性や恣意性が市場の透明性を疑わせる結果となり、大蔵省改革が叫ばれることとなりました。官民がもたらしあう譲送船団方式による金融行政が、金融の自由化、国際化の中で時代に対応できなくなっています。これまでの大蔵省行政は財政優先で行われ、財政のために金融政策がゆがめられたことは否定できません。

例えば、円高不況時に財政出動を行わず、かわりに低金利政策を長期間続いたためにバブル経済を引き起こしたこと、税収確保のために有価証券取引税の廢止に踏み切らなかったことが金融・証券市場の空洞化の一因になつたこと、住専の不良債権処理で大蔵省の失敗を隠ぺいするため低金利政策と予算編成権を行なってきたこと等々、枚挙

にいとまがありません。このようないひずみが今日の長期的な経済停滞の一因となつてゐることは、否めない事実であります。財政と金融の分離は今後不可欠であると思われますが、大蔵大臣の御見解をお聞きいたします。

次に、証券取引等監視委員会のあり方及び金融監督厅における位置づけの点であります。

資本市場における証券化、セキュリティゼーションの進展に伴い、証券取引における公正さ、透明性を確保するということは、投資家保護や自己責任原則の徹底、あるいは市場への信頼を得るといった面でますます重要になってまいりました。資本市場全体を監視し、法とルールに基づくチェックを十分に働くことのできる体制を整えるため、現在の証券取引等監視委員会の機能組織を強化し、市場のアンペイアとして規則制定権や準司法的権限を付与する形で独立性を高めることが重要であります。いわゆる証券不祥事の反

省から設置された証券取引等監視委員会は、金融の日本版SECの役割を担う必要があります。以上の観点から、証券取引等監視委員会の位置づけと独立性に関して総理にお伺いいたします。

次に、本法案では、金融行政の企画立案部門が大蔵省に残ることとされていますが、検査監督と企画立案の連携がスマーズにいくかどうかは今後の運営次第であります。金融監督庁と大蔵省が定期協議の場を持つことが見込まれてゐるため、金融監督庁が大蔵省の裁量に左右される危険性が指摘されております。このことは、大蔵省からの分離独立との趣旨に逆行し、大蔵省による実質的な金融行政の支配につながるおそれがあると見えます

が、御見解をお伺いします。

次に、金融監督庁と大蔵省との人事についてであります。

金融監督庁は、人材面で大蔵省のいわば植民地となり、大蔵省の権限拡大と、ルールに基づく中立性が揺らぐ危険性があります。金融監督庁の発足後、大蔵省との人事交流を完全に遮断する厳しい措置がせひとち必要であります。

報道されるところによれば、金融監督庁職員の九割以上を大蔵官僚が占めることが確実視されています。すなわち、金融監督庁の職員は総勢三百五十人前後の予定で、機構と定員は来年度予算の概算要求までに固められる」となっていますが、全体の約九割の三百人強を大蔵省からの移籍組が占める見込みであります。人事、会計担当の独立した課がなく、長官官房に総務課を設けることと報道されるとおり、組織面でも大蔵省の影響力が残る形となっております。また、地方部局については財務局の活用を図ることとなっていましたが、あくまでも金融監督庁の直轄にすべきであると考えます。

裁量型行政を廃止して、ルールに基づく公正な金融の検査監督行政を行うには、人員、組織も増大することは当然であります。人事、会計担当の材料を活用することも現実的な対応と理解します。しかし、中立公正な金融行政を確立し、金融市场の透明性と信頼性を確保するためには、検査監督組織の人事の独立性を確立すべきであります。大蔵省との人事の遮断についていかなる対応を講じられるか、お伺いをいたします。

また、欧米では、経営情報の開示、いわゆるディスクロージャーが最もコストの安い監督体制と言わわれています。それは、最近の証券会社の不祥事、事業会社の総会開催事件等の例を見ても明らかであります。金融機関自身が透明性の高いディスクロージャーを行うかどうかが、新設される金融監督庁の業務の公正さを保障する最重要問題であります。とりわけ、金融機関の不良債権の正確な開示が求められるところであります。この

官報 (號外)

点について、総理の御見解をお聞きいたします。
最後に、金融監督庁の設置が、大蔵省に権限を温存し、従来型の監督行政を残した見かけだけの金融改革に陥るのはなく、金融抜本改革の柱となるように切に希望し、太陽党を代表しての質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 前田議員にお答えを申し上げます。
金融システム改革のスケジュール、また国民的理解を得る方法についてどうするかというお尋ねがありました。

本年六月には、二〇〇一年までに改革が完了するプランの全貌を明らかにできるものと考えておりますし、今後とも、適切な方法により国民の御理解を幅広く得ながら、改革を進めてまいりたいと存じます。

次に、証券取引等監視委員会について、その独立性は維持できるかというお話をありました。

今回の改革によりまして、証券取引等監視委員会は、合議制機関としての現行の体制のまま金融会は、合議制機関としての現行の体制のまま金融

監督厅に移管するものでありまして、委員会の委員長が委員は、川崎競馬場にてその職務を

員長及び委員は、弓見義理をして、その取扱いについての意見を述べておられます。

今般の改革は、大蔵省との明確な機能分担のうえ、金融監督庁が独立して検査監督を行うとともに、大蔵省との間で適切な連携を図ることにより、透明かつ公正な行政の実現を図るものであり、大蔵省による実質的な金融行政の支配につながるおそれがあるという御指摘は当たらないものになると考えております。

また、金融監督庁の独立性につきましては、今回の法案でも、明確な機能分担のもとに金融監督庁が独立して検査監督を行うという姿勢を出していることは御承知のとおりであり、人事につきましては、任命権者である長官が厳正に独立の人

権を行使し適切な人事を行っていくことになると
考えております。また、行政改革の理念にかんが

○副議長(渡部恒三君) 本田はこれにて散会に
たします。

報告書及び文書
一、去る二十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

温存し、従来型の監督行政を残した見かけだけの金融改革に陥るのではなく、金融抜本改革の柱となるよう一切に希望し、太陽堂亮を代表しての質問みて、財務局の組織を活用いたしますか。長官から財務局長を直接指揮監督することとしておりまして、業務は的確に遂行されるものと考へております。

出塞圖序大五

内閣總理大臣 橋本龍太郎君

大藏大臣三塙博君

農林水產大臣 藤本孝
運輸大臣 古賀誠君

郵政大臣 堀之内久男君

國理外務大臣 梶山 静六君

國務大臣白川勝彦君

內閣審議官 皇中誠一郎君

卷之三

警世名篇

第一、次の法律の公布を奏上し、

に通知した。

銀

田、橋本内閣総理大臣から伊藤の通知書を受領した。

八五號

四月二日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

議長 伊藤宗一郎殿
成九年四月二十四日(木)午後七時

五月一日(木)午前八時同空港着の
ラリヤ及

リガ合衆国 ボーリストニア及
ーランド訪問のため出張しますの

します。

議長の報告

(臓器の摘出の制限)

第七条 医師は、前条の規定により死体から臓器を摘出ししようとする場合において、当該死体について刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十号)第一百一十九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。

(礼意の保持)

第八条 第六条の規定により死体から臓器を摘出するに当たっては、礼意を失わないよう特に注意しなければならない。

(使用されなかつた部分の臓器の処理)

第九条 病院又は診療所の管理者は、第六条の規定により死体から摘出された臓器であつて、移植術に使用されなかつた部分の臓器を、厚生省令で定めるところにより処理しなければならない。

(記録の作成、保存及び閲覧)

第十条 医師は、第六条第一項の判定(当該判定に係る脳死体から同条の規定により臓器が摘出された場合における同項の判定に限る。)、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術(以下この項において「判定等」という。)を行った場合には、厚生省令で定めるところにより、判定等に関する記録を作成しなければならない。

2 前項の記録は、病院又は診療所に勤務する医師が作成した場合にあっては当該病院又は診療所の管理者が、病院又は診療所に勤務する医師以外の医師が作成した場合にあっては当該医師が、五年間保存しなければならない。

3 前項の規定により第一項の記録を保存する者は、移植術に使用されるための臓器を提供した達族その他の厚生省令で定める者から当該記録の閲覧の請求があった場合には、厚生省令で定めたところにより、閲覧を拒むことについて正当な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を不正に侵害するおそれがないものと認めたところにより、閲覧を拒むことについて正當な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を不正に侵害するおそれがないものと認めたところにより、閲覧を拒むことについて正

のとして厚生省令で定めるものを閲覧に供するものとする。

(臓器売買等の禁止)

第十一條 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要供を受けること若しくは受けたことの対価として財産上の利益の供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

2 何人も、移植術に使用されるための臓器の提

供を受けること若しくは受けたことの対価として財産上の利益の供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

3 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあつせんをすること若しくはあつせんをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

4 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあつせんを受けること若しくはあつせんを受けたことの対価として財産上の利益の供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

5 何人も、臓器が前各項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知つて、当該臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならない。

(帳簿の備付け等)

第六条 脳器あつせん機関は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に係る事項を記載しなければならない。

2 脳器あつせん機関は、前項の帳簿を、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。(報告の収取等)

第七条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、臓器あつせん機関に対し、その業務に係る報告をさせ、又はその職員に、臓器あつせん機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第二十二条 第二十二条第一項のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定に違反した者

二 第十条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第一項の規定に違反して記録を作成し、又は同条第一項の規定に違反して記録を作成せず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記録を作成せず、帳簿を保存しなかつた者

三 第十三条の規定に違反した者

四 第十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記録を作成せず、帳簿を保存しなかつた者

五 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

(許可の取消し)

(許可の取り消し)

の各号のいずれかに該当する場合には、同項の許可をしてはならない。

1 常利を目的とするおそれがあると認められる者

業として行う臓器のあつせんに当たつて当該臓器を使用した移植術を受ける者の選択を

公平かつ適正に行わないおそれがあると認められる者

(秘密保持義務)

第十三条 前条第一項の許可を受けた者(以下「臓器あつせん機関」という)若しくはその役員若しくは職員又はこれららの者であつた者は、正当な理由がなく、業として行う臓器のあつせんに關して職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

(厚生省令への委任)

第十四条 脳器あつせん機関は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に係る事項を記載しなければならない。

2 脳器あつせん機関は、前項の帳簿を、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

(報告の収取等)

第十五条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、臓器あつせん機関に対し、その業務に係る報告をさせ、又はその職員に、臓器あつせん機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第二十二条 第二十二条第一項のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定に違反した者

二 第十条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第一項の規定に違反して記録を作成し、又は同条第一項の規定に違反して記録を作成せず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記録を作成せず、帳簿を保存しなかつた者

三 第十三条の規定に違反した者

四 第十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記録を作成せず、帳簿を保存しなかつた者

五 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

官報 (号外)

し、若しくは同項の規定による質問に対しても
答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提
起することができない。

第二十三条 法人(法人でない団体で代表者又は

管理人の定めのあるものを含む。以下この項に
おいて同じ)の代表者若しくは管理人又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者
が、その法人又は人の業務に関し、前三条(前
条第一項第三号を除く)の違反行為をしたとき
は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対
しても、各本条の罰金刑を科する。

前項の規定により法人でない団体を処罰する
場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行
為につきその団体を代表するほか、法人を被告
人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法
律の規定を準用する。

第二十四条 第二十条第一項の場合において供与
を受けた財産上の利益は、没収する。その全部
又は一部を没収することができないときは、そ
の価額を追徴する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。

(検討等)

第二条 この法律による臓器の移植については、
この法律の施行後三年を目途として、この法律
の施行の状況を勘案し、その全般について検討
が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が
講ぜられるべきものとする。

3 関係行政機関は、第七条に規定する場合にお
いて同条の死体が第六条第二項の臓死体である
ときは、当該臓死体に対する刑事訴訟法第二百
二十九条第一項の検査その他の犯罪検査に関する

手続と第六条の規定による当該臓死体からの
臓器の摘出との調整を図り、犯罪捜査に関する
活動に支障を生ずることなく臓器の移植が円滑
に実施されるよう努めるものとする。

第三条 角膜及び腎臓の移植に関する法律(昭和
五十四年法律第六十三号)は、廃止する。

第四条 医師は、当分の間、第六条第一項に規定
する場合のほか、死亡した者が生存中に眼球又
は腎臓を移植術に使用されたために提供する意
思を書面により表示している場合及び当該意思
がないことを表示している場合以外の場合で
あって、遺族が当該眼球又は腎臓の摘出につい
て書面により承諾しているときにおいても、移
植術に使用されるための眼球又は腎臓を、同条
第二項の臓死体以外の死体から摘出することが
できる。

2 前項の規定により死体から眼球又は腎臓を摘
出する場合においては、第七条中「前条」とある
のは「附則第四条第一項」と、第八条及び第九条
中「第六条」とあるのは「附則第四条第一項」と、
第十条第一項中「同条の規定による」とあるのは
「附則第四条第一項の規定による」と読み替え
て、これらの規定(これらの規定に係る罰則を
含む)を適用する。

第五条 この法律の施行前に附則第三条の規定に
よる廃止前の角膜及び腎臓の移植に関する法律
(以下「旧法」という)第三条第三項の規定によ
る遺族の書面による承諾を受けて、死
亡した者が生存中にその眼球又は腎臓を移植術
に使用するために提供する意思がないことを
表示している場合であって、この法律の施行前
に角膜又は腎臓の摘出に着手していないかたと
お従前の例による。

第六条 旧法第三条の規定(前条の規定によりな
お従前の例によることとされる眼球又は腎臓の

摘出に係る旧法第三条の規定を含む。次条及び
附則第八条において同じ)により摘出された眼
球又は腎臓の取扱いについては、なお従前の例
による。

第七条 旧法第三条の規定により摘出された眼球
又は腎臓であって、角膜移植術又は腎臓移植術
に使用されなかつた部分の眼球又は腎臓のこの
法律の施行後における処理については、当該摘
出された眼球又は腎臓を第六条の規定により死
体から摘出された臓器とみなし、第九条の規定
(これに係る罰則を含む)を適用する。

第八条 旧法第三条の規定により摘出された眼球
又は腎臓を使用した移植術がこの法律の施行後
に行われた場合における当該移植術に関する記
録の作成、保存及び閲覧については、当該眼球
又は腎臓を第六条の規定により死体から摘出さ
れた臓器とみなし、第十条の規定(これに係る
罰則を含む)を適用する。

第九条 この法律の施行の際現に旧法第八条の規
定により業として行う眼球又は腎臓の提供の
あっせんの許可を受けている者は、第十二条第
一項の規定により当該臓器について業として行
う臓器のあっせんの許可を受けた者とみなす。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

第十一條 健康保険法(大正十一年法律第七十
号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九
号)、その他の法令で定める法律(以下「医療給
付関係各法」という)の規定に基づく医療(医療
に要する費用の支給に係る当該医療を含む。以
下同じ)の給付(医療給付関係各法に基づく命
令の規定に基づくものを含む。以下同じ)に繼
続して、第六条第二項の臓死体への処置がされ
た場合には、当分の間、当該処置は当該医療給
付関係各法の規定に基づく医療の給付としてさ
れものとみなす。

2 前項の処置に要する費用の算定は、医療給付
関係各法の規定に基づく医療の給付に係る費用
の算定方法の例による。

理由

移植医療の置かれている状況等にかんがみ、人
道的見地に立って、臓器の移植が臓器提供の意思
を生かしつつ移植術を必要とする者に対して適切
に行われるようにするため、臓器の移植につい
て、本人の臓器提供に関する生前の意思の尊重、
移植機会の公平性の確保等の基本的的理念を定め、
並びに国、地方公共団体及び医師の責務を明らか
にするとともに、臓器の範囲、臓死体を含む死体
からの臓器の摘出、臓器の移植に関する記録の作
成、保存及び閲覧、臓器売買等の禁止、臓器あつ
せん機関に対する規制及び監督等について必要な
事項を定め、もつて移植医療の適正な実施に資す
ることとする必要がある。「これが、この法律案を
提出する理由である。

道路交通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成九年四月九日

参議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 斎藤 十朗

3 前項の規定によることを適当としないときの
費用の算定は、同項の費用の算定方法を定める
者が別に定めるところによる。

4 前二項に掲げるもののほか、第一項の処置に
関しては、医療給付関係各法の規定に基づく医
療の給付に準じて取り扱うものとする。

第五条 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第六条 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第七条 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第八条 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第九条 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第十条 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第十一條 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第十二條 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第十三條 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第十四條 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第十五條 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第十六條 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第十七條 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第十八條 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第十九條 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第二十条 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第二十一条 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第二十二条 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

第二十三条 第四十号中「角膜及び腎臓の移植に
関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)」
を「臓器の移植に関する法律(平成九年法律
五百一号)」に改める。

道路交通法の一部を改正する法律
を次のように改正する。

目次中「第一百二条」を「第一百二条の二」に、「第一百七条の十一」を「第一百八条」に、「講習等(第百八条)」を「講習(第百八条の一)」に、「第六章の三 交通事故調査分析センター(第百八条の十三 第百八条の二十五)」を「第六章の三 交通事故調査分析センター(第百八条の一 第百八条の二十一)」に、「第六章の四 交通安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進(第百八条の二十六)」を「第六章の四 交通安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進(第百八条の二十一)」に、「第六章の九」を「第一百八条の三十九」に、「第六章の三十九」を「第六章の三十九 第一百四十四条の五」に改める。

第十一条の見出し中「幼児等」を「幼児、高齢者等」に改め、同条に次の二項を加える。

5 高齢の歩行者でその通行に支障のあるものが道路を横断し、又は横断しようとしている場合において、当該歩行者から申出があつたときはその他必要があると認められるときは、警察官等その他の場所に居合わせた者は、誘導、合図その他適切な措置をとることにより、当該歩行者が安全に道路を横断することができるように努めなければならない。

第二十二条の二 次に次の二項を加える。
(最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示)

第二十二条の二 車両の運転者が前条の規定に違反する行為(以下この条及び第七十五条の二第一項において「最高速度違反行為」という。)を当該車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)の業務に関するものをしてした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行つていると認められないときは、当該車両の使用者の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないように運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

2 第二十二条の二第一項の規定は、前項の規定による指示について準用する。
第六十七条第一項及び第三項中「前条」を「第六十六条」に改める。

第一条中「つけ」を「次に」に改め、同条第二号の

2 前項の規定による指示に係る車両の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十一号)の規定による第一種利用運送事業を經營する者は、軌道法の規定による軌道経営者(トロリーバスを運行するものに限る。)である場合における当該指示は、公安委員会が当該事業を監督する行政庁とあらかじめ協議して定めたところによつてしなければならない。

第五十一条の四中「この条及び第七十五条第一項において」を削る。
第六十四条中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。

第五十一条の五の見出し中「初心運転者標識」を「初心運転者標識等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第八十六条第三項の大手自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で七十五歳以上のものは、老齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、総理府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に総理府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するよう努めなければならない。

第七十一条の五の付記中「第二百二十二条第一項第九号の三」を「第二百二十二条第一項第七十四条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するに当たつて車両の速度及び積載並びに運転者の心身の状態に關しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させることを命ぜなければならない。

3 前項の交通安全管理教育は、第一百八条の二十八第一項の交通安全教育指針に従つて行わなければならぬ。

第七十四条の二の付記中「第二項」を「第四項」に、「第四項」を「第六項」に、「第三項」を「第五項」に改める。

2 第二十二条の二第一項の規定は、前項の規定による指示について準用する。
第七十四条第四項中「使用者」の下に「(次条第一項の規定により安全運転管理者を兼任したものを作成する。)」を加え、「教育」を「交通安全教育」に改める。

第七十四条第一項第一号中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。
第七十五条の二第一項中「第五十二条の四(第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定による」を「次の表の上欄に掲げる行為」と「その指示の区分」とに同表の中欄に掲げる違反行為に、「が著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となる」を「について同表の下欄に定める」に改め、同項に次の表を加え

又は助言することその他の最高速度違反行為を防ぐため必要な措置をとることを指示することができる。

二中「もつぱら」を「専ら」に改め、同号を同条第二号の二とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二号)及び「自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。)を行わせるため」を削り、「うちから」の下に「次項の業務を行つ者として」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項の規定に基づく総理府令で定める事項を処理する」を「第一項の業務を行ふ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「又は第二項」を「若しくは第四項」に改め、「なつたとき」の下に「又は安全運転管理者が第一項の規定を遵守していないため」ときを加え、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第一項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するため必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他の自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。)で総理府令で定めるものを行わなければならない。

3 前項の交通安全管理教育は、第一百八条の二十八第一項の交通安全教育指針に従つて行わなければならない。

第七十四条の二の付記中「第二項」を「第四項」に、「第四項」を「第六項」に、「第三項」を「第五項」に改める。

2 第二十二条の二第一項の規定は、前項の規定による指示について準用する。
第七十四条第一項第一号中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。

第七十五条の二第一項中「第五十二条の四(第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定による」を「次の表の上欄に掲げる行為」と「その指示の区分」とに同表の中欄に掲げる違反行為に、「が著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となる」を「について同表の下欄に定める」に改め、同項に次の表を加え

官 報 (号 外)

自動車の使用者に対する指示	違反行為	当該自動車を使用することについてのおそれ
第二十一条の二第一項の規定による指示	最高速度違反 行為	著しく交通の危険を生じさせるおそれ
第五十一条の四(第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定による指示	過積載をして自動車を運転する行為	著しく交通の危険を生じさせるおそれ
第五十八条の四の規定による指示	放置行為	著しく交通の危険を生じさせるおそれ
第六十六条の二第一項の規定による指示	過労運転	著しく交通の危険を生じさせるおそれ
第七十五条の二第一項を削り、同条第三項中「第一項(前項において準用する場合を含む。)」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。		
第七十五条の二の付記中「及び第一項」を削り、「第三項」を「第一項」に改める。		
第七十五条の二の二第一項中「ついて」の下に「、自動車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育その他」を加え、同条第二項中「駐車又は積載」を「速度、駐車若しくは積載又は運転者の心身の状態」に改める。		
第七十五条の八の次に次の二条を加える。 (重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)		
第七十五条の八の一牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路(次項に規定するものに限る。)又は高速自動車国道の本線車道を通行する場合における当該牽引自動車の通行の区分については、第二十条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。		
前項の牽引自動車は、車両通行帯の設けられた自動車専用道路(道路標識等により指定された区間に限る。)の本線車道においては、当該本		
線車道の左側端から数えて一番目の車両通行帯を行ななければならぬ。		
3 第一項の牽引自動車は、車両通行帯の設けられた高速自動車国道の本線車道においては、当該本線車道の左側端から数えて一番目の車両通行帯(道路標識等により通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に係る車両通行帯)を行ななければならぬ。		
4 第一項の牽引自動車は、第二十三条若しくは第七十五条の四の規定による自動車の最低速度に達しない速度で進行している自動車を追い抜くとき、第二十六条の二第三項の規定によりますと、第二十六条の二第三項の規定によらずの通行している車両通行帯をそのまま通行することはできない。この場合において、追越しを可能とし、第四十条第二項の規定により一時進路譲るとき、又は道路の状況その他の事情によらずやむを得ないときは、前二項の規定によらぬことはできる。この場合において、追越しを可能となるときは、その通行している車両通行帯の直の右側の車両通行帯を通行しなければならない。		
(罰則) 第二項から第四項までについては百二十条第一項第三号、同条第二項		
第七十五条の九第一項中「もつぱら」を「專に」、「及び第七十五条の七」を「、第七十五条の及び前条」に改め、同条第一項中「及び第七十五		

の五」を「第七十五条の五及び前条」に改める。

**第八十五条第三項中「牽引するための構造及び
装置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特
殊自動車（以下「牽引自動車」という。）によつて、「
を」牽引自動車によつて」に改める。**

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定によつて処分に違反したを第一項各号のいずれかに該当するに、「しない」を超えないに改め、後段を削り、同項を同条第四項として、同項の次に次の一項を加える。

第一項中「前項ただし書」とあるのは第四項と、「同項第一号」とあるのは「前項第一号」と、第三項中「第一項ただし書」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

第九十条第一項中「前項ただし書」を「第一項ただし書に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。」
前項ただし書の規定は、同項第一号に該当する。

る者が第百二十二条の二（第百七十三条の四の二）において準用する場合を含む。第百八十二条の二第一項及び第百八十三条の三の二において同じ。）の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百二十二条

の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、適用しない。
第九十二条の二第一項の表の備考一の二中「開設を認する」に改め、「処分」の下に並びに重複して記載する。

違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」とし、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第二項として、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第四百四条の四第三項の規定により与えられた免許に係る免許証の有効期間は、同条第二項の規定により取り消される免許に係る免許証の交付日より算定する。但し、前項の規定による免許証の交付日が経過してから免許の取消しの届出がなされた場合は、その届出の日をもって免許の取消しの日とみなす。

文部省の監督する。までの期間とする。
第九十六条第五項中「第九十条第三項」を「第十
条第四項」に改め、「若しくは第三号」を「から
上号まで」と改める。

五
第九十九条の二中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

8

第五百条の二「第五項中「第九十二条の二第二項」を

「第九十二条の二第四項」に改める。

第一百条の二第一項ただし書中「当該講習」を「更新期間が満了する日(前条第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日とする。次条及び第一百八条の二第一項第十一号において同じ)前一月以内に第一百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習に改め、同条第二項中「前項の」を「第一百八条の二第一項第十一号に掲げる講習」に改め、「前条第一項中「前項の」を「第一百八条の二第一項第十一号に掲げる講習」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(七十五歳以上の者の特例)

第一百条の四 免許の更新を受けようとする者で更新期間が満了するにおける年齢が七十五歳以上ものには、更新期間が満了する日前一月以内に第一百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けていなければならない。

第一百条第一項中「次条第一項第一号」を「第一百三条第一項第一号」に改める。

第六章第五節中第一百一条の次に次の二条を加える。

(輕微違反行為をした者の受講義務)

第一百二条の二 免許を受けた者は、自動車等の運転に関する法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反する行為(政令で定める軽微なものに限る。以下「軽微違反行為」という。)をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつた場合において、第一百条の二の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間(講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超えることとなるまでの間に第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けなければならない。

第一百三条第一項中「こえない」を「超えない」に改める。

め、同項に次の二条を加える。

ただし、第一号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、そ

の者が同條に規定する講習を受けないで同條の期間を経過した後でなければ、することができる。

第一百三条第一項第三号中「前二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第2号の次に次の二号を加える。

三 重大違反等をしたとき。

四 道路外致死傷をしたとき。

第五百三条第四項中「第一項各号のいずれかに該

当する場合」の下に「(同項第一号)に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同條に規定する講習を受けないで同條の期間

を経過した後に限る。」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同条第六項中「又は第二号」を「から第五号までのいずれかに」「三年を」「こえない」を「五年を超えない」に改める。

第六章第五節中第一百一条の次に次の二条を加える。

(申請による取消し)

第五百四条の四 免許を受けた者は、その者の住所

地を管轄する公安委員会に免許の取消しを申請することができる。この場合において、その者

は、第八十九条及び第九十条の二第一項の規定

にかかわらず、併せて、当該免許が取り消され

た場合には他の種類の免許(取消しに係る免許の種類)とに政令で定める種類のものに限る。)

を受けたい旨の申出をすることができる。

第六章第五節中第一百一条の次に次の二条を加える。

(輕微違反行為をした者の受講義務)

第五百七条の四の二 第一百一条の二の規定は、国際

運転免許證等を所持する者が軽微違反行為を

し、当該行為が同條の政令で定める基準に該當

する」ととなつた場合について準用する。

五百七条の五第一項中「三年」を「五年」に改め、同項に次の二条を加える。

第六章第五節中第一百一条の次に次の二条を加える。

(軽微違反行為をした者の受講義務)

第五百八条の二第一項第一号中「同条第三項」を

「同条第四項」に改め、同項第二号中「同条第三項」

を「同条第四項」に改め、「处分を受けた者」の下に

「及び第一百一条の二の期間内に同條に規定する講

習を受けなかつた者」を加え、同項に次の二号を

加える。

十一 更新期間が満了するにおける年齢が七

十五歳以上の者に対する講習

十二 免許を受けた者は、国際運転免許證等を

所持する者で軽微違反行為をし、当該行為が

第一百二条の二の政令で定める基準に該當する

こととなつたものに対する講習

十三 免許を受けた者は、国際運転免許證等を

所持する者で軽微違反行為をし、当該行為が

第一百二条の二の政令で定める基準に該當する

こととなつたものに対する講習

十四 免許を受けた者は、国際運転免許證等を

所持する者で軽微違反行為をし、当該行為が

第一百二条の二の政令で定める基準に該當する

こととなつたものに対する講習

十五 免許を受けた者は、国際運転免許證等を

所持する者で軽微違反行為をし、当該行為が

第一百二条の二の政令で定める基準に該當する

こととなつたものに対する講習

の規定により取り消された免許を受けた日に受けたものとみなす。

前各項に定めるものほか、第一項の規定による免許の取消について必要な事項は、総理府令で定める。

第一百六条中「第九十条第一項本文」の下に「若しくは第四項を「第四項若しくは第八項」に、「第四項若しくは第六項」を「第四項若しくは第八項」に、「第四項若しくは第六項」を「第四項若しくは第八項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第2号の次に次の二号を加える。

三 重大違反等をしたとき。

四 道路外致死傷をしたとき。

五百三十三条第一項各号のいずれかに該

当する場合」の下に「(同項第一号)に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同條に規定する講習を受けないで同條の

規定期間を経過した後に限る。」を加え、「三年」を「五年」に改める。

第六章第八節中第一百七条の二第一項中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。

第一百七条の七第一項中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。

五百八条を削り、第六章第八節中第一百七条の十

一を第一百八条とする。

「第六章の二 講習等」を「第六章の二 講習」に

「すみやかに」を「速やかに」に改める。

五百七条の四の次に次の二条を加える。

五百七条の四の次に次の二号を加える。

「五百七条の四の二 第一百一条の二の規定は、国際

運転免許證等を所持する者が軽微違反行為を

し、当該行為が同條の政令で定める基準に該當

する」ととなつた場合について準用する。

五百七条の五第一項中「三年」を「五年」に改め、同項に次の二号を加える。

第六章第五節中第一百一条の次に次の二号を加える。

(軽微違反行為をした者の受講義務)

五百八条の二第一項第一号中「同条第三項」を

「同条第四項」に改め、同項第二号中「同条第三項」

を「同条第四項」に改め、「处分を受けた者」の下に

「及び第一百一条の二の期間内に同條に規定する講

習を受けなかつた者」を加え、同項に次の二号を加える。

「(同項第一号)に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百七条の四の二において準用する前条に規定する講習を受けないで同條の

規定期間を経過した後に限る。」を加え、「三年」を「五年」に改める。

五百八条を削り、第六章第八節中第一百七条の十

一を第一百八条とする。

「第六章の二 講習等」を「第六章の二 講習」に

「すみやかに」を「速やかに」に改める。

五百七条の七第一項中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。

五百八条を削り、第六章第八節中第一百七条の十

一を第一百八条とする。

「第六章の二 講習等」を「第六章の二 講習」に

「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第一百八条の十四中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「交通事故に」を「前号に掲げるもののほか、交通事故に」に、「前号」を「第三号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 公安委員会が第一百八条の二十六の規定により講ずる措置に對して協力するため、第一号の規定による分析の結果若しくは調査研究の成果を提供すること。

第一百八条の二十七を第一百八条の三十四とする。第一百八条の二十六中「第九十条第一項ただし書若しくは第三項」を「第九十条第一項第一号若しくは第二号」に改め、「同項第四号」の下に、「第一百二条の二」を加え、同条を第一百八条の三十三とす。

第六章の三の次に次の一章を加える。

（民間の組織活動等の促進を図るために必要な民間の組織活動等の促進（民間の組織活動等の促進を図るために必要な民間の組織活動等の促進））

第一百八条の二十六 公安委員会は、道路における活動の安全と円滑に資するための民間の組織活動として行われるも

の促進を図るために、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

一 道路を通行する者に対する交通安全教育二 歩行者の誘導その他の道路を通行する者の通行の安全を確保するための活動

三 適正な交通の方法又は交通事故防止についての広報活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための広報活動

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

五 前各号に掲げるもののほか、道路における交通の安全と円滑に資するための活動

2 公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全対策（公安委員会が行うものを除く。）の的確かつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公共団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故の発生の状況に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第百八条の二十七 公安委員会は、適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるため、住民に対する交通安全教育を行うよう努めなければならない。

（交通安全教育官）

第百八条の二十八 公安委員会は、適正な交通の方法及び交通事故防止に對する教則を作成し、これを公表するものとする。

（交通安全管理指針及び交通の方法に関する教則の作成）

第百八条の二十九 国家公安委員会は、道路を行ふ者に対する交通安全教育を行ふ者（公安部委員会を除く。）が効果的かつ適切な交通安全教育を行ふことができるようし、及び公安部委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするた

め、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育を行ふことができるようし、及び公安部委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするた

に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

国家公安委員会は、第一項の規定により交通安全部門を容易に理解することができるようするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一 法令で定める道路の交通の方法

二 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、道路を通行する者が励行することが望ましい事項

三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他の自動車等の運転に必要な知識

四 前二号に掲げるもののほか、地域交通安全活動推進委員は、名譽職とすればならない。

五 公安委員会は、地域交通安全活動推進委員が次にいずれかに該当するときは、これを解雇することができる。

六 前各項のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

七 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

八 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

九 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十二 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十三 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十四 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十五 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十六 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十七 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十八 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十九 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十二 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十三 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十四 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十五 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

交通の安全と円滑に資するための活動で國家公安委員会規則で定めるもの。

三 前項第一号の交通安全教育は、交通安全教育指針に従つて行わなければならない。

四 地域交通安全活動推進委員は、名譽職とする。

五 公安委員会は、地域交通安全活動推進委員が次にいずれかに該当するときは、これを解雇することができる。

六 前各項のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

七 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

八 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

九 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十二 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十三 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十四 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十五 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十六 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十七 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十八 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

十九 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十二 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十三 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十四 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十五 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十六 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十七 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十八 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二十九 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

三十 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

三十一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

三十二 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

三十三 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

三十四 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

(都道府県交通安全活動推進センター)
第一百八条の三十一 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を通じて確実に行うことができると認められるものを、その申出により、都道府県に「限つて、都道府県交通安全活動推進センター(以下「都道府県センター」という。)」として指定することができる。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域に

おいて、次に掲げる事業を行つものとする。

- 一 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項について広報活動を行うこと。
- 二 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての啓発活動を行うこと。
- 三 交通事故に関する相談に応ずること。
- 四 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずること。
- 五 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について広報活動を行うこと。(第一号に該当するものを除く)。
- 六 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての啓発活動を行うこと。(第一号に該当するものを除く)。
- 七 警察署長の委託を受けて第五十六条、第五十七条第三項及び第七十七条第一項の規定による許可に関し、道路又は交通の状況について調査すること。
- 八 警察署長の委託を受けて道路における工作物又は物件の設置の状況について調査すること(前号の許可に係るものを除く)。
- 九 運転適性指導(道路運送法第二条第一項に規定する自動車運送事業(貨物運送事業)が第二条第九項に規定する第一種利用運送事

業を含む)の用に供する自動車の運転者に対するものを除く。)を行うこと。

十 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること。

十一 地域交通安全活動推進委員会に対する研修を行うこと。

十二 地域交通安全活動推進委員会の事務について連絡調整を行う等その任務の遂行を行うこと。

十三 前各号の事業に附帯する事業

3 公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、第一項第三号又は第七号から第九号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第二項第七号又は第八号に掲げる業務に従事する都道府県センターの役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 都道府県センターは、第一項各号に掲げる事業の遂行に当たつては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。

8 第一項の指定の手続その他の都道府県センターに涉及する事項は、国家公安委員会規則で定める。

(罰則) 第五項については第一百一十七条の三第三号(二号)

(全国交通安全活動推進センター)

第一百八条の三十一 国家公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的と

して設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を通じて確実に行うことができる」と認められるものを、その申出により、

合において、同条第三項中「公安委員会」とあるのは「國家公安委員会」と、同条第四項中「公安委員会」とあるのは「國家公安委員会」と、「第一項」とあるのは次条第一項」と、同条第七項中「第二項各号」とあるのは「次条第一項各号」と

と読み替えるものとする。

第百九条の二の見出し中「情報」を「交通情報」に改め、同条第一項中「情報」の下に「(以下)」の条に

と認めるときは、都道府県センターに対し、そ

の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることとする。

一 交通事故に関する相談に応ずる業務を担当する者、道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずる業務を担当する者、運輸適性指導の業務を担当する者その他の都道府県センターの業務を行う者に対する研修を行

うこと。

二 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項について

二以上の都道府県の区域における広報活動を行ふこと。

三 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての二以上の都道府県の区域における啓発活動を行ふこと。

四 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての二以上の都道府県の区域における啓発活動を行ふこと。(前号に該当するものを除く)。

五 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用並びに運輸適性指導に関する調査研究を行うこと。

六 道路を通行する者に対する交通安全教育を行ふ者の資質の向上に必要とされる技能及び知識に関する研修(道路運送法及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十二号)に規定する運行管理者に対するものその他の国家公安委員会規則で定めるものを除く)を行うこと。

七 都道府県交通安全活動推進センター(第五項に改める。

第百十九条第一項第九号の一中「第一号の二」を「第一号の三」に改め、同項第十一号の一中「同条

第二項において準用する場合を含む。」を削る。

第一百一十条第一項第三号中「又は第三十五条(指

定通行区分第一項」を、「第三十五条(指定通行区分)第一項又は第七十五条の八の二(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)第二項から第四項までに改め、同項第十一号の三中「第二項」を「第四項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第二百二十二条第一項第九号中「義務等)第二項」を「義務等)第二項に改め、同項第九号の三中「初心運転者標識の表示義務」を「初心運転者標識等の表示義務)第一項」に改める。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十四条の改正規定、第七十一条の改正規定、第七十七条の五の改正規定、第七十五条の八の次に一条を加える改正規定、第七十五条の九の改正規定、第八十五条第三項の改正規定、第一百九条の二の改正規定、第一百九条第一項第九号の二の改正規定、第一百二十条第一項第三号の改正規定及び第一百二十二条第一項第九号の三の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定

二 目次の改正規定(第一百二条を改める部分)第一項の改正規定、第七十五条第一項の改正規定、第八十八条第一項第五号の改正規定、第九十条の改正規定(同条第一項ただし書を改める部分、同条第四項の改正規定中「三年を超えない」を改める部分及び同条第三項の改正規定中「自動車等の運転に関する法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違

反した」を改める部分を除く)、第九十六条第五項の改正規定(第九十条第三項)を改め部分に限る)、新法第二百二条第一項第三項及び第二百二十二条第一項第二号及び第四号、同条第四項(同条第二項第三号及び第四号に係る部分に限る)並びに新法第二百六条の二第二項新法第二百三条第一項第三号及び第四号に係る部分に限る)の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に交付されている免許証及び施行日以後に更新された免許証であつて当該更新に係る道路交通法第二百一条第一項に規定する部分に限る)の規定は、適用しない。

4 施行日前に旧法第二百七条の五第一項の規定による改正規定(同条第四号)の下に「若しくは第二百七条第三項の改正規定、第二百七十七条の四の次に一条を加える改正規定、第二百七十七条の五の改正規定(ただし書を加える部分に限る)、同条第八項の改正規定(三年を超える部分及び第二百七十七条の七第一項の改正規定、第二百八条の二の改正規定、第二百八条の三の次に一条を加える改正規定(三年を超える部分を除く)、第二百七十七条の八の二の改正規定並びに附則第三条の規定)の法律の公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(免許等に関する経過措置)

第一條 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう)前に改正前の道路交通法(以下「旧法」といいう)第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否の基準、同条第三項の規定による免許の取消しの基準又は旧法第二百二条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しの基準に該当したことを理由としてこれらの処分を受けた者に対するその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例によつては、なお従前の例による。

2 新法第二百二条の二(新法第二百七条の四の二に於ける)前記の規定による指定を受けている全国道路使用適正化センターは、施行日に新法第二百八条の三十二第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとする。

3 都道府県道路使用適正化センターの役員又は職員であつた者が旧法第二百十四条の八第二項第四号又は第五号の規定による調査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

4 施行日前に旧法第二百十四条の八第三項の規定によりされた命令は、施行日に新法第二百八条の三十二第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとする。

5 都道府県道路使用適正化センターに於ける経過措置

第一條 この法律の施行の際現に旧法第二百十四条の九第一項の規定による指定を受けている全国道路使用適正化センターは、施行日に新法第二百八条の三十二第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとする。

2 施行日前に旧法第二百十四条の八第三項において準用する旧法第二百十四条の八第三項の規定によりされた命令は、施行日に新法第二百八条の三十二第三項において準用する新法第二百八条の三十二第三項の規定によりされた命令とみなす。

3 都道府県交通安全活動推進センターに於ける経過措置

第一條 この法律(附則第一条第一号に掲げる改正規定について)は、当該改正規定の施行前に於ける行為及び附則第四条第三項の規定によるこれまでに該当したことを理由としてこれらの処分を受けた者に対するその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例によつて適用する。

2 新法第二百二条の二(新法第二百七条の四の二に於ける)前記の規定による指定を受けている全国道路使用適正化センターは、施行日に新法第二百八条の三十二第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとする。

3 都道府県交通安全活動推進センターに於ける経過措置

第一條 この法律(附則第一条第一号に掲げる改正規定について)は、当該改正規定の施行前に於ける行為及び附則第四条第三項の規定によるこれまでに該当したことを理由としてこれらの処分を受けた者に対するその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例によつて適用する。

2 新法第二百二条の二(新法第二百七条の四の二に於ける)前記の規定による指定を受けている全国道路使用適正化センターは、施行日に新法第二百八条の三十二第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとする。

3 都道府県交通安全活動推進センターに於ける経過措置

第一條 この法律(附則第一条第一号に掲げる改正規定について)は、当該改正規定の施行前に於ける行為及び附則第四条第三項の規定によるこれまでに該当したことを理由としてこれらの処分を受けた者に対するその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例によつて適用する。

2 新法第二百二条の二(新法第二百七条の四の二に於ける)前記の規定による指定を受けている全国道路使用適正化センターは、施行日に新法第二百八条の三十二第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとする。

3 都道府県交通安全活動推進センターに於ける経過措置

第一條 この法律(附則第一条第一号に掲げる改正規定について)は、当該改正規定の施行前に於ける行為及び附則第四条第三項の規定によるこれまでに該当したことを理由としてこれらの処分を受けた者に対するその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例によつて適用する。

提出、参議院送付に關する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、交通事故の防止その他交通の安全と円滑を図るために、運転免許に関する規定の整備等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

運転免許に関する規定の整備

(一) 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、自動車等の運転に関し道路交通法等に違反する行為で軽微なものをして

者に対し講習を行うこととし、当該講習を終了した者については、免許の効力の停止等を行わないこととする。

(二) 公安委員会は、免許を取り消したとき等は、五年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

(三) 公安委員会は、自動車等の運転者を唆して重大な道路交通法違反をさせた者等について、免許の取消し等をすることができる

こととする。

(四) 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進を図るために規定の整備

(一) 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための活動で民間の自主的な組織活動として行われるもの促進によるため、情報の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(二) 國家公安委員会は、交通安全教育に関する指針を作成し、公表するものとする。

(三) 都道府県道路使用適正化センター及び全国道路使用適正化センターの事業に、交通の安全に関する事項についての広報活動等を加え、各センターを都道府県交通安全活動推進センター及び全国交通安全活

動推進センターに改組するものとする」と。

3. 高齢の歩行者等の保護を図るために規定の整備

(一) 公安委員会は、免許を受けた者の申請に基づき、その者の免許を取り消すものとする。

(二) 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前二

月以内に公安委員会が行う講習を受けなければならぬこととする。

(三) 高齢の歩行者等の通行に支障のあるものが道路を横断している場合等において、必要があると認められるときは、警察官等その他その場所に居合わせた者は、当該歩行者が安全に道路を横断することができるよう努めなければならないこととする。

(四) 普通免許等を受けた者で七十五歳以上の中には、老齢に伴う身体の機能低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、標識を付けて普通自動車を運転するよう努めなければならないこととし、車両等の運転者は、七十五歳以上の者が標識を付けた普通自動車を運転しているときは、当該自動車の側方に幅寄せ等をしてはならないこととする。

(五) その他交通の安全及び円滑を図るために規定の整備

(一) 車両の運転者が最高速度違反等をした場合には、公安委員会は、車両の使用者に対し、必要な指示ができることが可能とし、さらには、指示後一年以内に同様の違反行為が行われたときは、自動車の使用者に対する制限が可能となる。

(二) 道路交通安全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、最近における道路交通情勢にかかる問題について善処すべきである。

一 最近の交通事故増加の現状にかんがみ、交通安全施設の整備等道路交通環境の改善を図ることとともに、交通安全教育の充実、救急・救助体制の整備等関係機関が一体となった総合的な交通

(二) 重被牽引車を牽引している牽引自動車

(トレーーラー)は、高速自動車国道等の本線車道を通行する場合には、当該本線車道の左側端から数えて一番目の車両通行帯を行ななければならぬこととする。

(三) 交通情報を提供する事業を行う者は、交

通情報の提供に当たって、交通の安全と円滑に資するように配慮しなければならないこととする。

(四) 1の(一)及び3の(二)については、公布の日から一年六月以内に、3の(二)及び4並びに4の(二)及び(三)については、公布の日から六月以内に、その他の事項については、公布の日から一年以内に、それぞれ政令で定める日から施行すること。

(五) 最近における道路交通情勢にかんがみ、運転免許に関する規定の整備等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成九年四月二十二日
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
〔別紙〕
地方行政委員長 稲積 良行

安全対策を積極的に推進すること。

二 現下の交通情勢を踏まえ、交通違反の取締りは、悪質・危険性の高い違反及び迷惑性の大きい違反に重点を置くこととし、交通違反の防止の一層の推進を図ること。凶悪化、粗暴化、集団化を強めている暴走族に関しては、暴力団対策部門等との連携強化を積極的に行うこと。

三 軽微違反行為をした者が講習の内容として選択できる社会参加活動は、運転者の資質の向上に資する活動に限定するとともに、学習効果が上がるよう十分指導すること。なお、受講に当たっては、受講者の意向を十分に尊重すること。

四 高齢者の交通事故死者が増加している現状にかんがみ、高齢者の特性、交通実態等を踏まえた交通安全教育を一層推進すること。特に、七十

五 歳以上の者に対する講習については、加齢に伴う心身の変化を自覚できるよう内容の充実を図ること。

五 速度違反、過積載、過労運転等による重大事故が多発している現状を踏まえ、使用者、荷主等の背後責任の追及を含め、再発防止のための指導取締りを一層強化するとともに、関係機関・団体等と連携した事故防止のためのキヤンペーン等各種施策を積極的に推進すること。

六 エアバッグ及びチャイルドシートの義務化、運転中の携帯電話の使用規制等の諸課題について、交通安全確保の観点に立って、引き続き検討・協議し、早急に結論を得るよう努めること。

七 本法の運用に当たっては、その施行前に国民への周知徹底を図るとともに、本法に係る政令等の制定及びその運用に際しては、本委員会に

おける論議を十分踏まえること。
右決議する。

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年三月四日

内閣總理大臣 橋本龍太郎

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律

外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正す

る。

外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正す

る。

題名を次のように改める。

外國為替及び外國貿易法

目次中「第一章 外國為替公認銀行及び両替商(第十一条 第十五条)」を「第二章 削除」に、「第十四条 第五十五条」を「第四十七条 第五十五条」に、「第六章の二 外報五条の一 第五十五条の二」を「第六章の二 外報五条の一 第五十五条の三」を「第六章の三 外報告等(第五十五条 第五十五条の九)」に、「第六章の二 外報五条の一 第五十五条の四」を「第五十五条の十十一」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の十一」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の十一」に改める。

官報 (外)

第六条第一項中「の適用を兼一にするため、次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする」を「において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」と改め、同項第七号を次のように改める。

七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

イ 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨

ロ 小切手(旅行小切手を含む)、為替手形、郵便為替及び信用状

ハ 証票、電子機器その他の物(第十九条第一項において「証票等」という。)に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人への知覚によって認識することができる方法をいう。)により入力されている財産的価値

であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る。)

て政令で定めるもの

支払のために「支払手段」とを「支払手段(本邦通貨を除く。)」に改める。

第七条を次のように改める。

(外國為替相場)

第七条 大蔵大臣は、本邦通貨の基準外國為替相場及び外國通貨の本邦通貨に対する裁定外國為替相場を定め、これを告示するものとする。

大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

3 大蔵大臣は、対外支払手段の売買等所要の措置を講することにより、本邦通貨の外國為替相場の安定に努めるものとする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

1 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

3 大蔵大臣は、対外支払手段の売買等所要の措置を講することにより、本邦通貨の外國為替相場の安定に努めるものとする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

1 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

3 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

1 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

1 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

1 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

1 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

る義務を課すことができる。

4 前二項の規定により許可を受ける義務を課すことができる」とができることとされる支払等についてこれらの規定の二以上の規定により許可を受ける

ことができる。この場合において、主務大臣は、

当該申請に係る支払等について許可を受ける義

務を課すこととなつた事情を併せ考慮して、

許可をするかどうかを判断するものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

(支払等の制限)

第十六条の二 主務大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、

当該許可を受ける義務が課された支払等を当該

許可を受けないで行つた者が再び同項の規定に

より許可を受ける義務を課された支払等を当該

許可を受けないで行うおそれがあると認めるとき

は、その者に対し、一年以内の期間を限り、

本邦から外國へ向けた支払(銀行(銀行法(昭和

五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)その他の政令で定める金融機関(以下「銀行等」という。)又は郵政

官署が行う為替取引によつてされるもの)を除く。及び居住者と非居住者との間でする支払等(銀行等又は郵政官署が行う為替取引によつて

されるものその他の政令で定めるものを除く。)に

ついて、その全部若しくは一部を禁止し、又は

政令で定めるところにより許可を受ける義務を

課することができる。

第十七条を次のように改める。

(銀行等の確認義務等)

第十七条 銀行等は、その顧客の支払等が、次の

各号に掲げる支払等のいずれにも該当しないこ

と、又は次の各号に掲げる支払等に該当すると認められる場合には当該各号に定める要件を備えていることを確認した後でなければ、当該顧

客と当該支払等に係る為替取引を行つてはならない。

一 第十六条第一項から第三項までの規定により許可を受ける義務が課された支払等 当該許可を受けていること。

二 第二十一条第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務が課された第二十条に規定する資本取引に係る支払等 当該許可を受けていること。

三 その他の法律又はこの法律に基づく命令の規定により許可若しくは承認を受け、又は届出をする義務が課された取引又は行為のうち政令で定めるものに係る支払等 当該許可若しくは承認を受け、又は当該届出後の所要の手続を完了していること。

2 前項の規定は、郵政官署が郵便為替業務又は郵便振替業務において行うその顧客の支払等に係る為替取引について準用する。

第十七条の二 大蔵大臣は、銀行等が前条第一項の規定に違反してその顧客の支払等に係る為替取引を行い、又は行うおそれがあると認めるときは、当該銀行等に対し、同項の確認が適切に行われるための措置をとることを命ずることができる。

大蔵大臣は、前項の規定による命令を銀行等に対してもする場合において必要があると認めるときは、同項の措置がとられるまでの間、当該銀行等に対し外國為替取引に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該銀行等の当該業務の内容を制限することができる。

第十九条を削る。

第一項第七号ハに掲げる支払手段が入力されている「支払手段」の下に「(第六条第一項中「支払手段を含む。」)を加え、「又は輸入」を、又は輸入に改め、同条に次の二項を加える。

3 居住者又は非居住者は、第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入しようとするときは、当該支払手段又は当該証券若しくは貴金属の輸出又は輸入が前二項の規定に基づく命令の規定により大蔵大臣の許可を受けたものである場合その他の政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸出又は輸入の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

第十八条を第十九条とし、第十七条の二の次に次の二条を加える。

(銀行等の本人確認義務等)

第十八条 銀行等は、その顧客と本邦から外国へ向けた支払(政令で定める小規模のものを除く。)に係る為替取引を行おうとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、当該顧客の真偽を示す書類の提示を求めて当該顧客の真偽を確認するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、郵政官署が郵便為替業務又は郵便振替業務においてその顧客と同様に規定する支払に係る為替取引を行おうとする場合について準用する。

3 第二項の規定は、本邦において両替業務(業として外国通貨又は旅行小切手の売買を行うこと)を「行う」とする居住者による同項に規定する居住者との間で両替政令で定める小規格のものを除く。)を行おうとする場合について準用する。

4 第二十一條第二項中「大蔵大臣は、前項に規定する資本取引に該当する」を「特別国際金融取引勘定で經理される」に、「認められる」ときに定める場合のほか、大蔵大臣は、居住者又は非居住者による同項に規定する「行う」とする居住者に限りを「認める」ときは、政令で定めるところにより、「行う居住者」を「行おうとする居住者」に改め、「政令で定めるところにより」を削り、同条第三項を次のように改める。

5 第二項に規定する資本取引について第一項及び第二項の規定により許可を受ける義務が課された場合には、当該資本取引を行おうとする者は、政令で定めるところにより、「これらの規定による許可の申請を併せて行うことができる。この場合において、大蔵大臣は、当該申請に係る他の必要な事項については、政令で定める。

6 第二項に規定する資本取引について第一項及び第二項の規定により許可を受ける義務が課された場合には、当該資本取引を行おうとする者は、政令で定めるところにより、「これらの規定による許可の申請を併せて行うことができる。この場合において、大蔵大臣は、当該申請に係る他の必要な事項については、政令で定める。

証券の譲渡に改め、「同項において同じ。」を削り、同条第九号中「次条第一項第一号及び第二十二条第一項第七号において同じ。」を削る。

第二十一条の見出しを「(大蔵大臣の許可を受ける義務を課する資本取引等)」に改め、同条第一項に規定する資本取引を「(大蔵大臣の許可を受けて設ける勘定をいふ。)」に改め、同条第一号中「外貨証券」を「証券」に改め、「第二十二条第一項において同じ。」を削り、「非居住者による居住者からある取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する事務の取得」を「居住者による非居住者に対する

する經理をその他の取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する經理と区分して整理するため大蔵大臣の承認を受けて設ける勘定をいう。

一 前条第一号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間の預金契約で政令で定めるものに基づく債権の発生等に係る取引

二 前条第二号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間の金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引

三 前条第五号に掲げる資本取引のうち、非居住者が発行する証券(政令で定めるものに限る。)の非居住者からの取得又は非居住者に対する譲渡

四 その他政令で定める取引又は行為

第一十二条に次の二項を加える。

五 前項に規定する特別国際金融取引勘定(以下「特別国際金融取引勘定」という。)とその他の勘定との間ににおける資金の振替その他の特別国際金融取引勘定の經理に関する事項及び特別国際金融取引勘定において經理される取引又は行為に関し当該取引又は行為の相手方が非居住者であることの確認その他の必要な事項については、政令で定める。

六 大蔵大臣は、第二十三条第一項に規定する資本取引について許可を受ける義務を課するこの場合において、大蔵大臣は、当該申請に係る資本取引について許可を受ける義務を課することとなつた事態のいずれをも生じさせないかと併せて考慮して、許可をするかどうかを判断するものとする。

大蔵大臣は、第二十三条第一項の規定により届け出なければならないとされる同項に規定す

る対外直接投資を行う」とについて第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務を課したこととは、当該許可の申請に係る対外直接投資については、当該許可を受ける義務を課することとなつた第一項に規定する事態又は第二項各号に掲げる事態のほか、同条第四項各号に掲げる事態のいずれをも生じさせないかを併せ考慮して、許可をするかどうかを判断するものとする。

第二十一条を次のように改める。

(資本取引等の制限)

第二十二条 大蔵大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された同項に規定する資本取引を当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された同項に規定する資本取引を当該許可を受けないで行つた者があると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、同項に規定する資本取引を行ふことがあると認めるときは、その者に対して、おそれがあると認めるときは、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

大蔵大臣は、前条第三項各号に掲げる取引若しくは行為以外の取引若しくは行為(以下この項において「対象外取引等」という。)を特別国際金融取引勘定において経理し、又は同条第四項の規定に基づく命令の規定に違反した者が、再び対象外取引等を特別国際金融取引勘定において経理し、又は当該命令の規定に違反するおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、同条第三項各号に掲げる取引(同号に掲げる資本取引にあっては、非居住者による本邦にある土地又はこれに関する権利の取得のうち大蔵大臣が定めるものに限る。)について、同項の規定による届出をした居住者又は非居住者は、大蔵大臣が当該届出を受理したを「第一項の規定による届出をした居住者又は、大蔵大臣により当該届出が受理された」に、「係る資本取引」を「係る対外直接投資」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

居住者は、対外直接投資のうち第四項各号に掲げるいずれかの事態を生じるおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、同条に規定する対外直接投資をいう。以下同

じ。」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第一項」を「第四項」に、「第四項」を「第六項」に、「資本取引」を「対外直接投資」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に、「第一項」を「第三項」に、「第三項」を「第五項」に、「資本取引」を「対外直接投資」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「資本取引」を「対外直接投資」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「第三項」に、「資本取引」を「対外直接投資」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「資本取引」を

「対外直接投資」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「我が国の特定の産業部門の事業活動その他」を削り、「運営」の下に「著しい」を加え、同号を同項第一号とし、同項第四号中「我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げ、又は」を削り、「若しくは」を又は改め、同号を同項第一号とし、同項を同条

第一項の規定により届け出なければならないとされる対外直接投資について第二十一条第一項又は第二項の規定により大蔵大臣の許可を受ける義務が課された場合には、当該対外直接投

資を行ふ居住者は、第一項の規定にかかるわらず、その届出をすることを要しない。この場合において、当該対外直接投資について既に同項の規定による届出がされているときは、当該届出(同条第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務が課された際現に行つていいない対外直接投資(第六項の規定により中止の勧告を応諾する旨の通知がされたもの及び第九項の規定により中止を命ぜられたものを除く)に係るものに限る。)について、これを当該届出のあつた日にされた同条第一項又は第二項の規定により受けた義務を課された許可に係る申請とみなされると認めることは、政令で定めるところにより、当該特定資本取引を行ふことに対する居住者に対し、当該特定資本取引を達成することが困難になると認めるとときは、政令で定めるところにより、当該特定資本取引を行ふことについて、許可を受ける義務を課することができる。

第一項中「通商産業大臣は、」の下に「居住者による特定資本取引(「を加え、「又は輸入する」を、又は輸入する」に改め、「除く。」の下に「をいう。以下同じ。」を加え、「第二十一条第二項各号に掲げるいずれかの事態を生じ。」の法律の目的を達成するところにより、当該資本取引を行う居住者に対し、政令で定める

國法令に基づいて設立された法人の発行に係る証券の取得若しくは当該法人に対する金銭の貸付けであつて当該法人との間に永続的な経済関係を樹立するために行われるものとして政令で定めるもの又は外国における支店、工場その他事業所(以下「支店等」という。)の設置若しくは拡張に係る資金の支払をいう。

第二十三条に次の二項を加える。

11 第一項の規定により届け出なければならないとされる対外直接投資について第二十一条第一項又は第二項の規定により大蔵大臣の許可を受ける義務が課された場合には、当該対外直接投

資を行ふ居住者は、第一項の規定にかかるわらず、その届出をすることを要しない。この場合において、当該対外直接投資について既に同項の規定による届出がされているときは、当該届出(同条第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務が課された際現に行つていいない対外直接投資(第六項の規定により中止の勧告を応諾する旨の通知がされたもの及び第九項の規定により中止を命ぜられたものを除く)に係るものに限る。)について、これを当該届出のあつた日にされた同条第一項又は第二項の規定により受けた義務を課された許可に係る申請とみなされると認めることは、政令で定めるところにより、当該特定資本取引を行ふことに対する居住者に対し、当該特定資本取引を達成することが困難になると認めるとときは、政令で定めるところにより、当該特定資本取引を行ふことについて、許可を受ける義務を課する

2 前項に定める場合のほか、通商産業大臣は、居住者による特定資本取引が何らの制限なしに行われた場合には、第二十一条第二項各号に掲げるいずれかの事態を生じ。この法律の目的を達成することが困難になると認めるとときは、政令で定めるところにより、当該特定資本取引を行ふことに対する居住者に対し、当該特定資本取引を行ふことについて、許可を受ける義務を課する

3 特定資本取引について第一項及び前項の規定により許可を受ける義務が課された場合には、当該特定資本取引を行ふこととする者は、政令で定めるところにより、これらの規定による許可の申請を併せて行うことができる。この場合において、通商産業大臣は、当該申請に係る特定資本取引について許可を受ける義務を課することなつた事態のいずれをも生じさせないかを併せ考慮して、許可をするかどうかを判断するものとする。

第二十四条の見出しを「(通商産業大臣の許可を

受けた義務を課する特定資本取引)」に改め、同条第二十三条の見出しを「(対外直接投資)」に改め、同条第八項中「資本取引」を「対外直接投資(第二項に規定する対外直接投資をいう。以下同

のを除く。以下この条において同じ。)の当事者となつたときは、政令で定める場合を除き、当該各号に定める区分に応じ、当該居住者又は非居住者は、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に報告しなければならない。ただし、第六号に掲げる資本取引のうち第二十三条第一項の規定により届け出なければならないとされるものについては、この限りではない。

一 第二十条第一号に掲げる資本取引 居住者
二 第二十条第二号に掲げる資本取引 居住者
三 第二十条第三号に掲げる資本取引 居住者
四 第二十条第四号に掲げる資本取引のうち、居住者と他の居住者との間の預金契約、信託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約又は対外支払手段若しくは債権の売買契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引 居住者
五 第二十条第五号に掲げる資本取引(次号に掲げる資本取引に該当するものを除く。) 居住者

六 第二十条第一号、第五号及び第十一号に掲げる資本取引のうち、居住者による对外直接投資に係るもの 居住者
七 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、居住者による外国における証券の発行若しくは募集又は本邦における外貨証券の発行若しくは募集 居住者
八 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、

非居住者による本邦における証券の発行又は募集 非居住者

九 第二十条第七号に掲げる資本取引 非居住者

十 第二十条第八号に掲げる資本取引 居住者
十一 第二十条第九号に掲げる資本取引 居住者

十二 第二十条第十号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得 非居住者

十三 第二十条第十一号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者
又は非居住者

2 銀行等、証券会社(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第一号に規定する外國証券会社をいう。以下同じ。)及び金融先物取引業者(金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引業者をいう。以下同じ。)は、前項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときには、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

5 銀行等、証券会社、届出者及び金融先物取引業者は、それぞれ、銀行等及び証券会社については第一項又は第二項の規定、届出者については第二項の規定、金融先物取引業者については第二項の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、一定の期間内に当事者となり、又は媒介、取次ぎ若しくは代理をした資本取引について大蔵省令で定める事項を一括して報告することができる。この場合において、その報告をした者は、政令で定めるところにより、当該報告に係る資本取引に関して大蔵省令で定める事項を記載した帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

6 届出者は、第三項に規定する届出事項について変更があったときは、遅滞なく、その旨及び当該変更があつた事項を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

をいう。以下この条において同じ。)以外の居住者が同項第四号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合には、政令で定める場合における相手方が銀行等、証券会社又は届出者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかるらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告をすることを要しない。

4 前項で定める場合のほか、居住者が第一項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をする者が銀行等、証券会社又は金融先物取引業者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかるらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告をすることが要しない。

5 第五十一条の四 居住者が次に掲げる特定資本取引の当事者となつたときは、政令で定めるところに限り、当該特定資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を通商産業大臣に報告を除き、当該居住者は、政令で定めるところに限り、当該特定資本取引に係る同項の規定による報告をする。

6 第二十条第一号に掲げる資本取引に係る特定資本取引

二 第二十条第十一号に掲げる資本取引に係る特定資本取引のうち、政令で定めるもの

(対内直接投資等の報告)

第五十五条の五 外国投資家は、対内直接投資等(相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を行つたときは、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、第二十七条第一項の規定により届け出なければならないとされる対内直接投資等については、この限りでない。

7 第二項の届出に関する公告、届出者の名簿の閲覧その他同項の届出に關する必要な事項は、大蔵省令で定める。

2 外国投資家以外の者(法人その他の団体を含む。)が外国投資家のために当該外国投資家の主義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、前項の規定を適用する。

(技術導入契約の締結等の報告)

第五十五条の六 居住者は、非居住者(非居住者の本邦にある支店等を含む。)との間で技術導入

契約の締結等をしたときは、政令で定めるところにより、当該技術導入契約の締結等について、大蔵大臣及び事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、第二十条第一項の規定により届け出なければならないとされる技術導入契約の締結等については、この限りでない。

2 前項の規定は、非居住者の本邦にある支店等が独自に開発した技術に係る技術導入契約の締結等その他政令で定める技術導入契約の締結等については、適用しない。

(外国為替業務に関する事項の報告)

第五十五条の七 大蔵大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、政令で定めるところにより、外国為替業務(外国為替取引

又は対外の貸借の動向と密接に関連するものとして政令で定めるもののいずれかを業として行うことをいう。第六十八条第一項において同じく)を行う者(うち相当規模のものを行う者として政令で定めるものに対し、当該外国為替業務に関する事項(第五十五条の三の規定による報告の対象となる事項を除く)についての報告を求める)ことができる。

(その他の報告)

第五十五条の八 この法律で別に規定するもののはか、主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は關係人に対し、当該取引、行為又は支払等の内容その他当該取引、行為又は支払等に関連する事項についての報告を求める」ことができる。

(対外の貸借及び国際収支に関する統計)

第五十五条の九 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成し、定期的に、内閣に報告しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項に規定する統計を作成するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係行政機関その他の者に対し、資料の提出を求めることができる。

第六十六条第一項「基く」を「基づく」に改め、「日本銀行又は外国為替公認銀行」を削る。

第六十七条 主務大臣は、この法律の規定に基づく命令の規定による許可又は承認に条件を付し、及びこれを変更することができること。

第六十八条第一項 主務大臣は、この法律の規定により行われた特定手続等は、同項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に主務大臣に到達したものとみなす。

2 前項の条件は、同項の許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限のものでなければならぬ。

第六十八条第一項中「外国為替公認銀行、両替商」を「外国為替業務を行つ者」に、「を行ふことを営業とする」を「又は行為を業として行う」に、「又は工場にその営業時間中」を、「工場その他の施設」に改める。

第六十九条第一項中「又は外国為替公認銀行」を削り、同条第三項中「及び外国為替公認銀行」を削り、第六十九条の二を次のように改める。

(電子情報処理組織による手続の特例等)
第六十九条の二 主務大臣は、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による主務大臣に

対する報告及び届出その他の手続であつて政令で定めるもの(次項において「特定手続等」という。又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による处分の通知であつて政令で定めるもの(第三項において「特定通知」という。)について、政令で定めるところにより、電子情報処理組織(主務大臣の指定する電子計算機(入出力装置を含む。次項において同じ。)と、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行ふ者又はその者の代理人(第三項において「対外取引者等」という。)の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせ、又は行うことができる。

第六十九条の四に次の二項を加える。

3 外務大臣は、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定めた規制の運用に關し、外務大臣に意見を求めることができる。

二 第二十二条第一項 又は第二十五条第四項

三 第二十四条第一項 通商産業大臣

四 第二十五条第一項若しくは第二項 又は第四十八条第一項若しくは第二項 通商産業大臣

五 第二十三条第一号を削り、同条第二号中「取引」を「支払等」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「取引」の下に「行為又は支払等」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号から第六号までを削り、同条第七号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「支払又は支払の受領」を「支払等」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 第二十六条の二の規定による支払等の禁止に違反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで支払等をした者

五 第十七条の二第二項の規定による停止又は制限に違反して、外国為替取引に係る業務を行つた者

一 主務大臣 第二十二条第一項 又は第二十五条

第四項

官報(号外)

第七十条第八号を削り、同条第九号中「第十八

条第一項」を「第十九条第一項」に、「支払手段、証券又は貴金属を輸出し」を「同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十号及び第十

一号を削り、同条第十一号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項又は第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 第二十二条第一項の規定による資本取引の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者

九 第二十二条第一項の規定に違反して経理した者

第七十条第十三号中「の適用のある取引につき、第二十二条第一項の規定」を削り、「資本取引をした」を「対外直接投資を行つた」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十四号中「第二十三条第一項又は第三項」を「第二十三条第三項又は第五項」に、「資本取引をした者(第十九号に該当する者を除く。)」を「対外直接投資を行つた者」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十五号中「第二十二条第五項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)」を「第二十三条第七項」に、「資本取引をした」を「対外直接投資を行つた」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十六号中「第二十二条第七項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)」を「第二十三条第九項」に、「資本取引をした」を「特定資本取引」に改め、同号を同条

第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 第二十四条の二の規定による特定資本取引の禁止に違反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資

券又は貴金属を輸出しをして、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出

本取引をした者

第十七条第十八号及び第十九号を削り、同条第十九号の二を同条第十六号とし、同条第二十号中「取引」を「役務取引」に改め、同号を同条第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

十八 第二十五条第四項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等を行つた者

第七十条中「第二十号の二」を「第十九号」とし、第二十九号から第三十号までを「号ずつ繰り下げ、第二十八号の二」を「第二十号」とし、第二十五号から四号中「第二十七条の二」を「同条第十三項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第二十三号中「第二十七条の二」を「同条第十三項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第二十一号中「第二十七条の二」を「同条第十三項」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第二十一号中「第二十

第七十二条第一号から第八号までを次のように改める。

一 第十九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項に規定す

る支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出

本取引をした者

第十七条第十八号及び第十九号を削り、同条第十九号の二を同条第十六号とし、同条第二十号中「取引」を「役務取引」に改め、同号を同条第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

十八 第二十五条第四項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等を行つた者

第七十条中「第二十号の二」を「第十九号」とし、第二十九号から第三十号までを「号ずつ繰り下げ、第二十八号の二」を「第二十号」とし、第二十五号から四号中「第二十七条の二」を「同条第十三項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第二十三号中「第二十七条の二」を「同条第十三項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第二十一号中「第二十

第七十三条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第五十五条第三第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第六十七条第一項の規定により付した条件に違反した者

四 第五十五条の三第五項の規定による帳簿書類を作成せず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者

五 第五十五条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第五十五条の五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者(同条第一項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。)

七 第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第五十五条の七の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(経過措置)

第一条 この法律による改正前の外國為替及び外國貿易管理法(以下「旧法」という)第十六条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定によ

り許可を受けた支払又は支払の受領(以下この条において「支払等」という)が、この法律によ

る改正後の外國為替及び外國貿易法(以下「新法」という)第十六条第一項から第三項までの規定に基づく命令の規定により許可を受ける義

務を課されたものに該当する場合には、当該支

払等は、政令で定めるものを除き、これらの命

令の相当規定により許可を受けたものとみな

す。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第十

六条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可の申請に係る支払等が、新法第十一

六条第一項から第三項までの規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課されたもの

に該当する場合には、当該申請については、こ

れをこれらの命令の相当規定によりされた許可の申請とみなして、新法の規定を適用する。

第三条 旧法第二十一項第一項の規定若しくは同

条第一項若しくは旧法第二十四条第一項の規定に基づく命令の規定又は旧法第二十五条第三項の規定による許可を受けた資本取引(旧法第二十条に規定する資本取引をいう。以下同じ。)又は同項に規定する取引が、新法第二十一項第一

項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは第二

項又は第二十五条第四項の規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課されたものに該当する場合には、当該資本取引又は当該取引は、政令で定めるものを除き、これらの命

令の相当規定によつて許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二十一項の規定若しくは同条第二項若しくは旧法第二十四条第一項の規定に基づく命令の規定又は旧法第二十五条第三項の規定による許可の申請に係る資本取引又は同項に規定する取引が、新法第二十一項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは第二項又は第二十五条第四項の規定により許可を受けたものに該当する場合に

は、当該申請については、これをこれらの命令の相当規定によりされた許可の申請とみなして、新法の規定を適用する。

第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)前に旧法第二十一項の規定によりされた届出に係る資本取引での法律の施行の際現に行われていないもの(旧法第二十三条第一項の規定の適用のある資本取引に限る。以下「

の条及び次条において「旧法事前審査対象資本取引」という。)が、新法第二十三条第一項の規定に基づく命令の規定により届け出なければならないとされる対外直接投資(次項において「新法事前審査対象対外直接投資」という。)に該当するものであつて、施行日前に、旧法第二十一条第一項の規定により資本取引を行つてはならないとされる期間が満了したもの、旧法第二十

三条第五項に規定する勧告(同条第二項に規定する内容の変更に係るものに限る。)を応諾する旨の通知がされたもの又は同条第七項の規定により内容の変更を命じられたもの(次項及び次

条において「届出手続完了資本取引」という。)に該当するものであるときは、当該旧法事前審査対象資本取引(旧法第二十二条第五項に規定する内容の変更を応諾する旨の通知がされ、又は同条第七項の規定により内容の変更を命じられたものにあつては、これらの変更がされた後のものは、政令で定めるものを除き、新法第二十一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可があつたものとみなす。

2 旧法事前審査対象資本取引が、新法許可対象

資本取引に該当するものであつて、届出手続完了資本取引に該当するものでないときは、当該旧法事前審査対象資本取引に係る旧法第二十二条第一項の規定によりされた届出について、これは新法第二十一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可の申請とみなし

て、新法の規定を適用する。この場合において、当該旧法事前審査対象資本取引について、当該旧法事前審査対象資本取引に係る新法第二十二条第一項の規定によりされたものとのみならず、新法の規定による通知(同条第五項に規定する勧告を応諾する旨の通知を除く。)は、なかつたものとみなす。

2 旧法事前審査対象資本取引に該当するものでないときは、当該旧法事前審査対象資本取引に係る届出手続完了資本取引に該当するものであつて、届出手続完了資本取引に該当するものでないときは、当該旧法事前審査対象資本取引に係る届出手續完了資本取引に該当するものとみなす。

2 旧法事前審査対象資本取引が、新法事前審査

対象外直接投資に該当するものであつて、届出手續完了資本取引に該当するものでないときは、当該旧法事前審査対象資本取引に係る届出手續完了資本取引に該当するものとみなす。

く。)は、それぞれ新法第二十三条第四項の規定による勧告又は同条第六項の規定による通知とみなす。

第五条 旧法事前審査対象資本取引が、新法第二十二条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課された同条第一項に規定する特定資本取引に該

された同条第一項に規定する特定資本取引に該定により許可を受ける義務を課された資本取引(次項において「新法許可対象資本取引」という。)に該当するものである場合について準用する。

第六条 旧法第二十二条第一項の規定により設けた特別国際金融取引勘定は、新法第二十二条第一項に規定する特別国際金融取引勘定とみなす。

第七条 旧法第十五条に規定する外国為替公認銀行又は両替商が施行日前に行つた旧法の適用を受ける業務に係る同条の規定による報告については、なお従前の例による。

2 旧法第二十六条第三項若しくは第二十九条の規定又は旧法第六十七條の規定に基づく命令の規定期定により報告をしなければならないとされる事項の報告については、なお従前の例による。

2 旧法第二十七条の規定に基づく命令の規定期定又は旧法第二十六条第三項の規定による報告をしなければならないとされる事項に係るこの法律の施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

3 前二項の規定は、施行日前に旧法第二十四条第一項の規定によりされた届出に係る資本取引

のとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、当該旧法事前審査対象資本取引について、当該旧法事前審査対象資本取引に係る新法第二十二条第一項の規定による勧告又は同条第四項の規定による通知(同条第五項に規定する勧告を応諾する旨の通知を除く。)は、なかつたものとみなす。

3 前二項の規定は、施行日前に旧法第二十四条第一項の規定によりされた届出に係る資本取引

のとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、当該旧法事前審査対象資本取引について、当該旧法事前審査対象資本取引に係る新法第二十二条第一項の規定による勧告又は同条第五項に規定する勧告を応諾する旨の通知を除く。)は、なかつたものとみなす。

3 前二項の規定は、施行日前に旧法第二十四条第一項の規定によりされた届出に係る資本取引

のとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、当該旧法事前審査対象資本取引について、当該旧法事前審査対象資本取引に係る新法第二十二条第一項の規定による勧告又は同条第五項に規定する勧告を応諾する旨の通知を除く。)は、なかつたものとみなす。

3 前二項の規定は、施行日前に旧法第二十四条第一項の規定によりされた届出に係る資本取引

のとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、当該旧法事前審査対象資本取引について、当該旧法事前審査対象資本取引に係る新法第二十二条第一項の規定による勧告又は同条第五項に規定する勧告を応諾する旨の通知を除く。)は、なかつたものとみなす。

3 前二項の規定は、施行日前に旧法第二十四条第一項の規定によりされた届出に係る資本取引

のとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、当該旧法事前審査対象資本取引について、当該旧法事前審査対象資本取引に係る新法第二十二条第一項の規定による勧告又は同条第五項に規定する勧告を応諾する旨の通知を除く。)は、なかつたものとみなす。

(税制改正)

第十条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のよつて改正する。

第十四条第五号の一を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)
第十一條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第十三條第六項を削る。
(商工組合中央金庫法の一部改正)
第十二條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
(農業協同組合法の一部改正)
第十三條 農業協同組合法(昭和二十一年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。
第十四条 第二十三項中「第二十項」を「第十九項」に改め、同条第二十四項中「第二十項」を「第十九項」及び第二十一項を「第十九項」に改め、同条第十八項を削る。
(中小企業等協同組合法の一部改正)
第十四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)の一部を次のように改正する。
第十九條 中八中第十一項を削り、第十二項を第十一項とする。
第九条の九第十六項中「及び第十項から第十二項まで」を「第十項及び第十一項」に改める。
(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)
第十五条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第一号中「ものとし、外国為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十条第一項(外国為替業務の認可等)の認可を受けて行う事業を除く」を削る。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定による認可を受けている同項に規定する。

(農業協同組合法の一部改正)

第十二条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

(農業協同組合法の一部改正)

第十三条 農業協同組合法(昭和二十一年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第二十三項中「第二十項」を「第十九項」に改め、同条第二十四項中「第二十項」を「第十九項」及び第二十一項を「第十九項」に改め、同条第十八項を削る。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條 第二十三項中「第二十項」を「第十九項」及び第二十一項を「第十九項」に改め、同条第十八項を削る。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十四条 中八中第十一項を削り、第十二項を第十一項とする。

第九条の九第十六項中「及び第十項から第十二項まで」を「第十項及び第十一項」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十五条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「ものとし、外国為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十条第一項(外国為替業務の認可等)の認可を受けて行う事業を除く」を削る。

「為替公認銀行等」を「保証者」に改める。

(日本輸出入銀行法の一部改正)

第十八条 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 削除

第二十一条を次のように改める。

(外國為替資金特別会計法の一部改正)

第十九條 外國為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

(日本開発銀行法の一部改正)

第二十条 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の二を削る。

(信用金庫法の一部改正)

第二十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

(信託金庫法の一部改正)

第五十四条第十二項中「第十七項まで」を「第十六項まで」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第五十五条中第十七項を「同条第十六項」と改める。

第五十六条中規定する銀行等を「以下同じ。」及び外國にある外國銀行(以下「金融機関」といいう。)に、「貸越」を「貸越し」に、「基く」を「基づく」に、「本項中」を「この項において」に、「又は」を「又は」に、「外國為替公認銀行等に」を「金融機関に」に改め、同条第三項中「外國為替公認銀行等」を「金融機関に」、「借越」を「借越し」に、「基づく」を「基づく」に、「基く」を「基づく」に、「又は」を「若しくは」に、「又」を「又は」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第四項中「外國為替公認銀行等」を「金融機関に」に改める。

第五十七条の二第十一項中「第十二項及び第十三項」を「第十二項」に改める。

第五十八条第十三項を削る。

第五十九條の二第十一項中「第十二項及び第十三項」を「第十二項」に改める。

第六十条 第二項を次のように改正する。

第六十一条中「但し」を「ただし」に、「外國為替公認銀行」を「銀行等」に改める。

第六十二条 第二項を次のように改正する。

第六十三条 第二項を次のように改正する。

第六十四条 第二項を次のように改正する。

第六十五条 第二項を次のように改正する。

第六十六条 第二項を次のように改正する。

第六十七条 第二項を次のように改正する。

第六十八条 第二項を次のように改正する。

第六十九條 第二項を次のように改正する。

第七十条 第二項を次のように改正する。

第七十一条 第二項を次のように改正する。

第七十二条 第二項を次のように改正する。

第七十三条 第二項を次のように改正する。

第七十四条 第二項を次のように改正する。

第七十五条 第二項を次のように改正する。

第八条第一項中「外國為替及び外國貿易管理法第七条第一項又は第二項」を「外國為替及び外國貿易法第七条第一項」に改める。

附則第十一項中「基き」を「基づき」に、「外國為替及び外國貿易管理法」を「外國為替及び外國貿易法」に改める。

第二十一条 削除

第二十一条を次のように改める。

(外國為替資金特別会計法の一部改正)

第十九條 外國為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

(日本開発銀行法の一部改正)

第二十条 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の二を削る。

(信託金庫法の一部改正)

第五十四条第十二項中「第十七項まで」を「第十六項まで」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第五十五条中第十七項を「同条第十六項」と改める。

第五十六条中規定する銀行等を「以下同じ。」及び外國にある外國銀行(以下「金融機関」といいう。)に、「貸越」を「貸越し」に、「基く」を「基づく」に、「本項中」を「この項において」に、「又は」を「又は」に、「外國為替公認銀行等に」を「金融機関に」に改め、同条第三項中「外國為替公認銀行等」を「金融機関に」、「借越」を「借越し」に、「基づく」を「基づく」に、「基く」を「基づく」に、「又は」を「若しくは」に、「又」を「又は」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第四項中「外國為替公認銀行等」を「金融機関に」に改める。

第五十七条の二第十一項中「第十二項及び第十三項」を「第十二項」に改める。

第五十八条第十三項を削る。

第五十九條の二第十一項中「第十二項及び第十三項」を「第十二項」に改める。

第六十条 第二項を次のように改正する。

第六十一項を「第十二項」に改める。

第六十二条 第二項を次のように改正する。

第六十三条 第二項を次のように改正する。

第六十四条 第二項を次のように改正する。

第六十五条 第二項を次のように改正する。

第六十六条 第二項を次のように改正する。

第六十七条 第二項を次のように改正する。

第六十八条 第二項を次のように改正する。

第六十九條 第二項を次のように改正する。

第七十条 第二項を次のように改正する。

第七十一項を「第十二項」に改める。

第七十二条 第二項を次のように改正する。

第七十三条 第二項を次のように改正する。

第七十四条 第二項を次のように改正する。

第七十五条 第二項を次のように改正する。

第七十六条 第二項を次のように改正する。

第七十七条 第二項を次のように改正する。

第七十八条 第二項を次のように改正する。

第七十九條 第二項を次のように改正する。

第八十条 第二項を次のように改正する。

第八十一条 第二項を次のように改正する。

第八十二条 第二項を次のように改正する。

第八十三条 第二項を次のように改正する。

第八十四条 第二項を次のように改正する。

第八十五条 第二項を次のように改正する。

第八十六条 第二項を次のように改正する。

第八十七条 第二項を次のように改正する。

第八十八条 第二項を次のように改正する。

第八十九條 第二項を次のように改正する。

第九十条 第二項を次のように改正する。

第九十一条 第二項を次のように改正する。

第九十二条 第二項を次のように改正する。

第九十三条 第二項を次のように改正する。

第九十四条 第二項を次のように改正する。

第九十五条 第二項を次のように改正する。

第九十六条 第二項を次のように改正する。

第九十七条 第二項を次のように改正する。

第九十八条 第二項を次のように改正する。

第九十九條 第二項を次のように改正する。

第一百条 第二項を次のように改正する。

第一百一項を「第十二項」に改める。

第一百二項を「第十二項」に改める。

第一百三項を「第十二項」に改める。

第一百四項を「第十二項」に改める。

第一百五項を「第十二項」に改める。

第一百六項を「第十二項」に改める。

第一百七項を「第十二項」に改める。

第一百八項を「第十二項」に改める。

第一百九項を「第十二項」に改める。

第一百十項を「第十二項」に改める。

第一百十一項を「第十二項」に改める。

第一百十二項を「第十二項」に改める。

第一百十三項を「第十二項」に改める。

第一百十四項を「第十二項」に改める。

第一百十五項を「第十二項」に改める。

第一百六項を「第十二項」に改める。

第一百七項を「第十二項」に改める。

第一百八項を「第十二項」に改める。

第一百九項を「第十二項」に改める。

第一百十項を「第十二項」に改める。

第一百十一項を「第十二項」に改める。

第一百十二項を「第十二項」に改める。

四二一

二十八号)並びにこれらに基く」を「同法に基づく」、「別段の定」を「別段の定め」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十四条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

法律第九十七条の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「第十条第一项ただし書」を「第十条第十九項ただし書」に改め。

第二十四条第一項第一号中「第十条第一项ただし書」を「第十条第十九項ただし書」に改め。

第二十四条第一項第一号中「第十条第一项ただし書」を「第十条第十九項ただし書」に改め。

第二十四条第一項第一号中「第十条第一项ただし書」を「第十条第十九項たなし書」に改め。

第二十四条第一項第一号中「第十条第一项たなし書」を「第十条第十九項たなし書」に改め。

二を第二十八号とする。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第二十七条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次の

ように改正する。

第二十七条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次の

別表第一第一号中「有価証券等」の下に「(外国

為替及び外國貿易法第六条第一項第七号に規定

する支払手段のうち同号ハに掲げるものが入力

されている大蔵省令で定める媒体を含む。」を

加える。

(郵政官署における外國通貨の両替及び旅行小

切手の売買に関する法律の一部改正)

第三十条 郵政官署における外國通貨の両替及び

旅行小切手の売買に関する法律(平成三年法律

第三十七条)の一部を次のように改正する。

第三十七条を削る。

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟

に伴う措置に関する法律等の一部改正)

第三十二条 次に掲げる法律の規定中「外国為替

及び外國貿易法」を「外國為替公認銀行」を「第十六条の二に規定する銀行等」に、「又は借り入れ」を「又は借り入れ」に改める。

(消費税法の一部改正)

第二十九条 消費税法(昭和六十三年法律第八百八

号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第三項中「外国為替及び外

國貿易管理法」を「外國為替及び外國貿易法」に

改める。

(別表第一第一号中「外國為替及び外國貿易管

理法」を「外國為替及び外國貿易法」に改め、同

表第五号ホ中「外國為替及び外國貿易管理法第

十条第一項(外國為替業務の認可等)」を「外國為

替及び外國貿易法第五十五条の七(外國為替業

年法律第百七十八号)第一条第一項

七 國際開発協会への加盟に伴う措置に関する

法律(昭和三十五年法律第百五十三号)第二条

八 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する

法律(昭和四十一年法律第百三十八号)第二

条第一項

九 通関業法(昭和四十一年法律第百二十一号)

第十 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

(昭和四十六年法律第百一十九号)第四十九条

第十二項第二号及び第八十条第三項

十一 特定物質の規制等によるオゾン層の保護

に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)

第六条

十二 絶滅のおそれのある野生動物植物の保

存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第

十五条第一項並びに第十八条第一項及び第二

項

十三 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関

する法律(平成四年法律第百八号)第四条第一

項、第八条第一項及び第十四条

十四条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に

関する法律(平成七年法律第六十五号)第十三

条

十五 サリン等による人身被害の防止に関する

法律(平成七年法律第七十八号)第三条第一号

促進等に関する法律(平成七年法律第百十二

号)第二条第九項第一号

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第

(登録免許税法の一部改正)

第二十六条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第一号を削り、第二十五号の

百四十四号の一部を次のように改正する。

第四条第百八号中「維持」を「安定」に改め、同条第百九号中「を行う通貨その他の対外決済条件の決定」を「に係る支払又は支払の受領に使用する通貨の指定」に改め、同条第百十号中「を管りし、及び」を「の管理及び調整をし、並びに」に改め、同条第百十三号及び第百十四号を次のように改める。

百十三 削除

百十四 削除

第四条第百二十一号中「外国為替及び外国貿易管理法」を「外国為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)」に改め、「取引」の下に「又は行為」を加える。

第五条第四十号中「」、維持を削り、同条第四十号中の決済条件を定める「」に係る支払又は支払の受領に使用する通貨を指定する」に改め、同条第四十二号中「管理」の下に「及び調整」を加える。

第十一 条第一項中「、外国為替」を削る。

第二十条第一項中「、第百十三号」を削り、同項第二号中「外國為替及び外國貿易管理法」を「外國為替及び外國貿易法」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第三十三条 通商産業省設置法昭和二十七年法律第二百七十五号の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「管理」の下に「及び調整」を加える。

第四条第一号中「を管理」を「の管理及び調整」に改める。

第五条第一項第八号中「又は制限」を「制限」とし、又は調整に改める。

最近における我が国の国際金融取引を取り巻く環境の変化に対応し、我が国金融市场及び資本市場の一層の活性化を図るために、資本取引等について許可又は届出に係る制度を原則として廃止して事後報告制度に移行するとともに、外国為替公認銀行制度等による外国為替業務に係る規制を廃止する等、より自由な対外取引のための環境整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最近における我が国の国際金融取引を取り巻く環境の変化に対応し、我が国金融市场及び資本市場の一層の活性化を図るために、資本取引等について許可又は届出に係る制度を原則として廃止して事後報告制度に移行するとともに、外国為替公認銀行制度等による外国為替業務に係る規制を廃止する等、より自由な対外取引のための環境整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 議案の可決理由

二 議案の可決理由

最近における我が国の国際金融取引を取り巻く環境の変化に対応し、我が国金融市场及び資本市場の一層の活性化を図るために、資本取引等について許可又は届出に係る制度を原則として廃止して事後報告制度に移行するとともに、外國為替公認銀行制度等による外國為替業務に係る規制を廃止する等、より自由な対外取引のための環境整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最近における我が国の国際金融取引を取り巻く環境の変化に対応し、我が国金融市场及び資本市場の一層の活性化を図るために、資本取引等について許可又は届出に係る制度を原則として廃止して事後報告制度に移行するとともに、外國為替公認銀行制度等による外國為替業務に係る規制を廃止する等、より自由な対外取引のための環境整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

4 資本取引等に関する効率的かつ実効性のある事後報告制度を整備することとする。

5 國際情勢に対応して経済制裁等を機動的かつ効果的に実施できるよう所要の規定の整備を行うこととする。

6 この法律は、平成十年四月一日から施行することとする。

一本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

4 資本取引等に関する効率的かつ実効性のある事後報告制度を整備することとする。

5 國際情勢に対応して経済制裁等を機動的かつ効果的に実施できるよう所要の規定の整備を行うこととする。

6 この法律は、平成十年四月一日から施行することとする。

7 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

8 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

9 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

10 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

11 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

12 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

13 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

14 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

15 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

16 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

17 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

18 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

19 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

20 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

21 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

22 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

23 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

24 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

25 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に對応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日に改正された議定書II)の締結について承認を求める件

右国会に提出する。

平成九年一月二十五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日)の締結について承認を求めるの件

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日)の締結について承認を求めるの件

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日)の締結について承認を求めるの件

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日)の締結について承認を求めるの件

この議定書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この議定書は、地雷等の使用の制限を強化し及び地雷の移譲を制限すること等により武力紛争における文民等の一層の保護を図ることを目的とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、通常兵器についての軍備管理及び軍備縮小を促進するための国際協力を寄与するとの見地から有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

議定書II)

第一条 適用範囲

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日)の締結について承認を求めるの件

第二条 定義

この議定書の適用上、

1 この議定書は、条約第一条规定する事態に加え、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する事態について適用する。この議定書は、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

第三条 改正された議定書

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約(以下「条約」という。)に附属する地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書II)を九十六年五月三日に改正された議定書(千九百九十六年五月三日)の締結について承認を求めるの件

第四条 締約国

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附屬する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日)の締結について承認を求めるの件

第五条 地雷

この議定書のいかなる規定も、国の主権又

第六条 計算

この議定書のいかなる規定も、領土を保全するための政

第七条 説明

この議定書のいかなる規定も、武力紛争が生じている締約国の領域内における当該武力紛争又は武力紛争が生じている締約国の国内

問題若しくは対外的な問題に直接又は間接に介入することを、その介入の理由のいかんを問わず、正当化するために援用してはならない。

第二条 定義

この議定書の適用上、

1 「地雷」とは、土地若しくは他の物の表面に又は土地若しくは他の物の表面の下方若しくは周辺に敷設され、人又は車両の存在、接近又は接触によつて爆発するよう設計された弾薬類をいう。

2 「遠隔散布地雷」とは、直接敷設されず、大砲、ミサイル、ロケット、迫撃砲若しくはこれらと類似の手段で投射される地雷又は航空機から投下される地雷をいう。ただし、陸上における設備から五百メートル未満の範囲内に投射される地雷については、第五条及びこの議定書の他の関連する規定に従つて使用される場合は、遠隔散布地雷とみなさない。

3 「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によって爆発することを第一義的目的として設計された地雷であつて、一人若しくは二人以上の者の機能を著しく害し又はこれらの者を殺傷するものをいう。

4 「ブービートラップ」とは、外見上無害な物を何人かが動かし若しくはこれに接近し又は一見安全と思われる行為を行つたとき突然に

機能する装置又は物質で、殺傷を目的として設計され、組み立てられ又は用いられるものと/or/いう。

5 「他の類似の装置」とは、殺傷し又は損害を与えることを目的として設計され、取り付けられた弾薬類及び装置(現場において作製された爆発装置を含む。)であつて、手動操作若しくは遠隔操作により又は一定時間の経過後自動的に作動するものをいう。

6 「軍事目標」とは、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に貢献する物で、その全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況の下において明確な軍事的利益をもたらすものと/or/いう。

7 「民用物」とは、6に定義する軍事目標以外のすべての物をいう。

8 「地雷原」とは、地雷が敷設された特定の地域をいい、「地雷敷設地域」とは、地雷の存在により危険な地域をいう。「疑似地雷原」とは、地雷原を模した地雷のない地域をいう。「地雷原」には、疑似地雷原が含まれる。

9 「記録」とは、公式の記録に登録することを目的として、地雷原、地雷敷設地域並びに地雷原、ブービートラップ及び他の類似の装置の位置の確認をするすべての入手可能な情報を得るために物理的、行政的及び技術的作業を行うことをいう。

10 「自」破壊のための装置」とは、弾薬類に内蔵され又は外部から取り付けられた自動的に機能する装置であつて、当該弾薬類の破壊を確保するためのものをいう。

11 「自己無力化のための装置」とは、弾薬類に内蔵された自動的に機能する装置であつて、当該弾薬類の機能を失わせるためのものをいう。

12 「自己不活性化」とは、弾薬類が機能するために不可欠な構成要素(例えは、電池)を不可逆的に消耗させる方法によって当該弾薬類の機能を自動的に失わせることをいう。

13 「遠隔操作」とは、遠くからの指令によつて制御することをいう。

14 「処理防止のための装置」とは、地雷の一部を成し、地雷を保護することを目的とする地雷に連接され若しくは取り付けられ又は地雷の下に設置されている装置であつて、地雷を処理しようとする作動するものをいう。

15 「移譲」とは、地雷が領域へ又は領域から物理的に移動し、かつ、当該地雷に対する権利及び管理が移転することをいう。ただし、地雷の敷設された領域の移転に伴つて生ずるものと/oを除く。

第三条 地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用に関する一般的制限

1 この条の規定は、次の兵器に適用する。

(a) 地雷

(b) ブービートラップ

(c) 他の類似の装置

2 いづれの締約国又は紛争当事者も、自らが使用したすべての地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置についてこの議定書の規定に従つて責任を有するものとし、第十条の定めるところによつて、それらを除去し、破壊

3 過度の傷害若しくは無用の苦痛を与えるよう設計された又はその性質上過度の傷害若しくは無用の苦痛を与えるものと/oをいう。

4 この条の規定の適用を受ける兵器についてそれは、技術的事項に関する附属書においてそれが、特定された種類について定める基準及び制限に厳格に適合させなければならない。

5 一般に入手可能な地雷探知機の存在が、その磁気の影響その他との接触による影響により、探知活動における通常の使用中に弾薬類を起爆させるよう特に設計された装置を用いる地雷、ブービートラップ又は他の類似の装置の使用は、禁止する。

6 自己不活性化地雷については、地雷としての機能が失われた後においても機能するよう設計された処理防止のための装置を備えたものの使用は、禁止する。

7 この条の規定の適用を受ける兵器については、いかなる状況の下においても、文民たる住民全体若しくは個々の文民又は民用物に対して攻撃若しくは防衛のため又は復仇の手段として使用することを禁止する。

8 この条の規定の適用を受ける兵器については、無差別に使用することを禁止する。「無差別に使用する」とは、当該兵器に係る次の設置をい。

(a) 軍事目標でないものへの設置又は軍事目標を対象としない設置。礼拝所、家屋その他の住居、学校等通常民生の目的のために供される物が、軍事活動に効果的に貢献するものとして使用されているか否かについて疑義がある場合には、そのようなものと/oして使用されていないと推定される。

(b) 特定の軍事目標のみを対象とすることができない投射の方法及び手段による設置

(c) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれららの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される場合における設置

(d) 都市、町村その他の文民又は民用物の集中している地域に位置する複数の軍事目標で互に明確に分離された別個のものについては、単一の軍事目標とみなしてはならない。

9 この条の規定の適用を受ける兵器の及ぼす効果から文民を保護するため、すべての実行可能な予防措置をとる。「実行可能な予防措置」とは、人道上及び軍事上の考慮を含むその時点におけるすべての事情を勘案して実施し得る又は実際に可能と認められる予防措置をい。これらの事情には、少なくとも次のものが含まれる。

(a) 地雷原の存在する期間を通じて地雷が地域の文民たる住民に対して短期的及び長期的に及ぼす効果

(b) 文民を保護するための可能な措置(例えば、囲い、標識、警告及び監視)

(c) 代替措置の利用可能性及び実行可能性

(d) 地雷原の短期的及び長期的な軍事上の必

11 文民たる住民に影響を及ぼす地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の設置について、状況の許す限り、効果的な事前の警告を与える。

技術的事項に関する附属書2に定める探知不可能な対人地雷の使用は、禁止する。

第五条 遠隔散布地雷ではない対人地雷の使用に関する制限

この条の規定は、遠隔散布地雷ではない対人地雷に適用する。

この条の規定が適用される兵器であつて技術的要項に関する附属書の自己破壊及び自己不活性化に関する規定に適合しないものの使用は、禁止する。ただし、次の(a)及び(b)の条件が満たされる場合を除く。

(a) 当該兵器が、その地域から文民を効果的に排除することを確保するため、軍事上の要員によって監視されかつ囲いその他の方法によつて保護されている地域であつて外縁が明示されたもの内に敷設されていること。ただし、その外縁の表示は、明瞭で耐久性のあるものであり、かつ、当該地域に立ち入りうとする者にとって少なくとも識別し得るものでなければならぬ。

(b) 当該兵器が、(a)の地域が放棄される前に除去されること。ただし、当該地域が、この条の規定によつて必要とされる保護措置を維持すること及びこれらの兵器を後に除去することについての責任を受け入れる他の国の軍隊に引き渡される場合は、この限りでない。

紛争当事者は、敵の軍事活動の結果、当該

地域の支配権が強制的に失われたことによつて、2の(a)及び(b)の規定を遵守することが実行可能でなくなつた場合(敵の直接の軍事活動によつて遵守することが不可能となつた場合を含む。)に限り、当該規定を遵守する義務を免除される。当該紛争当事者は、当該地域の支配権を回復した場合には、当該規定を遵守する義務を再び負つ。

第六条 遠隔散布地雷の使用に関する制限

1 遠隔散布地雷については、技術的事項に関する附属書1(b)の規定に従つて記録されるものを除くほか、その使用を禁止する。

2 技術的事項に関する附属書の自己破壊及び自己不活性化に関する規定に適合しない遠隔散布地雷である対人地雷の使用は、禁止する。

3 対人地雷ではない遠隔散布地雷の使用については、当該遠隔散布地雷が、実行可能な限度において、効果的な自己破壊のための装置又は自己無力化のための装置及び地雷がその敷設の所期の軍事目的に役立たなくなつた時に地雷として機能しなくなるように設計された予備の自己不活性化のための機能を備えているものでない限り、禁止する。

4 文民たる住民に影響を及ぼす遠隔散布地雷の投射又は投下については、状況の許す限り、効果的な事前の警告を与える。

第七条 ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止

1 武力紛争における背信に関する国際法の規則の適用を妨げることなく、方法のいかんを問わず、次のものに取り付け又は次のものを利用するブービートラップ及び他の類似の装置の使用は、いかなる状況の下においても、禁止する。

(a) 國際的に認められた保護標章、保護標識又は保護信号、

(b) 病者、傷者又は死者

(c) 埋葬地、火葬地又は墓

(d) 医療施設、医療機器、医療用品又は医療

第八条 移譲

(e) 児童のがん具又は児童の食事、健康、衛生、被服若しくは教育に役立つよう考案された製品若しくは持運び可能な物

(f) 食料又は飲料

(g) 廉房用品又は厨房器具(軍事施設、軍隊所在地又は軍の補給所内にあるものを除く。)

(h) 宗教的性質を有することの明らかな物

(i) 国民的文化的又は精神的遺産を構成する歴史的建造物、芸術品又は礼拝所

(j) 動物又はその死体

2 外見上無害で持運び可能な物の形態をしたブービートラップ又は他の類似の装置で爆発性の物質を含むよう特別に設計され、組み立てられたものの使用は、禁止する。

3 この条の規定の適用を受ける兵器については、次に掲げる場合を除くほか、地上兵力による戦闘が急迫していると認められない都市、町村その他の文民の集中している地域において使用することを禁止する。ただし、第三条の規定の適用を妨げない。

(a) 当該兵器が、軍事目標に設置され又はこれまで極めて近接して設置される場合

(b) 当該兵器の及ぼす効果から文民を保護するための措置、例えば、警告のための歩哨の配置、警告の発出又は囲いの設置の措置がとられる場合

1 締約国は、「この議定書の目的を推進するため、次のことと約束する。

(a) この議定書によつて使用が禁止されていない

るいかなる地雷の移譲も行わないこと。

(b) いかなる地雷の移譲も、國又は受領することを認められている國の機関に対するものを除くほか、行わないこと。

(c) この議定書によつて使用が制限されるいかなる地雷の移譲も、國又は受領することを認められている國の機関に対するもの並びに地雷の除去に、締約國は、この議定書に拘束されない國に対するいかなる対人地雷の移譲も、受領する國がこの議定書を適用することに合意しない限り、行わないこと。

(d) この条の規定に従つて行われるいかなる移譲も、移譲する國及び受領する國によりこの議定書の関連する規定及び適用のある國際人道法の規範が完全に遵守されることを確保して行うこと。

2 技術的事項に関する附屬書の定めるところにより、一定の地雷の使用に関する特定の規定を遵守することを延期する旨を締約國が宣言した場合であつても、1(a)の規定は、当該地雷に適用する。

3 すべての締約國は、この議定書が効力を生ずるまでの間、1(a)の規定と両立しないかなる行為も慎むものとする。

第九条 地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置に関する情報の記録及び利用

1 地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置に関するすべての情報については、技術的事項に関する1に規定するすべての記録については、紛争当事者が保持するものとし、当該紛争当事者

者は、現実の敵対行為の停止の後連帯なく、その支配下にある地域において地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の及ぼす効果から文民を保護するため、すべての必要かつ適切な措置(当該情報を利用することを含む。)をとる。

当該紛争当事者は、同時に、その支配下になくなつた地域に自らが設置した地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置にての情報を、他の紛争当事者及び國際連合事務総長に対して利用可能にする。ただし、紛争当事者の兵力が敵対する紛争当事者の領域内に存在する場合には、いざれの紛争当事者も、いざれかの紛争当事者が他の紛争当事者の領域内に存在する間は、相互主義に従うことを条件として、安全保障上の利益のために必要な限度において國際連合事務総長及び他の紛争当事者に対する当該情報の提供を行わないことができる。その提供を行わない場合には、当該情報については、安全保障上の利益が許す限りできるだけ速やかに開示する。

3 紛争当事者は、地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置を自らが設置した地域が支配下になくなつた場合には、当該地域を支配するに定める

4 紛争当事者は、地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置を自らが設置した地域が支配下になくなつた場合には、当該地域を支配するに定める

5 紛争当事者は、地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置を自らが設置した地域が支配下になくなつた場合には、当該地域を支配するに定める

6 紛争当事者は、地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置を自らが設置した地域が支配下になくなつた場合には、当該地域を支配するに定める

7 紛争当事者は、地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置を自らが設置した地域が支配下になくなつた場合には、当該地域を支配するに定める

雷、ブービートラップ及び他の類似の装置については、現実の敵対行為の停止の後連帯なく、第三条及び第五条2の規定に従つて、除去し、破壊し又は維持する。

2 締約国及び紛争当事者は、その支配下にある地域にある地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置に關し、1に規定する責任を負う。

3 締約国は、可能な場合には、國際連合及びその関連機関若しくは他の國際機関を通じ若しくは二国間で地雷の除去のための援助を提供し、又は「地雷の除去を援助するための任意の國際連合信託基金」に拠出する。

4 援助を求める締約国の要請については、当該要請を裏付ける関連する情報を付して國際連合その他適當な機関又は他の國に対する提出することができる。当該要請については、

5 國際連合に對して要請が行われた場合には、國際連合事務総長は、同事務総長の利用可能な資源の範囲内で、状況を評価するための適切な措置をとり、及び地雷の除去又はこの議定書の実施に関する適當な援助の提供には、國際連合事務総長は、同事務総長の利用可能な資源の範囲内で、状況を評価するための適切な措置をとり、及び地雷の除去又はこの議定書の実施に関する適當な援助の提供には、

6 國際連合に對して要請が行われた場合には、國際連合事務総長は、同事務総長の利用可能な資源の範囲内で、状況を評価するための適切な措置をとり、及び地雷の除去又はこの議定書の実施に関する適當な援助の提供には、

7 國際連合に對して要請が行われた場合には、國際連合事務総長は、同事務総長の利用可能な資源の範囲内で、状況を評価するための適切な措置をとり、及び地雷の除去又はこの議定書の実施に関する適當な援助の提供には、

置される地雷の除去に関するデータベースに対し情報(特に、地雷の除去のための各種の方法及び技術に関するもの並びに地雷の除去に關する専門家、専門的な機関又は国内の連絡先の名簿)を提供することを約束する。

3 締約国は、可能な場合には、國際連合及びその関連機関若しくは他の國際機関を通じ若しくは二国間で地雷の除去のための援助を提供し、又は「地雷の除去を援助するための任意の國際連合信託基金」に拠出する。

4 援助を求める締約国の要請については、当該要請を裏付ける関連する情報を付して國際連合その他適當な機関又は他の國に対する提出することができる。当該要請については、

5 國際連合に對して要請が行われた場合には、國際連合事務総長は、同事務総長の利用可能な資源の範囲内で、状況を評価するための適切な措置をとり、及び地雷の除去又はこの議定書の実施に関する適當な援助の提供には、

6 國際連合に對して要請が行われた場合には、國際連合事務総長は、同事務総長の利用可能な資源の範囲内で、状況を評価するための適切な措置をとり、及び地雷の除去又はこの議定書の実施に関する適當な援助の提供には、

7 國際連合に對して要請が行われた場合には、國際連合事務総長は、同事務総長の利用可能な資源の範囲内で、状況を評価するための適切な措置をとり、及び地雷の除去又はこの議定書の実施に関する適當な援助の提供には、

3 この条の規定は、次条及び第十二条の規定の適用を妨げるものではない。

第十一条 地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置に関する情報の記録及び利用

1 締約国は、この議定書の実施及び地雷の除去の方針に關する装置、資材並びに科学的な及び技術に関する情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束するものとし、また、その交換に参加する権利を有する。締約国は、特に、地雷の除去のための装置及び関連する技術に関する情報の人道的目的のための提供に関して不当な制限を課してはならない。

2 締約国は、憲法その他法令の範囲内で、この議定書に規定する禁止及び制限の実施を容易にするために、協力し及び技術を移転することを約束する。

3 締約国は、技術的問題に関する附屬書による延期の期間を短縮するため、兵器に関する技術以外の特定の関連する技術に関する技術

(通算に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書)の締結について承認を求めた地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日に改正された議定書)の締結について承認を求めた件及び同議定書

的援助であつて必要かつ実現可能なものについて、適當な場合には、他の締約国に求め及び他の締約国より受領する権利を有する。

第十二条 地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ

及び他の類似の装置の及ぼす効果からの保護

1 適用

(a) この条の規定は、2(a)(i)に規定する軍隊及び使節団を除くほか、関係地域において任務を遂行している使節団であつて、当該任務がその領域内において遂行されている締約国の同意を得ているものについてのみ適用する。

(b) 締約国でない紛争当事者に対するこの条の規定の適用は、当該紛争当事者の法的地位又は紛争中の領域の法的地位を明示的又は暗示的に変更するものではない。

(c) この条の規定は、現存の国際人道法、適用のある他の国際文書又は国際連合安全保

障理事会の決定であつて、この条の規定に従つて任務を遂行している要員に対してよ

り高い水準の保護を与えるものを審するものではない。

2 平和維持のための軍隊及び使節団並びに他の特定の軍隊及び使節団

(a) この2の規定は、次の軍隊又は使節団に適用する。

(i) 國際連合憲章に従い関係地域において平和維持、監視その他これらに類する任務を遂行している国際連合の軍隊又は使節団

(ii) 國際連合憲章第八章の規定によつて設けられ、紛争地域において任務を遂行し

ている使節団

(b) 締約国又は紛争当事者は、この2の規定が適用される軍隊又は使節団の長が要請する場合には、次のことをを行う。

(i) 自己の支配下にある軍隊又は使節団の長が要請する場合には、その要請が適用される軍隊又は使節団の長が要請する場合には、次のことをを行う。

(ii) 地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の及ぼす効果から当該軍隊又は使節

団を保護するために、可能な限り、必要な措置をとること。

(iii) 要員を効果的に保護するために必要な措置をとること。

(iv) 場合には、可能な限り、関係地域にあるすべての地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置を除去し又は無害なものにすること。

(v) 当該軍隊又は使節団の長に対し、当該軍隊又は使節団が任務を遂行している関係地域にあるすべての判明している地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービー

トラップ及び他の類似の装置について、その位置を通報し並びに、実行可能な限り、これらの地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置に關し自己の保有するすべての情報を利用可能にすること。

(vi) 地雷原を通過する通路を開設すること。

(vii) 全な経路を通報すること。

(viii) 安全な経路を明らかにする情報が(a)(ii)の規定に従つて提供されない場合に

は、必要かつ実現可能である限り、地雷

原を通過する通路を開設すること。

(ix) 当該使節団の長に対し、当該使節団の要員に対しても、(2)(b)(i)に規定する保護のための措置をとること。

(x) 3(b)(ii)に規定する措置をとること。

(xi) 情報が入手可能なときは、進行中の敵対行為によつて妨げられない限り、地雷

原を通過する通路を開設すること。

(xii) 調査使節団が設置する場合に

(xiii) 調査使節団の長が要請する場合には、同様の措置をとること。

(xiv) 諸条約の追加議定書の規定によつて設置された調査使節団

(xv) 諸条約の追加議定書の規定によつて設置された調査使節団

(xvi) 諸条約の追加議定書の規定によつて設置された調査使節団

(xvii) 諸条約の追加議定書の規定によつて設置された調査使節団

(ii) 自己の支配下にある場所への通行又は通行のために必要である場合には、その要員が当該場所へ安全に通行することができるよう又は当該場所を安全に通過することができるようにするため、次のいずれかのことを行うこと。

(a) 情報が入手可能なときは、進行中の敵対行為によつて妨げられない限り、地雷

原を通過する通路を開設すること。

(b) 締約国又は紛争当事者は、この5の規定が適用される使節団の長が要請する場合には、同

員が當該場所へ安全に通行することができるよう又は當該場所を安全に通過することができるようにするため、次のいずれかのことを行うこと。

(iii) 公平な人道的機関の使節団(地雷の除外)

去のための公平な人道的使節団を含む。)

(iv) 千九百四十九年八月十一日のジュネ

ヴ諸条約及び、適用がある場合には、同

諸条約の追加議定書の規定によつて設置された調査使節団

(v) 公平な人道的機関の使節団(地雷の除外)

去のための公平な人道的使節団を含む。)

(vi) 千九百四十九年八月十一日のジュネ

ヴ諸条約及び、適用がある場合には、同

諸条約の追加議定書の規定によつて設置された調査使節団

(vii) 公平な人道的機関の使節団(地雷の除外)

去のための公平な人道的使節団を含む。)

(viii) 千九百四十九年八月十一日のジュネ

ヴ諸条約及び、適用がある場合には、同

諸条約の追加議定書の規定によつて設置された調査使節団

(ix) 公平な人道的機関の使節団(地雷の除外)

去のための公平な人道的使節団を含む。)

(x) 公平な人道的機関の使節団(地雷の除外)

去のための公平な人道的使節団を含む。)

(xi) 公平な人道的機関の使節団(地雷の除外)

去のための公平な人道的使節団を含む。)

(xii) 公平な人道的機関の使節団(地雷の除外)

去のための公平な人道的使節団を含む。)

(xiii) 公平な人道的機関の使節団(地雷の除外)

去のための公平な人道的使節団を含む。)

された当該会議の手続規則によつて決定する。
3 締約国会議の活動には、次に掲げる事項に關するものが含まれる。
(a) この議定書の運用及び状況に関する検討
(b) 4に規定する締約国の報告から生ずる問題に関する検討
(c) 検討のための会議の準備
(d) 地雷の及ぼす無差別な効果から文民を保護するための技術の開発に関する検討
(e) 締約国は、次に掲げる事項の一部又は全部に関する年次報告を寄託者に提出するものとし、寄託者は、締約国会議の前にすべての締約国に対して当該報告を送付する。
(a) 自國の軍隊及び文民に対するこの議定書に関する情報の周知
(b) 地雷の除去及び復旧計画
(c) この議定書の技術上の要件を満たすためにとられた措置及び当該措置に関連する他の情報
(d) この議定書に関する法令
(e) 技術に関する情報の国際的な交換、地雷の除去に関する国際協力並びに技術的な協力及び援助に関してとられた措置
(f) その他の関連する事項
5 締約国会議の費用は、適切に調整された国際連合の分担率に従い、締約国及び締約国会議の活動に参加する締約国でない国が負担する。

第十四条 遵守

1 締約国は、その管轄若しくは管理の下にある者による又はその管轄若しくは管理の下にある領域におけるこの議定書の違反を防止し及び抑止するため、立法その他の措置を含む

あらゆる適當な措置をとる。
2 1に規定する措置には、武力紛争に関連し、かつ、この議定書の規定に違反して故意に文民を殺害し又は文民に重大な傷害を加えた者に対して刑罰を科することを確保するための適當な措置及びそのような者を司法手続に付するための適當な措置が含まれる。
3 締約国は、その軍隊が適切な軍事上の命令を発し及び運用手段を整備するよう義務付けたとともに、軍隊の要員がこの議定書を遵守するためにその任務及び責任に応じた訓練を受けるよう義務付けるものとする。
4 締約国は、この議定書の解釈及び適用に関して生ずるあらゆる問題を解決するため、二国間で又は国際連合事務総長若しくは他の適当な国際的手段を通じて相互に協議し及び協力することを約束する。

技術的要項に関する附属書

合意との関係において示す地図、図表又は他の記録を作成する。これらの記録においては、外縁及び範囲も示すものとする。
(i) 原産国名
(ii) 生産年月
(iii) 一連番号又はロット番号
(iv) 地雷、ブーピートラップ及び他の類似の装置の探知及び除去のため、地図、図表又は他の記録には、型式、番号、設置方法、信管の型式及び寿命、設置の日時並びに、処理防止のための装置がこれらに付するための適當な措置が含まれる。

あらゆる適當な措置をとる。
2 1に規定する措置には、武力紛争に関連し、かつ、この議定書の規定に違反して故意に文民を殺害し又は文民に重大な傷害を加えた者に対して刑罰を科することを確保するための適當な措置及びそのような者を司法手続に付するための適當な措置が含まれる。
3 締約国は、その軍隊が適切な軍事上の命令を発し及び運用手段を整備するよう義務付けたとともに、軍隊の要員がこの議定書を遵守するためにその任務及び責任に応じた訓練を受けるよう義務付けるものとする。
4 締約国は、この議定書の解釈及び適用に関して生ずるあらゆる問題を解決するため、二国間で又は国際連合事務総長若しくは他の適当な国際的手段を通じて相互に協議し及び協力することを約束する。

技術的要項に関する附属書

1 記録
(a) 遠隔散布地雷以外の地雷、地雷原、地雷敷設地域並びにブーピートラップ及び他の類似の装置の位置に関する記録については、次の規定に従つて行う。
(i) 地雷原、地雷敷設地域並びにブーピートラップ及び他の類似の装置の設置された地域の位置については、少なくとも二つの照合点を原点とする座標を用い、当該
(ii) 地雷原、地雷敷設地域並びにブーピートラップ及び他の類似の装置の設置された地域の位置については、少くとも二つの照合点を原点とする座標を用い、当該

合意との関係において示す地図、図表又は他の記録を作成する。これらの記録においては、外縁及び範囲も示すものとする。
(i) 原産国名
(ii) 生産年月
(iii) 一連番号又はロット番号
(iv) 地雷、ブーピートラップ及び他の類似の装置の探知及び除去のため、地図、図表又は他の記録には、型式、番号、設置方法、信管の型式及び寿命、設置の日時並びに、処理防止のための装置がこれらに付するための適當な措置が含まれる。

語又はそれぞれの国の言語によつて当該地雷に表示されていない限り、禁止する。
2 探知可能性に関する仕様
3 対人地雷は、一般に入手可能である地雷探知のための技術的な装置によつて探知することができ、かつ、重量がハグラム以上の一鉄の塊からの反応信号と同等の反応信号を発する物質又は装置を内蔵しているものでなければならない。
(a) 千九百九十七年一月一日以前に生産されたブーピートラップについては、その正確な位置及び機能の仕組みについて個別に記録する。
(b) 千九百九十七年一月一日以前に生産されたブーピートラップについては、その正確な位置及び機能の仕組みについて個別に記録する。
4 対人地雷は、一般に入手可能である地雷探知のための技術的な装置によつて探知することができ、かつ、重量がハグラム以上の鉄の塊からの反応信号と同等の反応信号を発する物質又は装置を内蔵しているものでなければならない。
(a) 千九百九十七年一月一日以前に生産されたブーピートラップについては、その正確な位置及び機能の仕組みについて個別に記録する。
(b) 千九百九十七年一月一日以前に生産されたブーピートラップについては、その正確な位置及び機能の仕組みについて個別に記録する。
5 締約国が(b)の規定を直ちに遵守することができないと決定する場合には、当該締約国は、この議定書に拘束されることに同意する旨を通告するときに、この議定書の効力発生の後九年を超えない期間、(b)の規定を遵守することを延期する旨の宣言をすることができる。当該締約国は、当該期間において、(b)の規定に適合しない対人地雷の

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日改正された議定書)の締結について承認を求める件及び同報告書

使用を実行可能な限り最小限度のものとする。

3 自己破壊及び自己不活性化に関する仕様

(a) すべての遠隔散布地雷である対人地雷は、安全装置が解除された状態にある地雷のうち敷設後三十日以内に自己破壊しないものが十パーセントを超えないように設計され、組み立てられたものでなければならない。

され、組み立てられた予備の対人地雷は、自己破壊のための装置との組合せにより、安全装置が解除された状態にある地雷のうち敷設後百二十日目の日に地雷として機能するものが千分の一を超えないように設計され、組み立てられた予備の自己不活性化のための機能を有しているものでなければならない。

(b) 第五条に規定する明示された地域以外の地域で使用されるすべての遠隔散布地雷ではない対人地雷は、(a)に規定する自己破壊及び自己不活性化のための要件に適合するものでなければならない。

(c) この議定書の効力発生前に生産された地雷に関して、締約国が(a)又は(b)の規定を直ちに遵守することができないと決定する場合には、当該締約国は、この議定書に拘束されることに同意する旨を通告するときに、

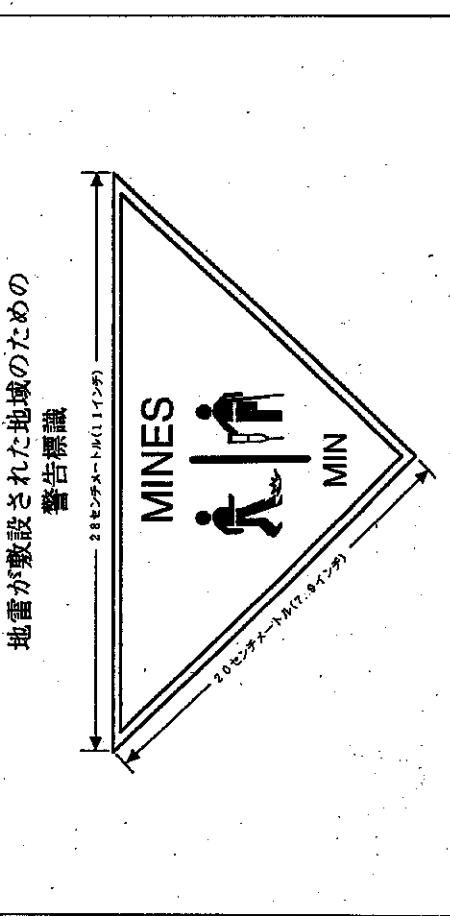
この議定書の効力発生の後九年を超えない期間、(a)又は(b)の規定を遵守することを延長する旨の宣言をすることができる。当該締約国は、当該期間において、次のことを行う。(i) (ii) 又は(iii)の規定に適合しない対人地雷の使用を実行可能な限り最小限度のものとすること。

- (d) 言語 標識については、条約第六条の言語(アラビア語、中国語、英語、フ
- (e) 遠隔散布地雷である対人地雷については、文民たる住民が認識しかつ識別することができることを確保するため、付表に掲げる見本と同様の標識で次の要件に適合するもの

4 地雷原及び地雷敷設地域に関する国際的標識

地雷原及び地雷敷設地域を明示する場合は、文民たる住民が認識しかつ識別する

ことができる」とを確保するため、付表に掲げる見本と同様の標識で次の要件に適合するもの



地雷が敷設された地域のための

警告

第一条 効力発生

この改正された議定書は、条約第八条(1)(b)の規定に従って効力を生ずる。

九十六年五月三日改正された議定書(千九百九十六年五月三日)の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する干九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブーピートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(千九百九十六年五月三日)の締結について承認を求める件及び同報告書

ランス語、ロシア語及びスペイン語)のいずれか一の言語及び当該地

域において広く使用されている言語によって「地雷」という文字を表記すべきである。

(e) 間隔 標識については、当該地域に接近する文民がいずれの地点においても視認し得ることを確保することでの

きる距離を保つて地雷原又は地雷敷設地域の周囲に配置すべきである。

と認められるある種の通常兵器の使用の禁止又は制限に関しては、昭和五十五年十月に、「検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書(議定書Ⅰ)」、「地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書Ⅱ)」及び「焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書Ⅲ)」を含む「過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼす」とが認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約(以下「条約」という。)が国際連合会議において採択され、昭和五十八年十二月一日に効力を生じている。我が国は、昭和五十七年六月九日に三つの議定書に拘束されることについての同意を含む条約の受諾書を寄託している。

近年、地域紛争時に敷設された対人地雷により文民に対する被害が多発し、人道上の問題となるとともに紛争終後の復興にとって大きな傷害となる事態が生じており、地雷等に関する国際的な規制の一層の強化を求める国際的世論の高まりを受け、平成七年九月から翌年五月にかけて条約の検討会議が三回にわたり開催された。この結果、平成八年五月三日に「地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書Ⅳ)」を改正する議定書がジュネーヴにおいて採択された。

本議定書は、地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置(以下「地雷等」という。)の使用の制限を強化し及び地雷の移設を制限すること等により武力紛争における文民等の一層の保護を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

は制限に関する議定書(議定書Ⅰ)、「地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書Ⅱ)」及び「焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書Ⅲ)」を含む「過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼす」とが認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約(以下「条約」という。)が国際連合会議において採択され、昭和五十八年十二月一日に効力を生じている。我が国は、昭和五十七年六月九日に三つの議定書に拘束されることについての同意を含む条約の受諾書を寄託して

- 1 この議定書は、締約国間の戦争又はその他武力紛争等に加え、締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争について適用すること。

- 2 一般に入手可能な地雷探知機の存在が、その磁気の影響その他の接触によらない影響により、探知活動における通常の使用中に弾薬類を起爆させるよう特に設計された装置を用いる地雷等の使用は、禁止すること。
- 3 探知不可能な対人地雷の使用は、禁止すること。

- 4 自己破壊及び自己不活性化装置を有しない遠隔散布地雷ではない対人地雷の使用は、一定の場合を除くほか、禁止すること。
- 5 自己破壊及び自己不活性化装置を有しない遠隔散布地雷である対人地雷の使用は、禁止すること。
- 6 外見上無害で持運び可能な物の形態をしたブービートラップ又は他の類似の装置で爆発性の物質を含むよう特別に設計され、組み立てられたものの使用は、禁止すること。
- 7 この議定書によって使用が禁止されているいかなる地雷の移設も行わないこと。
- 8 紛争当事者は、地雷原、地雷敷設地域並びに地雷等に関するすべての情報について記録する。

- 9 締約国及び紛争当事者は、すべての地雷原、地雷敷設地域並びに地雷等を、現実の敵対行為の停止の後遅滞なく、除去し、破壊し又は維持する責任を負うこと。
- 10 締約国は、この議定書の実施及び地雷の除去の方法に関する装置、資材並びに科学的

な及び技術に関する情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすること。

- 11 締約国又は紛争当事者は、自己の支配下にある関係地域における地雷等の及ぼす効果から平和維持のための国際連合の軍隊又は使節団及び事実調査使節団及び調査使節団を保護するために、関係地域にあるすべての地雷等を除去する等、可能な限り、必要な措置をとること。

な及び技術に関する情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることになつていている。

- 12 締約国は、この議定書の運用に関連するすべての問題について、相互に協議し及び協力するため、締約国会議を毎年開催すること。
- 13 締約国は、その管轄若しくは管理の下にある者による又はその管轄若しくは管理の下にある領域におけるこの議定書の違反を防止し及び抑止するため、立法その他の措置を含むあらゆる適当な措置をとること。

なお、議定書に含まれる「技術的事項に関する附属書」は、遠隔散布地雷以外の地雷、地雷原、地雷敷設地域並びにブービートラップ及び他の類似の装置の位置に関する記録、また、地雷原及び地雷敷設地域に関する国際的標識について規定するほか、対人地雷の探知可能性に関する仕様及び自己破壊及び自己不活性化に関する仕様について規定するとともに、締約国が直ちにこれら仕様についての規定を遵守することができないと決定した場合において、この議定書の効力発生の後九年を超えない期間、これら

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、分担金の額が決定した後、一般会計外務省所管に所要経費が計上されることはことなる。

右報告する。

平成九年四月二十二日

外務委員長 達沢 一郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同類正書

右

平成九年二月二十五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書

の締結について承認を求めるの件

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この議定書は、失明をもたらすレーザー兵器の使用及び移譲を禁止すること等について規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、通常兵器についての軍備管理及び軍備縮小を促進するための国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書

この議定書は、失明をもたらすレーザー兵器の使用及び移譲を禁止すること等について規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、通常兵器についての軍備管理及び軍備縮小を促進するための国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

レーザー装置(光学機器)に対して使用されるものを含む)の正当な軍事的使用の付隨的又は副次的な効果としてもたらされる失明については、この議定書に規定する禁止の対象としない。

第四条

この議定書の適用上、「永久に失明をもたらす」とは、回復不可能かつ治癒不可能な視力の低下であつて回復の見込みのない重度の視力の障害であるものをもたらすことをいう。「重度の視力の障害」とは、両眼で二百分の一二十スネレン未満の視力と同等のものをいう。

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約(以下「条約」という)が国際連合会議において採択され、昭和五十八年十二月一日に効力を生じている。我が国は、昭和五十七年六月九日に三つの議定書に拘束されることについての同意を含む条約の受諾書を寄託している。

第一條 追加議定書

次の議定書は、議定書IVとして過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約(以下「条約」という)に附属する。

第一條 効力発生

この議定書は、条約第五条の3及び4の規定に従って効力を生ずる。

失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書(議定書IV)

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書

約の検討会議が開催された。この結果、同年十一月十三日に「失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書(議定書IV)」を追加する議定書がウイーンにおいて採択された。

本議定書は、失明をもたらすレーザー兵器の使用及び移譲を禁止すること等を目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 視力の強化されていない眼に永久に失明をもたらすように特に設計されたレーザー兵器を使用することは、禁止すること。

2. 視力の強化されていない眼に永久に失明をもたらすように特に設計されたレーザー兵器をいかなる国又は國以外の主体に対しても移譲してはならないこと。

3. 締約国は、レーザー装置を使用する場合に視力の強化されていない眼に永久に失明をもたらすことを防止するため、すべての実行可能な予防措置をとる。当該予防措置には、軍隊の訓練及び他の実際的な措置を含む。

第二条

本件の目的及び要旨

過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器の使用及び無差別に効果を及ぼす戦闘の方法を禁止し又は制限すべきであるとの考え方は、戦闘手段が発達し、戦争の規模が拡大した十九世紀後半以降、国際的に共通の認識となり、一部の戦時法規において成文化されているが、非人道的と認められるある種の通常兵器の使用の禁止又は制限に関しては、昭和五十五年十月に、「検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書

(議定書I)」、「地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書II)」及び「焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書III)」を含む)過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約(以下「条約」という)が国際連合会議において採択され、昭和五十八年十二月一日に効力を生じている。我が国は、昭和五十七年六月九日に三つの議定書に拘束されることについての同意を含む条約の受諾書を寄託している。

約の採択以後、失明をもたらすレーザー兵器については、一部の国によってその実用化に向けた動きがみられるようになり、人道的見地からその規制の必要性が議論されるに至った。このような状況を踏まえ、平成七年九月から条

一 本件の議決理由

本議定書を締結することは、武力紛争の慘禍の軽減並びに通常兵器についての軍備管理及び軍備縮小を促進するための国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認め、本件は承認

官報外号

すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成九年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿
外務委員長 遠澤一郎

空港整備法の一部を改正する法律案

右

平成九年一月二十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

空港整備法の一部を改正する法律

空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部

を次のように改正する。

附則第二項から第四項までを次のように改め

る。

(共用飛行場における工事費用の負担等)

2 連輸大臣が自衛隊の設置する飛行場(空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。以下「共用飛行場」という。)において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良の工事を施

する場合には、当分の間、その工事に要する費用は、国がその三分の一を、当該共用飛行場の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担す。

3 前項の規定により国及び都道府県が費用を負担した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、国に帰属する。当該工事によって生じた土地、工作物その他の物件についても同様とする。

附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第一項、第六条第一項及び第三項、第十一項と zwar」に改め、同項を附則第十九項と zwar」に改め、同項を附則第十一項として、同項を加える。

附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第一項、第六条第一項及び第三項、第十一項と zwar」に改め、同項を附則第十九項

七条、第十一条、第十六条並びに第十七条の規定

は、共用飛行場について準用する。この場合に

おいて、第一条第一項中「前項各号」とあるのは

「附則第二項」と、「設置」とあるのは「一般

公衆への供用」と、同条第三項中「第一項」とあ

るのは「附則第二項」と、「前二項」とあるのは

「同項の規定及び附則第四項において準用する

第六条第二項」と、第七条第一項中「設置」とあ

るのは「一般公衆への供用」と、「前条第一項又

は第二項」とあるのは「附則第二項の規定又は附

則第四項において準用する第六条第二項」と、

第十六条中「供用」とあるのは「一般公衆への供

用」と、「第六条第一項若しくは第一項、第八条

第一項若しくは第九条第一項の規定により費用

を負担し、又は第八条第四項若しくは第九条第

三項に規定する工事の費用を負担した地方公共

団体」とあるのは「附則第二項の規定又は附則第

四項において準用する第六条第二項の規定によ

り費用を負担した都道府県」と、第十七条中「第

六条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第

十条第一項若しくは第十二条第一項に規定する

負担割合以上の負担又は第八条第四項、第九条

第三項若しくは第十二条第三項に規定する補助

率以上の補助」とあるのは「附則第二項の規定又

は附則第四項において準用する第十一条第一項に

規定する負担割合以上の負担」と読み替えるも

のとする。

附則第十六項中「規定は、前項」を「又は附則

第一項を附則第十四項とする。

附則第九項中「附則第五項から第七項まで」を

「附則第八項から第十一項まで」に改め、同項を附

則第十三項とする。

則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九

項とし、同項の次に次の二項を加える。

20 附則第十項の規定により国がその費用に充て

る資金を無利子で貸し付けた工事のためには、第二種空港

にあつては当該空港を管理する地方公共団体

に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、

又は管理する地方公共団体に帰属する。当該工

事によって生じた土地、工作物その他の物件に

ついても同様とする。

附則第十四項中「附則第五項から第七項まで」を

「附則第八項から第十一項まで」に、「附則第八項

及び第九項」を「附則第十一項及び第十三項」に改

め、同項を附則第十八項とする。

附則第十三項中「附則第七項」を「附則第十一項」

に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第十二項中「附則第六項」を「附則第九項又

は第十項」に、「又は第九条第三項」を「若しくは第

九条第三項又は附則第六項」に改め、同項を附則

第十六項とする。

附則第十一項中「附則第五項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十項中「附則第五項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第九項中「附則第五項から第七項まで」を

「附則第八項から第十一項まで」に改め、同項を附

則第十三項とする。

附則第八項中「前二項」を「附則第八項から前項

まで」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則中第七項を第十一項とし、第六項を第九項

とし、同項の次に次の二項を加える。

附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附

則第一項、第六条第一項及び第三項、第十一項と zwar」に改め、同項を附則第十九項

第六項の規定により国がその費用について補助

することができる空港の施設の改良の工事で社

会資本整備特別措置法第一条第一項第一号に該

当するものに要する費用に充てる資金につい

て、予算の範囲内において、附則第六項の規定

により国が補助することができる金額に相当す

る金額を無利子で貸し付けることができる。

附則中第五項を第八項とし、第四項の次に次の

三項を加える。

(第一種空港及び第三種空港における工事費用

の負担等の特例)

5 地方公共団体は、当分の間、第八条第一項か

ら第二項まで又は第九条第一項及び第一項の規

定にかかるらず、その管理する第一種空港又は

その設置し、若しくは管理する第二種空港にお

いて、一般公衆の利用に供する目的で当該空港

と他の地点との間の路線における輸送需要に対

応した輸送力を有する航空機が発着することが

できる長さを超えてその滑走路を延長する工事

及び当該工事と併せて施行されるべき着陸帯、

誘導路又はエプロンの改良の工事を施行する」とができる。

6 前項の規定により地方公共団体が工事を施行

する場合には、国は、当分の間、予算の範囲内

で、当該工事のうち空港の利用者の利便の向上

又は地域経済の発展に特に資するものとして政

令で定めるものに要する費用の百分の四十以内

を当該地方公共団体に対して補助することがで

きる。

7 前項の規定により国が費用を補助した工事の

ために取得した土地、工作物その他の物件は、

第一種空港にあつては当該空港を管理する地方

平成九年四月二十四日 衆議院会議録第二十号

空港整備法の一部を改正する法律案及び同報告書

五五

公共団体に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても同様とする。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

2 改正後の空港整備法の規定は、平成九年度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む)について適用し、平成八年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成九年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(空港整備特別会計法の一部改正)

3 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

「第三条第一項中「第十条第二項」の下に「(同法附則第四項において準用する場合を含む)及び附則第四項」を加え、「並びに同条第一項」を「第十条第一項 同法附則第四項において準用する場合を含む。」並びに附則第二項」に改めする。

る。

附則第十四項から第十八項までの規定中「附則第五項から第七項まで」を「附則第八項から第十一項まで」に改める。

地域における空港整備に対する要請的的確に対応するため、共用飛行場における一般公衆の利用に供する施設の整備について当該共用飛行場の存

する都道府県がその整備に要する費用の一部を負担することとともに、地方公共団体がその管理する空港において輸送需要に対応する航空機が発着することができる長さを超えて滑走路を延長する事業を実行する等の必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

空港整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域における空港設備に対する要請に的確に対応するため、共用飛行場における一般公衆の利用に供する施設の整備について当該共用飛行場の存する都道府県がその整備に要する費用の一部を負担することとともに、

地方公共団体がその管理する空港において輸送需要に対応した輸送力を有する航空機が発着することができる長さを超えて滑走路を延長する工事等を実行することができることとする。

（空港整備特別会計法の一部改正）
3 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
「第三条第一項中「第十条第二項」の下に「(同法附則第四項において準用する場合を含む)及び附則第四項」を加え、「並びに同条第一項」を「第十条第一項 同法附則第四項において準用する場合を含む。」並びに附則第二項」に改めする。

附則第十四項から第十八項までの規定中「附則第五項から第七項まで」を「附則第八項から第十一項まで」に改める。

地域における空港整備に対する要請的的確に対応するため、共用飛行場における一般公衆の利用に供する施設の整備について当該共用飛行場の存

□ (1)の工事のために取得した土地等は、国に帰属することとする。

□ 空港の災害復旧工事に関する国及び都道府県の負担割合等についての規定は、共用飛行場について準用することとする。

□ 所要の経過措置について定めることとする。

□ 空港整備特別会計法について、所要の改

する。この法律は、平成九年四月一日から施行する。

2 地方公共団体は、当分の間、その管理す

る第一種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、当該空港と他の地点との間の路線における輸送需要に対応した輸送力を有する航空機が発着するこ

とができる長さを超えて滑走路を延長する工事等を実行することができることとする。

3 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

4 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

5 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

6 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

7 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

8 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

9 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

10 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

11 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

12 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

13 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

14 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

15 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

16 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

17 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

18 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

19 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

20 附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。